【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月25日
【発行者名】	住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役　　関口　陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	ＳＭＢＣ日興証券株式会社 橋田　学思
【電話番号】	03-3283-2972
【届出の対象とした募集内国資産流動化証券の名称】	住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）
【届出の対象とした募集内国資産流動化証券の金額】	500億円(予定) (注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2020年10月13日頃に決定される予定です。
【縦覧に供する場所】	住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第１【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】

１【銘柄】

住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本社債」といいます。）

２【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(1) 振替社債

(ｉ)本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとします。

(ⅱ)社債等振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、無記名式で利札付きに限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の1種とし、記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

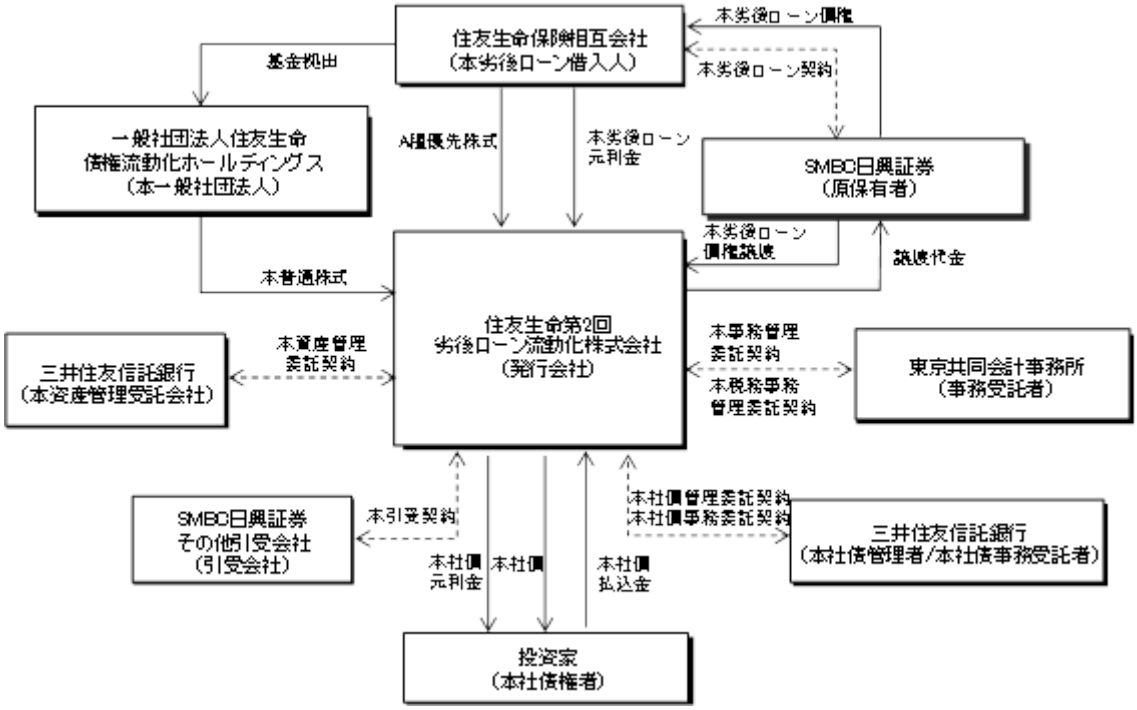

(ｉ)住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社（以下「発行会社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含み、以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内で設立された一般社団法人である一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。

(ⅱ)発行会社は、2020年9月25日付で本社債につき、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）からAの予備格付を取得しており、払込期日（2020年10月20日）までにR&IからAの本格付を取得する予定です。詳細については、下記(10)「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。

(ⅲ)ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」又は「原保有者」といいます。）は、2020年10月13日付でＳＭＢＣ日興証券及び住友生命保険相互会社（以下「住友生命」といいます。）の間で締結される劣後ローン契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2020年10月20日付で500億円(予定)(注)を、住友生命に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を住友生命に対して取得します。

(注)　上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2020年10月13日頃に決定される予定です。

(ⅳ)発行会社は、2020年10月13日付でＳＭＢＣ日興証券及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2020年10月20日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受ける予定です。発行会社が原保有者に支払う本劣後ローン債権の売買代金は本社債の発行によって調達されます。かかる本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である住友生命の譲渡実行日における確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。

(ⅴ)本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済は発行会社に対して直接行うものとされています。

(ⅵ)発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、ＳＭＢＣ日興証券、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社及びその他の本社債の引受会社(未定)(注)が引受を行います。

(注)　その他の本社債の引受会社は、2020年10月5日頃に決定される予定です。

(ⅶ)本社債は、一般募集とします。

(ⅷ)本社債は年2回利息支払を行い、2080年10月20日にその元金を一括して償還します。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとされます。また、発行会社が住友生命から本劣後ローンの元本が期限前弁済される旨の通知を受領した場合、本社債の元金を一括して期限前償還します。なお、発行会社は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(ⅴ)の記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ⅰ)「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(イ)g「本社債の買入消却に伴う弁済」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前弁済されます。

(ⅸ)発行会社は、2020年10月13日付で発行会社及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結される「資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約」（その後の変更及び修正を含みます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

なお、本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「アドバイザリー契約」とは、発行会社及びＳＭＢＣ日興証券の間の2020年10月13日付アドバイザリー契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「一般社団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「会計監査人」とは、発行会社の会計監査人をいい、当初は有限責任あずさ監査法人をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法施行規則」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日（当日を含みます。）から次の利率改定日（当日を含みます。）までの間のそれぞれをいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法（昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、本社債の引受を行うＳＭＢＣ日興証券、大和証券、みずほ証券、野村證券及びその他の本社債の引受会社(未定)(注)を総称していいます。

（注）　その他の本社債の引受会社は、2020年10月5日頃に決定される予定です。

「業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ｉ)「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(オ)「グロスアップ」の記載に基づき住友生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、且つ、かかる義務が、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記7「利率」記載の利率により後記8「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者であるＳＭＢＣ日興証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ホームページ内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「最終償還日」とは、2080年10月20日をいいます。

「参照国債ディーラー」とは、住友生命が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

「参照5年国債」とは、ある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから住友生命が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期

が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「資産関連諸契約」とは、本劣後ローン債権譲渡契約、本資産管理委託契約、本事務管理委託契約及び本税務事務管理委託契約を総称していいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、本劣後ローンが保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、株式会社格付投資情報センター、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（本定義において、以下「格付機関」といいます。）が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン若しくは手法の改正若しくは変更が生じたか若しくは生じる予定である旨を公表し、又は住友生命に対してその旨書面により通知し、当該改正又は変更に従い、(ⅰ)本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関が認めていた資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合、若しくは、本劣後ローンの資本性が認められなくなった場合、又は(ⅱ)本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準以上の資本性が認められる期間が、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた期間に比べて短くなった場合をいいます。

「資本性変更事由弁済日」とは、資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、(ⅰ)(a)住友生命のソルベンシー・マージン比率が200％（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(b)当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、住友生命のソルベンシー・マージン比率が200％（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(ⅱ)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から住友生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「社債等振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「出資発行代り金」とは、発行会社が本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代り金をいいます。

「償還日」とは、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(ⅰ)から(ⅲ)までの記載に基づき本社債が償還される日をいいます。

「譲渡実行日」とは、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権が原保有者から発行会社に譲渡される2020年10月20日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「住友生命」とは、住友生命保険相互会社又はその承継人をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、住友生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社又はその承継人をいいます。

「適用利率」とは、後記7「利率」において定められる本社債の利率をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、有限会社東京共同会計事務所又はその承継人をいいます。

「当初利率適用期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2030年10月20日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「野村證券」とは、野村證券株式会社又はその承継人をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社をいいます。

「発行会社上位債務」とは、発行会社同順位劣後債務及び本社債に関する発行会社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる発行会社の債務をいいます。

「発行会社同順位劣後債務」とは、発行会社の清算手続における支払につき本社債に関する債務と同順位となることが明示された発行会社のその他の債務をいいます。

「発行会社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

ア　発行会社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。

イ　管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

ウ　管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

エ　管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる発行会社劣後事由は生じなかったものとみなされます。

オ　発行会社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「払込期日」とは、後記13「払込期日及び払込取扱場所」(1)「払込期日」において払込期日として定められる、本社債と引換えにする金銭の払込みの期日をいいます。

「費用支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に費用支払勘定として設けられた勘定をいいます。「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構又はその承継人をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般社団法人法に基づき設立された一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスをいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が発行会社及び本社債管理者に差し入れる2020年10月13日付の誓約書をいいます。

「本格付機関」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「本業務委託契約」とは、本一般社団法人及び東京共同会計事務所の間の2019年6月3日付業務委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）及び2020年9月25日付覚書（その後の変更及び修正を含みます。）を総称していいます。

「本資産管理委託契約」とは、発行会社及び三井住友信託銀行の間の2020年10月13日付資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本事務管理委託契約」とは、発行会社及び東京共同会計事務所の間の2020年9月25日付事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債」とは、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）をいいます。

「本社債買入消却」とは、発行会社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、住友生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、発行会社及び三井住友信託銀行の間の2020年10月13日付住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）管理委託契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき発行会社が本社債関連口座として開設する口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ｉ)「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(イ)の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ｉ)「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(イ)の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、発行会社及び三井住友信託銀行の間の2020年10月13日付住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）事務委託契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債事務受託者」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、発行会社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、発行会社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う本社債税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記8「利払日及び利息支払の方法」(1)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本税務事務管理委託契約」とは、発行会社及び東京共同会計事務所の間の2020年9月25日付税務事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本責任財産」とは、発行会社の財産をいいます。

「本届出書提出日」とは、2020年9月25日をいいます。

「本引受契約」とは、発行会社、住友生命及び幹事会社の間の2020年10月13日付住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）引受契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2020年10月20日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン期限前弁済」とは、本劣後ローンの元本の期限前弁済をいいます。

「本劣後ローン基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、住友生命が、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、(ⅰ)資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は(ⅱ)本劣後ローン同順位劣後債務（但し、住友生命の基金を除きます。）がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ⅰ)「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(ア)「利息支払の方法」bの記載に従って計算されるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、ＳＭＢＣ日興証券及び住友生命の間の2020年10月13日付劣後ローン契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づき、ＳＭＢＣ日興証券が住友生命に対して本劣後ローンを貸し付けることによって発生した本劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、ＳＭＢＣ日興証券及び発行会社の間の2020年10月13日付劣後ローン債権譲渡契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本劣後ローン最終弁済日」とは、2080年10月20日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、住友生命の本劣後ローンの利息支払及び元本弁済債務並びにこれらに関する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の基金に関する債務及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の基金又は本劣後ローンに関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。
本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、下記の契約及び社債に係る住友生命の債務があります。

ア 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2019年6月19日）
イ 2073年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2013年9月20日）
ウ 2077年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2017年9月14日）
エ 住友生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年6月29日）
オ 住友生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年6月29日）
カ 住友生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年12月21日）
キ 住友生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年12月21日）
ク 住友生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年12月21日）

「本劣後ローン任意停止」とは、住友生命が、その裁量により、本劣後ローン基準日までに発行会社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン任意弁済日」とは、利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン弁済日」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ⅰ)「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(ア)又は(イ)の記載に基づき本劣後ローンが弁済される日をいいます。

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローン元本の弁済を行うために充足すべき、(ⅰ)当該弁済を行った後において住友生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(ⅱ)住友生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、且つ、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。「適格資本調達」には、基金の発行及び劣後債務による資金調達が含まれるものとします。

「本劣後ローン未払残高」とは、本劣後ローンに関してその時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ⅰ)「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ⅰ)「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(ア)「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算期間」とは、各本劣後ローン利払日につき、当該本劣後ローン利払日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）に開始し、当該本劣後ローン利払日の直後に到来する本劣後ローン利息計算基準日（当日を含みます。）に終了する期間をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、2020年10月20日を第1回として、その後毎年の4月20日及び10月20日をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2021年4月20日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年4月20日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日及び10月20日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

ア 住友生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。

イ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

エ 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。

オ 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由（本社債）」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社又はその承継人をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社又はその承継人をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ｉ)「本劣後ローン債権の概要」キ「利息支払の方法及び制限」(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息計算期間」とは、2030年10月20日以降に到来する利払日の翌日（当日を含みます。）に開始しその次の利払日（当日を含みます。）に終了する連続する各期間をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、発行会社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2021年4月20日を第1回とし、その後毎年4月20日及び10月20日をいいます。

「利率改定日」とは、2030年10月20日及びその5年後ごとの応当日のそれぞれをいいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件（発行会社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

ア　発行会社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は発行会社に知れている債権者に係る全ての発行会社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

イ　発行会社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての発行会社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。

ウ　発行会社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

エ 発行会社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

オ 発行会社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて発行会社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

ア 住友生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

イ 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。

ウ 住友生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

エ 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

オ 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、発行会社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは、発行会社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って住友生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は33,400株(予定)(注)、その払込金額の総額は1,670,000,000円(予定)(注)です。

（注） 上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、後記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時（2020年10月13日頃）に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます（払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ）。

払込金額＝1,670,000,000円＋（後記3「券面総額」記載の本社債の総額－500億円）(※1)×1.65%(※2)

(※1) 負の値の場合はゼロとします。

(※2) 後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

株式数＝払込金額÷50,000円

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「ＳＭＢＣ日興証券」とは、ＳＭＢＣ日興証券株式会社又はその承継人をいいます。

(3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(ⅰ)管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は発行会社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を発行会社のために行います。本社債管理委託契約において、発行会社は、本劣後ローン債権を含む発行会社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の弁済による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」イ「回収金の処理の方法」(ウ)に記載の方法及び順序によってのみ利用することが可能であるとされています。

(ⅱ)信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の費用支払勘定において管理され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の費用支払勘定から支払われるものではありません。

(4) 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(ⅰ)元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本劣後ローン債権の他には、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら発行会社の当初費用並びに発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、且つ、払込期日後に発行会社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は住友生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は住友生命が支払う本劣後ローン元本の弁済金によって行われることになりますが、本劣後ローン債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である住友生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況に影響されることになります。そのため、住友生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら住友生命の信用力に依存しており、その時々の住友生命の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。なお、住友生命の財務状況については、後記第三部第3「住友生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。また、住友生命の事業上のリスクについては、後記第三部第3、同5「住友生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

これらのリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(ⅱ)本社債の元金の償還に関するリスク

ア　本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(ⅱ)又は(ⅲ)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(ⅴ)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2080年10月20日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還することが予定されています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、本社債の最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローン元本は、本劣後ローン弁済要件を充足した場合に限り、本社債の最終償還日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済するものとされています。本劣後ローン最終弁済日に本劣後ローン弁済要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終弁済日は本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延期されるものとされています。

以上から、本劣後ローン最終弁済日において本劣後ローン弁済要件を充足できない場合には、本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローン元本の弁済を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延期される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

イ　発行会社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の弁済若しくは利息の支払が行われなかった場合、住友生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の弁済は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、発行会社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

ウ　本社債の期限前償還に関するリスク

発行会社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン元本の期限前弁済が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、住友生命は、その選択により、2030年10月20日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部（一部は不可）を期限前弁済することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部（一部は不可）を期限前弁済することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い住友生命が本劣後ローンの期限前弁済を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性がありますが、それに対する補償は発行会社及び住友生命を含むいかなる当事者も行いません。なお、本劣後ローン契約に従った住友生命による本劣後ローンの期限前弁済はいずれも住友生命の権利であり、住友生命に期限前弁済を義務付けるものではなく、住友生命がかかる権利を行使して期限前弁済を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、発行会社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び住友生命に対して本劣後ローンの期限前弁済を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(iii)本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに住友生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。

発行会社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、且つ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務（但し、住友生命の基金を除きます。）がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、住友生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに住友生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延に係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が住友生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、住友生命は、本劣後ローン最終弁済日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望す

る場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、住友生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、住友生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため発行会社による特段の対応は図られていません。

(ⅳ)本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。また、発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項（相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項）により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c)（(b)、(d)及び(e)に掲げるもの以外の）更生債権、(d)約定劣後更生債権、(e)基金に係る更生債権、(f)社員権の順序となり、株式会社の場合は、(A)更生担保権、(B)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(C)（(B)及び(D)に掲げるもの以外の）更生債権、(D)約定劣後更生債権、(E)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(F)（(E)に掲げるもの以外の）株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

また、本劣後ローン契約上、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就し、本劣後ローンに関する請求権が発生する場合であっても、支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合に、基金の払戻しとして支払われたであろう金額に減額されるものとされています。

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しはその他

の相互会社の債務に劣後するものとされているほか、更生特例法上も相互会社について更生手続が開始された場合の更生計画における権利の順位についても、上記のとおり、他の更生債権に比べて基金に係る更生債権は劣後するものとされています。しかしながら、本劣後ローンについては上記のとおり、支払を請求しうる金額が減額されることにより基金と実質的に同順位の債務として取り扱われることが企図されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、住友生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき住友生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、住友生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、住友生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに住友生命及び発行会社の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(ｖ)原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えています。

ア　原保有者及び発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること。

イ　原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が発行会社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと。

ウ　本劣後ローン債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買い戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本劣後ローン債権の買い戻しを行う義務を負担していないこと。

エ　原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。

オ　本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による住友生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと発行会社は考えていますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(vi)住友生命の株式会社化に伴うリスク

住友生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、住友生命が組織変更により株式会社となる場合には、組織変更の効力発生をもって本劣後ローン契約の一部の規定が読み替えられるものとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン利息の支払が停止している場合に本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息の支払等が禁止されますが、読替後はかかる支払等は禁止されません。また、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就し、本劣後ローンに関する請求権が発生する場合にその支払を請求しうる金額は、組織変更前においては、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合に、基金の払戻しとして支払われたであろう金額に減額されますが、保険業法第89条により、株式会社への組織変更をする相互会社は原則として全ての基金を償却しなければならないため、組織変更後は、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の最優先の株式であると仮定した場合に、住友生命の残余財産から支払われたであろう金額に減額されるものと読み替えられるものとされています。

以上から、住友生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における住友生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、住友生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(ⅶ)発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が、本社債の元金全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性がありますが、発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

ア　発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきＳＭＢＣ日興証券から発行会社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。

イ　発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

ウ　発行会社は、その資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。

エ　発行会社は、(ⅰ)本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は上記アに規定する業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（発行会社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つ(ⅱ)本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

オ　発行会社は、上記アに規定する業務及びその附帯業務に必要のない資産を購入せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要のない従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における発行会社の約束により、発行会社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(viii)発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（以下、本(viii)において「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けます。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、本社債の最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、住友生命は、当該諸費用増加額相当額の発行会社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、住友生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、発行会社及び本一般社団法人が住友生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は住友生命その他の第三者が発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、発行会社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、発行会社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては発行会社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、発行会社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(ix)発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、発行会社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、上記(iv)「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、発行会社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て住友生命に保有されます。A種優先株式については、発行会社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、且つ、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、発行会社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は発行会社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、発行会社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、下記(8)「債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他発行会社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生

したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(ｘ)発行会社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。本劣後ローン元本の弁済までの期間は50年を超える可能性があるため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、発行会社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(ｘｉ)発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約します。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約します。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約します。また、事務受託者は、本業務委託契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る法人に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、類型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(xⅱ)本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式及び住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、上記(xⅰ)「発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク」記載の本一般社団法人及び東京共同会計事務所が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、且つ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、且つ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(xⅲ)本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、上記(ⅶ)「発行会社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(xⅳ)法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有

効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、上記(ⅱ)「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(xⅴ)税制の変更等に関するリスク

本届出書提出日以降、税制の変更等により、発行会社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、発行会社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、上記(ⅱ)「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(xvi)保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下本(xvi)において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下本(xvi)において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下本(xvi)において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社債は、住友生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権を主な財産とする発行会社が発行した社債であり、法形式的には住友生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、発行会社の主な財産が住友生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(xvii)本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

上記(ⅱ)「本社債の元金の償還に関するリスク」ア「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及び(ⅲ)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延期により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延期される可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延期された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延期中に本社債を売却する場合、発行会社が当該繰り延べられた利息の支払又は延期された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延期により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延期によっても、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性の他、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(xviii)市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(xix)本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還（期限前償還を含みます。）、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他住友生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知（以下「本社債住友生命関連通知」といいます。）は、全て、住友生命から本劣後ローン債務の弁済（期限前弁済を含みます。）、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の住友生命から通知される事項に関する通知（以下「本劣後ローン住友生命関連通知」といいます。）を発行会社が受領した後に行われます。従って、住友生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン住友生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債住友生命関連通知は、かかる住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(5) 期限前償還

本社債の元金は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(ⅱ)又は(ⅲ)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

(6) 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(7) 利息支払の停止

本社債の利息は、後記8「利払日及び利息支払の方法」(6)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

(8) 債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限

(ⅰ)本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、発行会社の財産である本責任財産のみを責任財産として、且つ、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」イ「回収金の処理の方法」(ウ)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

(ⅱ)本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとされています。

(ⅲ)本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその財産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

(9) 劣後条件等

(ⅰ)劣後特約（発行会社劣後事由）

発行会社は、発行会社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、発行会社劣後事由が発生した事実を通知します。発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(ⅱ)劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））

発行会社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(ⅲ)上位債権者等に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者及び同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、発行会社に対し発行会社上位債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本劣後ローン上位債務を有する全ての者をいい、同順位劣後債権者

とは、発行会社に対し、発行会社同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本劣後ローン同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(ⅳ)劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（発行会社劣後事由）及び劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに発行会社に返還するものとされています。

(ｖ)相殺禁止

ア　発行会社について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

イ　本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(10) 本社債に関する信用格付

(ⅰ)信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の最終償還日における全額償還の安全性について、2020年9月25日付で本社債につき、R&IからAの予備格付を取得しており、払込期日（2020年10月20日）までにR&IからAの本格付を取得する予定です。但し、予備格付の付与以降に本格付機関が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

(ⅱ)信用格付の前提及び限界に関する説明

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

(ⅲ)信用格付に関する情報を入手するための方法

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」内の「ストラクチャード

ファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載する予定です。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号　03-6273-7471

3【券面総額】

500億円(予定)

（注）　上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2020年10月13日頃に決定される予定です。

4【各（特定）社債の金額】

金1,000万円

5【発行価額の総額】

500億円(予定)

（注）　上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2020年10月13日頃に決定される予定です。

6【発行価格】

各本社債の金額100円につき金100円

7【利率】

(1) 本社債の利率は、(ⅰ)払込期日の翌日（当日を含みます。）から2030年10月20日（当日を含みます。）までは年(未定)％(注)とし、(ⅱ)2030年10月20日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間については当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)％（年率）(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0％を下回りません。

（注）　上記各利率は、2020年10月5日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2020年10月13日頃に決定される予定です。なお、(ⅰ)の利率に係る仮条件の提示方法は、(a)(ⅰ)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、(b)(ⅰ)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。(a)の方法による場合(ⅱ)における加算率は(ⅰ)における加算率に1.00％を加えた値とし、(b)の方法による場合(ⅱ)における加算率は、決定された(ⅰ)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）を控除した値に1.00％を加えた値とします。

(2) 上記(1)(ⅱ)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される5年国債金利として住友生命が本劣後ローン契約に従い発行会社に通知する利率をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、住友生命が利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能で

あった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（本(2)において、以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。

上記により住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。）として住友生命が本劣後ローン契約に従い発行会社に通知する利率とします。住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。）として住友生命が本劣後ローン契約に従い発行会社に通知する利率とします。また、住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利は、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利として住友生命が本劣後ローン契約に従い発行会社に通知する利率とします。

(3) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日（当日を含みます。）から5銀行営業日以内に、上記(1)(ⅱ)及び(2)により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

8【利払日及び利息支払の方法】

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2021年4月20日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日に、各々その日（当日を含みます。）までの前半か年分を支払います。

(2) 本社債の利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(3) 払込期日の翌日（当日を含みます。）から2030年10月20日（当日を含みます。）までの間において半か年に満たない期間につき本社債利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

(4) 2030年10月20日の翌日（当日を含みます。）以降の本社債利息を計算するときは、各利息計算期間に関し、各本社債権者が各口座管理機関（業務規程等に定める口座管理機関をいいます。）に保有する各社債の金額の総額に、前記7「利率」(1)(ⅱ)に基づき決定される利率に当該利息計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

(5) 本社債の償還日以降、当該償還額（本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(ⅰ)(a)当該償還日において残存する経過利息又は(b)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(ⅱ)未払残高は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

(6) 利息支払の停止

発行会社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

(7) 未払残高の支払

(ⅰ)発行会社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(ⅰ)の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関（業務規程等に定める口座管理機関をいいます。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

(ⅱ)未払残高の支払については、本(7)「未払残高の支払」の記載のほか、前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(ⅰ)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び(ⅱ)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

(8) 本社債利息及び経過利息の支払については、本8「利払日及び利息支払の方法」の記載のほか、前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(ⅰ)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び同(ⅱ)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」の記載に従います。

9【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各本社債の金額100円につき金100円

(2) 償還の方法及び期限

(ⅰ)本社債の元金は、下記(ⅱ)又は(ⅲ)の記載に基づき期限前償還される場合及び下記(ⅴ)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」オ「弁済の方法及び期限」(ア)の記載に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記7「利率」(1)(ⅱ)に記載の利率による利息が発生するものとします。

(ⅱ)発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ⅰ)「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(イ)の記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(iii)発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ⅰ)「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」(イ)の記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(iv)上記(ⅰ)から(iii)までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる経過利息又は本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(ⅴ)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの弁済が住友生命と発行会社の間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。

(vi)本社債の元金の償還及び買入消却については、本9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(ⅰ)「劣後特約（発行会社劣後事由）」及び同(ⅱ)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

１０【募集の方法】

本社債は一般募集とします。

１１【申込証拠金】

該当事項はありません。

１２【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

2020年10月13日

(2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の本店及び国内各支店

ＳＭＢＣ日興証券株式会社
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
野村證券株式会社
その他の本社債の引受会社(未定)(注)

(注)　その他の本社債の引受会社は、2020年10月5日頃に決定される予定です。

１３【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

2020年10月20日

(2) 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社

なお、三井住友信託銀行株式会社は、本社債の払込期日に本社債の払込金額の総額の払込が行われたこと及び本社債の払込金の決済が適用法令等に基づき適正に行われたことを確認します。

１４【引受け等の概要】

本引受契約に規定される条項に従い、幹事会社は、本社債を下記のとおりに連帯して買取引受を行います。

本社債の引受			
幹事会社の名称	住所	引受金額 (百万円) (注3)	引受の条件
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定)	1. 幹事会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2. 本社債の引受手数料は、各本社債の金額100円につき、金60銭とします。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定)	
野村證券株式会社(注1)	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	(未定)	
(未定)(注2)	(未定)(注2)	(未定)	
計	－	50,000	

(注1)　野村證券株式会社の住所は、2020年10月1日以降は「東京都中央区日本橋一丁目13番1号」となります。

(注2)　その他の幹事会社の名称及び住所は、2020年10月5日頃に決定される予定です。

(注3)　引受金額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2020年10月13日頃に決定される予定です。また、各幹事会社の引受金額の内訳についても2020年10月13日頃に決定される予定です。

１５【（特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社】

(1) 本社債の社債管理者は、三井住友信託銀行（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)とします。本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。本社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て発行会社の負担とします。本社債管理者は、本社債の償還額から本社債権者に優先して上記費用の弁済を受けることができます。但し、この規定は、発行会社の上記費用負担義務に影響を及ぼすものではありません。

(2) 本社債管理者は、本社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理者の職務を行うものとします。

(3) 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者のために公平且つ誠実に本社債の管理を行うものとします。

(4) 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行うものとします。

(5) 本社債管理者は、発行会社が提出した決議書、証明書、通知書その他の文書又は書類に依拠することができ、これらに依拠して行為し又は行為を留保することが保証されており、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、法律が許容する限りにおいて、発行会社又は本社債権者に対し責任を負いません。

(6) 本社債管理者は、本社債要項、本社債管理委託契約及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他の専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善

意により行為し又は行為を留保することができ、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、法律が許容する限りにおいて、発行会社又は本社債権者に対し責任を負いません。

(7) 本社債管理者が本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を果たし得ず、法令に従って辞任する場合、又は、裁判所が法令に従って本社債管理者を解任した場合には、発行会社は法令の規定に従って新たに社債管理者を選任し、会社法第714条第4項に定める場合、その旨を公告し、且つ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとします。但し、後任の社債管理者が選任されるまで、本社債管理者は、引き続き本社債管理委託契約上の社債管理者の事務を継続して行うものとし、かかる辞任又は解任の効力は生じないものとします。本社債管理者は、本(7)に基づく辞任又は解任の場合において、善良なる管理者の注意をもって本(7)に定める義務を履行したときは、以後、本社債に関して社債管理者としての一切の責任を負いません。本15「社債管理者又は社債の管理会社」の記載は、新たに選任された社債管理者についても、同様とします。

(8) 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

１６【振替機関に関する事項】

本社債の振替機関は、保管振替機構とします。

１７【その他】

(1) 社債権者集会

(ⅰ)本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債（本(1)において、以下「本種類の社債」といいます。）の社債権者集会は、発行会社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を下記(3)「通知の方法」記載の方法により公告又は通知します。

(ⅱ)本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。

(ⅲ)本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、発行会社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

(2) 発行会社の遵守事項

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

(ⅰ)発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約上の履行すべき一切の義務を履行し、本劣後ローン債権譲渡契約の各条項に従います。

(ⅱ)発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきＳＭＢＣ日興証券から発行会社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。

(iii)発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

(iv)発行会社は、発行会社の資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。

(ｖ)発行会社は、(a)本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は上記(ⅱ)記載の業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（発行会社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つ(b)本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

(vi)発行会社は、上記(ⅱ)記載の業務及びその附帯業務に必要のない資産を購入せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要のない従業員を雇用しません。

(vii)発行会社は、発行会社の財産である金銭を本社債管理委託契約の定めに従って支出又は運用します。

(viii)発行会社は、資産関連諸契約及びこれに関連する契約に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。

(ix)発行会社は、本劣後ローン契約に基づく住友生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。

(ｘ)発行会社は、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更（但し、下記(xiv)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び下記(xｖ)但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。）しません。

(xⅰ)発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達及び発行会社の定款その他の内部規則を遵守します。

(xⅱ)発行会社は、金融商品取引法及びその他の関連法令等に従って官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますがこれらに限られません。）を適式に行います。

(xiii)発行会社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。

(xiv)発行会社は、払込期日までに住友生命に対して発行するものを除き、A種優先株式を発行しません。但し、発行会社は、本社債の元利金の償還若しくは支払又はこれらに関連する費用（本社債の期限前償還の場合を含みますが、これに限られません。）その他発行会社の事業の運営、維持及び管理に必要な費用を支払うための資金を調達する場合には、随時住友生命及び本一般社団法人に対して、A種優先株式を発行することができます。

(xｖ)発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、普通株式を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。

(xvi)発行会社は、子会社（会社法第2条第3号並びに会社法施行規則第3条第1項及び第3項における意味を有します。）を持ちません。

(xvii)発行会社は、組織変更（会社法第2条第26号における意味を有します。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は自己信託の設定を行いません。

(xviii)発行会社は、株式について配当を行いません。

(xix)発行会社は、適用ある法令上提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。

(xx)発行会社は、自ら又は発行会社の役員若しくは発行会社の普通株主をして、発行会社又はその資産について、本社債に関する発行会社の債務の弁済が完了してから1年と1日を経過するまでの間、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめることに同意します。

(xxi)発行会社は、本社債に関する本社債権者の権利に悪影響を生じさせる本劣後ローン契約、本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の変更（法令の改正又は制定に伴い、当該法令の遵守に必要となる変更を除きます。）を行いません。

(3) 通知の方法

(ⅰ)本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の記載にかかわらず、発行会社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。

(ⅲ)本届出書提出日現在における、発行会社の電子公告のURLは、
「https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/3/m398/index.html」です。

(4) 契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の謄本は、発行会社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。発行会社の定款並びに本劣後ローン契約及び資産関連諸契約の各契約証書の謄本は、発行会社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(5) 本社債要項の変更

(ⅰ)本社債要項に定められた事項（但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。）の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとされ、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

(6) 元利金の支払

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、発行会社は、下記(7)「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

(7) 発行代理人及び支払代理人

本社債の業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行とします。

(8) 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(9) 申込みの方法等

申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までをご参照下さい。

(10) 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報を除きます。）については、ＳＭＢＣ日興証券、大和証券、みずほ証券及び野村證券に対して投資者より情報開示に係る不同意の申出がない限り、当該各社を通じて、必要に応じて住友生命に開示、提供及び共有される予定です。

なお、住友生命は当該情報について、本社債の需要調査に関する目的以外には使用しません。

第２【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第３【コマーシャル・ペーパー及び（特定）短期社債】

該当事項はありません。

第４【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第５【手取金の使途】

発行会社は本社債の手取金を、本劣後ローン債権の取得代金に充当します。本劣後ローン債権の原保有者は、本劣後ローン債権の譲渡による手取金により、借入金の返済等を行います。本劣後ローン債権の債務者である住友生命は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

第二部【管理資産情報】

第１【管理資産の状況】

１【概況】

（１）【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2020年8月31日付で設立登記を行った株式会社です。発行会社の行いうる業務は、発行会社の定款に目的として記載されている、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

発行会社の義務・責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行、募集するにあたっては、会社法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、民法及び商法の他、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者であるＳＭＢＣ日興証券から株式会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者である住友生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(ⅱ)「本社債の元金の償還に関するリスク」及び(ⅲ)「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

（２）【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づきＳＭＢＣ日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきＳＭＢＣ日興証券から発行会社に譲渡される住友生命に対する劣後特約付の1個の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

（３）【管理資産の沿革】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき2020年10月20日にＳＭＢＣ日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき同日に原保有者であるＳＭＢＣ日興証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

（４）【管理資産の管理体制等】

①【管理資産の関係法人】

ＳＭＢＣ日興証券は、本劣後ローン契約に基づき管理資産である本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき管理資産を発行会社に譲渡します。本劣後ローン債権の移転と同時に、発行会社は、ＳＭＢＣ日興証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継します。

住友生命は、本劣後ローン契約に基づきＳＭＢＣ日興証券から貸付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となります。

発行会社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三井住友信託銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為等をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます（会社法第705条第1項及び第4項）。

②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

発行会社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しており、かかる委託を受けている三井住友信託銀行は、本資産管理委託契約において、大要以下の事項を遵守することとされています。

(ⅰ)三井住友信託銀行は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した住友生命に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産（以下本項において「本資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。

(ⅱ)三井住友信託銀行は、発行会社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。

(ⅲ)三井住友信託銀行は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である三井住友信託銀行（資産金融部）に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。

(ⅳ)三井住友信託銀行は、発行会社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

③【管理資産の管理体制】

(ⅰ)管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

ア　法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行です。

三井住友信託銀行は、迅速な経営判断による柔軟且つ機動的な業務執行を推進するとともに、監査・監督機能の維持・強化を図るため、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置しており、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の監査委員会と連携した監査を行っております。

(ア) 取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としております。また、取締役20名のうち5名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っております。

(イ) 監査等委員会

三井住友信託銀行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役で構成されており、うち3名は社外取締役となっております。

監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査いたします。

(ウ) 経営会議等

三井住友信託銀行では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しております。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っております。

また、重要な投融資案件を協議又は決定する「投融資審議会」、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）に関する方針等を協議又は決定する「ＡＬＭ審議会」、受託財産の運用に関する重要事項を協議又は決定する「受託財産運用審議会」を設置しているほか、「商品審査委員会」、「オペレーショナル・リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」等各種委員会を設置しております。

イ　内部統制システムの整備状況

三井住友信託銀行の取締役会は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（以下、イ 内部統制システムの整備状況において「持株会社」という）の経営管理のもと、持株会社、三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の信託銀行として三井住友信託銀行及びその子会社等の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他三井住友信託銀行の業務並びに三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

（ア）　コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について

a 持株会社が定めるグループのコンプライアンスに関する基本方針等を踏まえ、三井住友信託銀行のコンプライアンスに関する基本方針について定める。

b コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。

c 持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行において顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。

d 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。

e 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。

f 役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。

g 役員及び社員に対し三井住友信託銀行における業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。

h 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

ｉ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

（イ）　リスク管理体制の整備について

ａ 持株会社が定めるグループのリスク管理基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行のリスク管理に関する基本方針について定める。

ｂ リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。

ｃ 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスク・カテゴリー毎にリスク管理部署を置く。

ｄ リスク管理に関する持株会社が定めるグループの方針等を踏まえ、毎年度、三井住友信託銀行における計画（内部管理態勢整備計画）を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等のリスク管理体制を整備する。

ｅ 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

ｆ 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、持株会社が定めるグループの正常な業務活動の維持、継続を図る。

（ウ）　業務執行体制の整備について

ａ 主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。

ｂ 業務の円滑且つ適切な運営を図るべく、三井住友信託銀行における組織の機構・分掌並びに役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。

ｃ 社内規定は関連する法令等及び持株会社が定める基本方針等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、速やかに所要の改廃を行う。

（エ）　経営の透明性確保について

ａ 会計処理の適切性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。

ｂ 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確且つ公平に開示する。

（オ）　グループ管理体制の整備について

ａ 三井住友信託銀行のみならず子会社等のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。

ｂ グループ内取引等を実施する場合は、アームズレングス・ルールに基づく検証等を行うとともに、持株会社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるものは持株会社に対し事前協議を行う。また、子会社等の行う重要度の高いグループ内取引等は、三井住友信託銀行がリスク管理面、コンプライアンス面等での検証を行う。

ｃ 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に三井住友信託銀行に報告する。

ｄ 三井住友信託銀行は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

（カ）　情報の保存・管理体制の整備について

ａ 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。

ｂ 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

（キ）　内部監査体制の整備について

ａ 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。

b 持株会社が定めるグループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。

c 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査等委員会に報告する。

（ク）　監査等委員会監査に関する体制の整備について

a 監査等委員会の職務を補助すべき社員等

（a）監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。

（b）監査等委員会室員は監査等委員会の指揮命令のもとで監査等委員会の職務を補助する業務を行う。

（c）監査等委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査等委員会と事前に協議する。

（d）取締役は、監査等委員会室員が監査等委員会の職務を補助する業務を行う上で、不当な制約を受けることがないよう配慮する。

b 監査等委員会への報告体制

（a）取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び社員は、三井住友信託銀行若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

（b）コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査等委員会に対して報告しなければならない。

（c）内部監査部は、同部による三井住友信託銀行及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会に対して報告しなければならない。

（d）取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査等委員会に対して報告しなければならない。

（e）上記（a）、（b）及び（d）に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記（a）に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記（b）に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記（d）に掲げる事項について監査等委員会から報告を求められた場合は速やかに、三井住友信託銀行の監査等委員会に報告する。

（f）監査等委員会は、必要に応じ、上記（a）から（d）に掲げる事項について、上記（a）から（e）に掲げる者に対して報告を求めることができる。

（g）上記（a）から（f）に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

c その他監査等委員会監査の実効性確保のための体制

（a）取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査活動に誠実に協力する。

（b）監査等委員は、取締役会のほか、監査等委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む）に出席することができる。

（c）代表取締役は、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会と意見交換を行う。

(d) 内部監査部門は、監査等委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査等委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査等委員会による調査等の指示は、取締役その他の者の指示に優先する。

(e) 代表取締役又は人事部門を担当する取締役は、監査等委員会に対して、内部監査部門を担当する取締役、執行役員のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。

(f) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査等委員会との円滑な連携に努める。

(g) 子会社等に三井住友信託銀行の監査等委員と兼職する監査役（指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む）を配置するなど、監査等委員会による三井住友信託銀行及び子会社等全体の監査の実効性確保のための体制を整備する。

(h) 三井住友信託銀行は、監査の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

（ケ） 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人の連携状況

監査等委員会は、毎月1回内部監査部と定期的に会合をもち、内部監査計画の事前協議や内部監査結果の報告に加え、相互に意見・情報交換を実施し、内部監査の実施状況やリスク認識等についての報告を受けております。また、監査等委員会は、内部監査部とともに会計監査人と定期的に会合をもち、監査及び会計に関する情報、会計監査計画、監査の実施状況及び監査結果等について報告を受け、財務報告や内部統制の状況、改善提案についての意見交換を行っております。必要に応じて随時意見交換及び情報交換を実施する等、これらの内部監査部及び会計監査人との連携を緊密に行うことで監査の実効性及び効率性確保を図っております。

(ⅱ)管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

２【管理資産を構成する資産の概要】

（１）【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づきＳＭＢＣ日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から発行会社に譲渡される住友生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用になるほか、貸金業法が適用になります。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者であるＳＭＢＣ日興証券は、貸金業者として登録されています。発行会社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用となります。

本劣後ローン債権には、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの保険業法及び若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(ⅱ)「本社債の元金の償還に関するリスク」及び(ⅲ)「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

ＳＭＢＣ日興証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日である2020年10月20日において貸付けを行い、同契約の定めに従い、同日に本劣後ローン債権が発生する予定です。

劣後特約付の貸付債権の譲渡については、民法上の通常の債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者であるＳＭＢＣ日興証券から発行会社に対する譲渡については2020年10月20日に効力が発生する予定であり、本劣後ローン債権の債務者である住友生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権の債務者である住友生命に対する倒産、強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、相互会社等について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

（２）【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者であるＳＭＢＣ日興証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」をご参照下さい。

（３）【管理資産を構成する資産の内容】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づきＳＭＢＣ日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきＳＭＢＣ日興証券から発行会社に譲渡された住友生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

(ｉ)本劣後ローン債権の概要

ア　金額

金500億円(予定)

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2020年10月13日頃に決定される予定です。

イ　使途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

ウ　貸付実行日

本劣後ローン貸付実行日

エ　本劣後ローン最終弁済日

2080年10月20日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいい、下記オ「弁済の方法及び期限」(ア)の記載に基づき延期された場合には、当該延期後の日をいいます。

オ　弁済の方法及び期限

(ア) 本劣後ローンの元本は、下記(イ)の記載に基づき期限前弁済される場合を除き、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本

劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済します。

本劣後ローン弁済要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終弁済日に弁済されない場合、本劣後ローン最終弁済日は本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延期されるものとし、その間も、下記カ「利率」(ウ)記載の利率による利息が発生するものとします。

(イ) 住友生命は、以下の場合において本劣後ローンを弁済することができます。

a 住友生命の選択による弁済

住友生命は、その選択により、本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（本劣後ローン弁済要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。）を行うことにより、本劣後ローン任意弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、本劣後ローン任意弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

b 資本事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(ⅰ)(a)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び(ⅱ)本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

c 資本性変更事由による弁済

資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である資本性変更事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本性変更事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(ⅰ)(a)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び(ⅱ)本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

d 税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である税制事由弁済日

に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(ⅰ)(a)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び(ⅱ)本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

e グロスアップ事由による弁済

グロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日であるグロスアップ事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、グロスアップ事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(ⅰ)(a)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）からグロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び(ⅱ)本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

f 本社債税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である本社債税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本社債税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、(ⅰ)(a)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び(ⅱ)本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

g 本社債の買入消却に伴う弁済

本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、住友生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、住友生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、(ⅰ)本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を弁済し、(ⅱ)本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高

（本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。）を支払います。

住友生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の弁済として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の弁済に伴い、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が弁済されたものとみなされ、且つ、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

(ウ) 上記(ア)又は(イ)に基づき本劣後ローンが弁済される日である本劣後ローン弁済日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

(エ) 本劣後ローンの元本の弁済については、本オ「弁済の方法及び期限」の記載のほか、下記コ「劣後条件等」(ア)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

カ　利率

(ア)　本劣後ローンの利率は、(ⅰ)本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2030年10月20日（当日を含みます。）までである当初利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間については年(未定)％(注)とし、(ⅱ)2030年10月20日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間については当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)％（年率）(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0％を下回りません。

(注) 上記(ⅰ)の利率及び(ⅱ)における加算率は、2020年10月13日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に、前記第一部第1、7「利率」(1)(ⅰ)の利率及び(ⅱ)における加算率と、それぞれ同率で決定されることが予定されています。

(イ)　上記(ア)(ⅱ)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、住友生命は利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（本項において、以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。

上記により住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。）とします。住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。）とします。また、住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利は、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利とします。

なお、上記(ア)(ⅱ)における利率は、利率決定日に住友生命が決定します。

(ウ)　住友生命は、利率決定日に、上記(ア)(ⅱ)及び上記(イ)により決定された本劣後ローンの利率並びに当該利率の算定に用いた5年国債金利を本劣後ローン貸付人に通知します。

キ　利息支払の方法及び制限

(ア)　利息支払の方法

a 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、当初利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、本劣後ローンの元本金額に上記カ「利率」(ア)(ⅰ)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は(未定)円(注)です。

(注) 上記金額は、2020年10月13日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

各改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、本劣後ローンの元本金額に、上記カ「利率」(ア)(ⅱ)に基づき決定される利率に当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を乗じて算出した金額（円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を支払います。

b 当初利率適用期間において本劣後ローン利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本劣後ローンに係る利息を計算するときは、上記カ「利率」(ア)(ⅰ)に記載の利率により当該計算期間の実日数を分子とし当該本劣後ローン利息計算期間の実日数を分母とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

各改定後利率適用期間において本劣後ローン利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本劣後ローンに係る利息を計算するときは、本劣後ローンの元本金額に、上記カ「利率」(ア)(ⅱ)の利率に当該計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

c 本劣後ローン弁済日以降、当該弁済額（本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る本劣後ローン利息は発生しないものとします。なお、(ⅰ)(a)当該本劣後ローン弁済日において残存する本劣後ローン経過利息又は(b)当該本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び(ⅱ)本劣後ローン未払残高は、上記(ⅰ)「本劣後ローン債権の概要」オ「弁済の方法及び期限」の記載に従い弁済とともに支払われます。

d 本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本キ「利息支払の方法及び制限」の記載のほか、下記コ「劣後条件等」(ア)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(イ)　利払の任意停止

住友生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不

可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(ウ) 利払の強制停止

住友生命は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、(ⅰ)資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は(ⅱ)本劣後ローン同順位劣後債務（但し、住友生命の基金を除きます。）がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

(エ) 本劣後ローン未払残高の支払

a 住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、当該本劣後ローン利払日に本劣後ローン未払残高の全部又は一部を支払うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、(ⅰ)適用ある規制上の要件を充足し、(ⅱ)資本不足事由が生じておらず、また、(ⅲ)本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

b 上記a、上記(イ)「利払の任意停止」及び(ウ)「利払の強制停止」並びに下記ク「本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、住友生命は、本劣後ローン利払日において、同日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日までの未払残高について、実質的に同時に、当該本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の合計額に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

c 住友生命が本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローン利息の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

d 本劣後ローン未払残高の支払については、本(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、下記コ「劣後条件等」(ア)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(オ) グロスアップ

住友生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。住友生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、住友生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追

加して支払うものとします。かかる場合、住友生命は、源泉徴収に係る住友生命の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

ク　本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

住友生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に関する通知をした場合又は上記(ア)「利息支払の方法」から(オ)「グロスアップ」までの記載に従って本劣後ローン利息の支払が停止している場合、住友生命は、本劣後ローン上位債務を除く住友生命の債務（本劣後ローンと同順位であるか、本劣後ローンに劣後するかを問わないが、かかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。）に係る利息若しくは配当の支払、償還又は買入消却を行うことができません。但し、本劣後ローン同順位劣後債務の利息及び未払残高の支払は、かかる支払の直後に到来する本劣後ローン利払日において、同日における未払残高の全部又は一部を、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における当該本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息及び未払残高の合計額に占める本劣後ローン同順位劣後債務に係る当該支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払う（但し、当該本劣後ローン利払日が本劣後ローン強制停止に係る本劣後ローン利払日である場合を除きます。）ことを前提として行う場合には禁止されません。また、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

ケ　期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の弁済並びに本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

コ　劣後条件等

(ア) 劣後特約

住友生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、且つ、その場合に本劣後ローン貸付人が住友生命に対して支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）が住友生命の基金に基づく債務であるものとみなしてこれを計算します。すなわち、かかる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）を含む全ての住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務をそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合、基金の払戻しとして本劣後ローン貸付人に支払われたであろう金額に減額されるものとします。

(イ) 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者及び本劣後ローン同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、住友生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいい、本劣後ローン同順位劣後債権者

とは、住友生命に対し、本劣後ローン同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(ウ) 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに住友生命に返還します。

(エ) 相殺の禁止

住友生命について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就されない限りは、本劣後ローン貸付人は、住友生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

サ　事実の表明及び保証

本劣後ローン契約において、住友生命は本劣後ローン貸付人に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により本劣後ローン貸付人の被った全ての損害、損失及び費用について住友生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(ア)　住友生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社である。

(イ)　住友生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践した。

(ウ)　住友生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他住友生命に適用がある法令、規則、通達、住友生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は住友生命を当事者とする若しくは住友生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、住友生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン貸付人のために負担するものを除く。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

(エ)　住友生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、住友生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み且つ有効である。

(オ)　本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、住友生命から本劣後ローン貸付人に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における住友生命の財産及び損益の状況を適切且つ正確に反映したものである。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、住友生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本劣後ローン貸付人に対して書面で開示されている。

（カ）　住友生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

（キ）　本劣後ローン契約に基づき、住友生命から本劣後ローン貸付人に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実且つ正確であり、住友生命は本劣後ローン貸付人にとり重要と思われる情報を削除又は省略していない。また、当該情報は、本劣後ローン貸付実行日時点で残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の年限及び金額が含まれている。

（ク）　住友生命を当事者とする又は住友生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由（これらの事由には、①支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、②保険業免許取消の処分を受け、又は解散したこと、③保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、且つ、債務超過であることが判明したこと、④保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、⑤保険業法第267条第1項に基づき、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含むが、これらに限られない。）は発生、継続しておらず、かかる事由は住友生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

シ　組織変更に伴う読替

住友生命が保険業法第85条第1項に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本届出書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

第一部　証券情報

第１　（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）

２　内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

（前略）

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

（中略）

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の最優先の株式及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の最優先の株式又は本劣後ローンに関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。

ア 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2019年6月19日）

イ 2073年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2013年9月20日）

ウ 2077年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2017年9月14日）

エ 住友生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年6月29日）

オ 住友生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年6月29日）

カ 住友生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年12月21日）

キ 住友生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年12月21日）

ク 住友生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年12月21日）

（中略）

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローン元本の弁済を行うために充足すべき、(ⅰ)当該弁済を行った後において住友生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(ⅱ)住友生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、且つ、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。「適格資本調達」には、株式の発行及び劣後債務による資金調達が含まれるものとします。

（中略）

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

ア　住友生命について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。

イ　管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

ウ　管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

エ　管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。

オ　住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

（中略）

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

ア　住友生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

イ　住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。

ウ　住友生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

エ　住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

オ　住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

（後略）

第二部　管理資産情報

第１　管理資産の状況

２　管理資産を構成する資産の概要

(3)　管理資産を構成する資産の内容

(ⅰ)本劣後ローン債権の概要

キ　利息支払の方法及び制限

（前略）

(イ)　利払の任意停止

下記(カ)「強制利払」に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、住友生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(ウ)　利払の強制停止

住友生命は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、且つ継続している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

「資本不足事由」とは、(ⅰ)(a)住友生命のソルベンシー・マージン比率が200％（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(b)当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、住友生命のソルベンシー・マージン比率が200％（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(ⅱ)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から住友生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

(エ)　本劣後ローン未払残高の支払

a 住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後

ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、当該本劣後ローン利払日に本劣後ローン未払残高の全部又は一部を支払うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、(ⅰ)適用ある規制上の要件を充足し、(ⅱ)資本不足事由が生じておらず、また、(ⅲ)本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

b 上記a、上記(イ)「利払の任意停止」及び(ウ)「利払の強制停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、住友生命は、本劣後ローン利払日において、同日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日までの未払残高について、実質的に同時に、当該本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の合計額に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

c 住友生命が本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローン利息の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

d 本劣後ローン未払残高の支払については、本(エ)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、下記コ「劣後条件等」(ア)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

（中略）

(カ) 強制利払

ある本劣後ローン利払日に先立つ6か月間において以下のいずれかの事由（本項において、以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。）が生じた場合、住友生命は、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用のある規制上の要件を充足した上で、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に本劣後ローン強制停止事由が発生した場合は、この限りではありません。

(1) 住友生命が株式の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含みます。）又は本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息（未払残高を含みます。）の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合（但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び上記（エ）「本劣後ローン未払残高の支払」記載の本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。）

(2) 住友生命又は住友生命の子会社が住友生命の株式又は本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合（但し、以下の事由のいずれかによる場合を除きます。）

①会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得

②合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得

③従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得

ク　本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

（全文削除）

（中略）

コ　劣後条件等

（ア）　劣後特約

住友生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、且つ、その場合に本劣後ローン貸付人が住友生命に対して支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）が住友生命の最優先の株式であるものとみなしてこれを計算します。すなわち、かかる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）を含む全ての住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務をそれと同額の住友生命の最優先の株式であると仮定した場合、住友生命の残余財産から本劣後ローン貸付人に支払われたであろう金額に減額されるものとします。

（後略）

(ii)本劣後ローン債権の住友生命による利息の支払及び元本の弁済に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

(iii)本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、ＳＭＢＣ日興証券による買戻し等）は定められていません。

(iv)本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者である住友生命に関する事項は以下のとおりです。

ア　名称

住友生命保険相互会社

イ　組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

ウ　沿革

1907（明治40）年	5月	日之出生命保険株式会社設立（住友生命の創業年月）
1926（大正15）年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
1947（昭和22）年	8月	国民生命保険相互会社設立
1952（昭和27）年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
1960（昭和35）年	10月	住友生命社会福祉事業団（現住友生命福祉文化財団）設立
1977（昭和52）年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
1985（昭和60）年	6月	住友生命健康財団設立
1986（昭和61）年	2月 4月	「スミセイ安心だより」送付開始 「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
1990（平成2）年	4月 12月	「いずみホール」をオープン 「創作四字熟語」スタート
1999（平成11）年	4月	介護保障商品の発売を開始 「ご契約重要事項のお知らせ」作成
2000（平成12）年	9月 11月	三井グループ・住友グループの金融各社による確定拠出年金の運営管理機関ジャパン・ペンション・ナビゲーター設立 住友海上（現三井住友海上）との全面提携
2001（平成13）年	4月 7月 10月	「LIVE ONE」発売 本社ビル竣工 生保8社による企業年金事務・システム受託会社　ジャパン・ペンション・サービス（現日本企業年金サービス）設立
2002（平成14）年	10月 12月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始 三井住友アセットマネジメント営業開始
2003（平成15）年	9月	「Qパック」発売
2004（平成16）年	10月	アリコジャパン（現メットライフ生命）との業務提携
2005（平成17）年	4月 11月	「スミセイの千客万頼」発売 中国人民保険と合弁で中国人民人寿保険を設立
2006（平成18）年	4月 6月 9月 12月	「指定代理請求特約」発売 外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置 スミセイダイレクトサービス開始 保険金等の支払に関する「相談窓口」および「社外弁護士による無料相談制度」開設
2007（平成19）年	5月 6月 11月	創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト（現未来を強くする子育てプロジェクト）」開始 「がん長期サポート特約」発売
2008（平成20）年	3月 10月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置 保険約款をCD-ROM化開始
2009（平成21）年	2月 10月	「入院保障充実特約」発売 三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
2010（平成22）年	4月 10月	生命保険子会社メディケア生命営業開始 エンベディッド・バリューを開示
2011（平成23）年	3月	ブランド戦略の開始 新コーポレートブランドスタート 「Wステージ」発売 「スミセイ未来応援活動」開始
2012（平成24）年	3月 12月	「スミセイ未来応援サービス」開始 バオベトホールディングス（ベトナム）と戦略的業務提携を締結

2013（平成25）年	3月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」開始
	8月	「バリューケア」発売、「スミセイ　ケア・アドバイス・サービス」開始
	12月	バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフ・インシュアランスと戦略的業務提携を締結
		「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売
2014（平成26）年	3月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始
	6月	先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス開始
		メディケア生命を完全子会社化
	9月	「スミセイ健康相談ダイヤル」開設
		「YOUNG JAPAN ACTION 浅田真央×住友生命」がスタート
2015（平成27）年	7月	指名委員会等設置会社へ移行
	9月	「１UP」発売
2016（平成28）年	2月	米国生命保険グループ「シメトラ」の買収手続き完了
	7月	「Japan Vitality Project」開始
	10月	エヌエヌ生命と業務提携を締結
2017（平成29）年	3月	「プライムフィット」発売
	5月	住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート
	7月	株式会社保険デザインを子会社化
2018（平成30）年	7月	住友生命「Vitality」発売
		ソニー生命と業務提携を締結
	10月	アクサ生命と業務提携を締結
2019（令和元）年	6月	シングライフへ出資
	8月	アイアル少額短期保険を子会社化
2020（令和2）年	3月	「認知症PLUS」発売

エ　事業の内容

事業系統図（2020/3末）

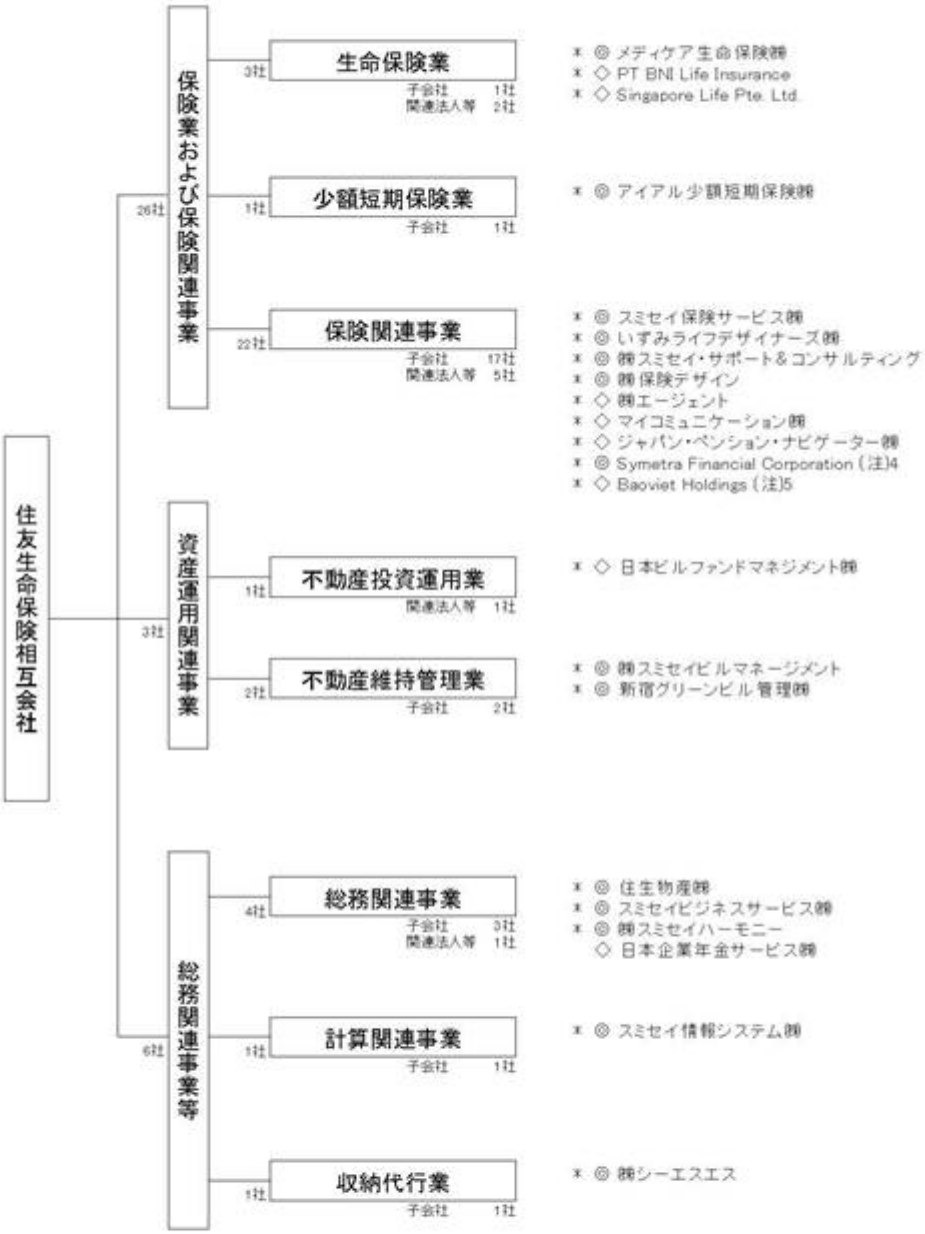

（注）1. 本図は2020年3月31日現在の状況です。
2.「◎」を表示した会社は子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）、
「◇」を表示した会社は関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）です。
なお、子法人等（保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等）はありません。
3.「＊」を表示した会社は、2020年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。
4. Symetra Financial Corporation の子会社であるSymetra Life Insurance Company など12社も当社の子会社となります。
5. Baoviet Holdings の子会社であるBaoviet Life Corporation も当社の関連法人等となります。

オ　営業の概況

住友生命の営業の概況については、後記第三部第3「住友生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

カ　割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

住友生命は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

キ　本劣後ローン債権の内容

上記(ｉ)「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

(ｖ)管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

（４）【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済については、原保有者から発行会社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、住友生命は発行会社に対して直接これを行うものとされています。本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済の詳細については、上記(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

３【管理及び運営の仕組み】

（１）【資産管理等の概要】

①【管理資産の管理】

ア　概要

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者であるＳＭＢＣ日興証券が住友生命に対して貸付金の貸付を行うことによって発生したものです。

原保有者であるＳＭＢＣ日興証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、自らが、その保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、発行会社に対して、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本劣後ローン債権の債務者である住友生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約締結日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者に対し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(ｉ)「本劣後ローン債権の概要」サ「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しており、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の発行会社への譲渡に対する承諾を行うに際し、本劣後ローン契約において原保有者に対して行った事実表明は、それが為された時点において全て真実且つ正確であり、且つ本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日においても真実且つ正確であること及び本劣後ローン債権の譲渡は、住友生命に適用される法令により禁止されていない旨を原保有者及び発行会社に表明し、保証しています。

発行会社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第三部第1「発行者の状況」をご参照下さい。なお、発行会社は、未償還の本社債が残存する限

り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払は各本劣後ローン利払日に、元本の弁済は本劣後ローン弁済日に発行会社に対して直接行われます。本社債要項においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン元本の弁済による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ管理するものとされています。

発行会社は、本資産管理委託契約に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

イ　回収金の処理の方法

（ア）　本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、発行会社の本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、①費用支払勘定、②利息支払勘定及び③元金償還勘定に区分して管理するものとされています。

（イ）　本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、保有する金銭を下記の(ウ)ａからｅまでに定める方法に基づき本社債関連口座内においてのみ保管するものとされています（但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。）。但し、本社債関連口座を開設している金融機関の格付が本格付機関による格付において、下記口座変更基準に定める格下げが公表された場合には、発行会社は当該格下げが公表されてから可能な限り速やか（遅くとも14銀行営業日以内）に、本格付機関の格付において下記の基準を上回る金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に対する書面による通知の上、移転するものとし、以後も同様とします。なお、発行会社は、本格付機関の格付において下記の基準を上回る格付を取得している金融機関への本社債関連口座の移転については、本社債管理者に対する書面による通知の上、いつでも行うことができます。

口座変更基準

株式会社格付投資情報センター

短期格付（又はこれと同等とみなされる発行体格付）がa-2（又はこれと同順位の格付）未満となった場合

（ウ）　本社債管理委託契約において、発行会社は、下記のａからｅまでに定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。

ａ　発行会社は、本劣後ローン契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本劣後ローンの利息（未払残高を含みます。）として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理し、本劣後ローン契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本劣後ローンの元本として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、元金償還勘定において管理します。出資発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。また、上記以外に発行会社が金銭を受領した場合における当該金銭については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。

ｂ　本社債の元金を償還すべき日又は利息を支払うべき日において、下記の方法に従い、費用並びに本社債の元金及び利息等の支払を行うものとします。但し、本社債の元金及び利息の支払に関しては前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び同9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の規定に従います。

(a) 本社債の元金を償還すべき日に該当しない本社債の利息を支払うべき日においては、利息支払勘定から本社債の利息及び未払残高の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。

(b) 本社債の元金を償還すべき日（第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(ⅱ)又は(ⅲ)の記載に基づき期限前償還される場合を含みます。）においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息、未払残高及び元金の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て費用支払勘定に入金します。

ｃ　下記の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、費用支払勘定から行うことができます。

(a) 発行会社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課の支払。

(b) 諸費用の支払。

本(ウ)において「諸費用」とは、以下に掲げる費用を意味するものとします。

ⅰ　本社債管理者に対して、本社債管理委託契約に基づき支払う社債管理手数料並びに損害、債務及び費用

ⅱ　本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき支払う報酬、立替費用及び損害等の補償

ⅲ　発行会社が発行会社の会計監査人に対して支払う報酬及び費用

ⅳ　本格付機関に対して支払う本社債に関する格付手数料

ⅴ　支払代理人である三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う元金償還手数料及び利息支払手数料

ⅵ　事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬

ⅶ　税務事務管理受託者である東京共同会計事務所に対して、本税務事務管理委託契約に基づき支払う報酬

(c) 上記(b)以外に発行会社の運営及び管理に必要な費用の支払。

ｄ　上記ａからｃまでの規定にかかわらず、発行会社は、払込期日に（但し、下記(d)から(g)までについては、請求のあり次第速やかに）以下の支払を費用支払勘定より行うものとします。

(a) 払込期日までに支払期限の到来した公租公課

(b) 幹事会社に対して、本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用

(c) 三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う社債事務委託手数料及び本資産管理委託契約に基づき支払う報酬

(d) 本社債の発行に関し保管振替機構に対して支払う手数料

(e) ＳＭＢＣ日興証券に対して、アドバイザリー契約に基づき支払うアドバイザリー手数料（以下「本アドバイザリー報酬」といいます。）

(f) 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬

(g) その他本社債の発行に関連して必要となる費用（発行会社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますが、これらに限られません。）

(h) 本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づき発行会社から原保有者に対して支払う本劣後ローンに係る貸付債権の売買代金

ｅ　本社債権者は、本(ウ)に従って本社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に到来する本社債の元金を償還すべき日又は本社債の利息を支払うべき日における発行会社の財産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとします。

ウ　本社債の元金の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

②【管理報酬等】

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあり、上記①「管理資産の管理」イ「回収金の処理の方法」(ウ)の記載に従い支払います。

ア　当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、ＳＭＢＣ日興証券に対する本アドバイザリー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用（発行会社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）及びその他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払うものとし、その合計は約388百万円(注)です。

(注)　上記概算額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を500億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時（2020年10月13日頃）に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます（1円未満の端数は切上げ）。

当初支払報酬・手数料概算額＝58百万円＋（前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額）×0.60%(※)×1.10

(※)　前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。

イ　期中費用として、以下の費用を発行会社は支払います。

(ア)　支払代理人である三井住友信託銀行を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、①元金償還手数料として、当該本社債の元金（期限前償還する場合には、償還価額の総額）の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、②利息支払手数料として、当該本社債の元金（期限前償還日における利金支払の場合には、当該期限前償還前の残存元金）の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。発行会社は、①元金償還手数料を本社債の償還日（期限前償還事由が生じた場合には、期限前償還日）の3営業日前の日までに、②利息支払手数料を本社債の利払日の3営業日前の日までに、それぞれ支払代理人である三井住友信託銀行に交付します。

(イ)　本社債管理者である三井住友信託銀行に対して、毎月の社債管理手数料を、各々その前月末における本社債の未償還元金残高100円につき0.5銭の料率（年率）で月割により計算し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、毎年3月及び9月の25日（銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）に支払います。但し、払込期日が属する月については、払込期日の翌日から当該月末日までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また本社債の償還日に本社債が全額償還される場合、償

還日が属する月については、当該月初日から償還日までの手数料を前月末における本社債の未償還元金残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。

（ウ）　本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、アップフロントの委託報酬として5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額は別途）を2020年10月20日に支払い、また、年間委託報酬として800,000円（消費税及び地方消費税相当額は別途）を、2020年10月20日を初回の支払期日とし、以降2080年10月20日まで毎年10月20日を支払期日として前払で支払うものとされています。但し、(ⅰ)本資産管理委託契約が終了する日（当日を含みます。）以降に到来する支払期日においては年間委託報酬を支払わないものとし、(ⅱ)支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った年間委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額（1円未満を切り捨てます。）を控除した金額を、発行会社の請求に基づき、発行会社の指定する日までに払い戻すものとされています。また、本資産管理委託契約の契約期間が延長される場合の当該延長期間における委託報酬額については、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとされています。上記各委託報酬を支払うべき日が銀行営業日以外の日に該当する場合は、その前銀行営業日にその支払を繰り上げるものとされており、かかる繰上げは委託報酬の計算に影響を及ぼさないものとされています。

（エ）　上記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払うものとし、その合計は年間約17百万円(注)です。

（注）　上記概算額は、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額を500億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額と同時（2020年10月13日頃）に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます（1円未満の端数は切上げ）。

上記(ア)から(ウ)まで以外の主な期中費用概算額（年間）＝8百万円＋（前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額＋10万円）×0.525%(※)

(※)　いわゆる外形標準課税の税率です。

③【その他】

発行会社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければなりません。

発行会社は、本社債管理委託契約において、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更（但し、前記第一部第1、17「その他」(2)「発行会社の遵守事項」(xiv)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び同(xｖ)但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。）しないことを約束しています。

本社債管理委託契約において、発行会社は、資産関連諸契約及び本劣後ローン契約は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き変更することができないものとされています。

本劣後ローン債権譲渡契約を変更する場合には、事前に本格付機関にその旨を書面で通知することとしています。本社債管理委託契約を変更する場合には、発行会社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本資産管理委託契約は、(ⅰ)本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合又は(ⅱ)前記第一部第1、17「その他」(2)発行会社の遵守事項(xxi)に基づき許容されうる場合を除き、変更・修正できないものとされています。本資産管理委託契約を変更する場合には、発行会社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本社債管理委託契約を変更した場合、変更後の契約に係る証書の謄本を発行会社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。また、発行会社の定款又は資産

関連諸契約若しくは本劣後ローン契約を変更した場合、変更後の定款又は契約に係る証書の謄本を発行会社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

（２）【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の費用支払勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の費用支払勘定から支払われるものではありません。

（３）【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

４【証券所有者の権利】

本社債権者に対して支払う利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び同9「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債権者が有する利息支払請求権及び元金償還請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日（期限前償還事由が発生した場合、期限前償還日）に、当該日に支払が行われるべき金額について確定的に発生します。利息支払請求権及び元金償還請求権の消滅時効は、かかる権利が確定的に発生する利払日及び償還日から各々5年及び10年です。本社債に関する元金及び利息は、社債等振替法及び業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、直接加入者の自己保有分については、支払代理人よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

発行会社は、本社債の全額が償還されるまでは、本社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、発行会社の資産の上に抵当権、質権、先取特権その他の担保を設定せず、またこれを発生せしめないものとします。

本社債権者は、本社債の償還日が到来した場合において、発行会社の資産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が発行会社の全ての財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとします。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその財産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされます。

５【管理資産を構成する資産の状況】

（１）【管理資産を構成する資産の管理の概況】

原保有者であるＳＭＢＣ日興証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

（２）【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

（３）【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

６【投資リスク】

（１）【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行します。本社債の元利金の支払は、発行会社が取得する本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、住友生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元金や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権にかかる支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「住友生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

上記及び前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「住友生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

（２）【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債についてそれぞれ、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済の受領、本社債に係る債権の実現の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

第２【管理資産の経理状況】

１【主な資産の内容】

原保有者から発行会社への本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生しておりません。

２【主な損益の内容】

前記1「主な資産の内容」記載のとおりであり、管理資産に関する損益は未だ発生しておりません。

３【収入金（又は損失金）の処理】

該当事項はありません。

４【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第３【証券事務の概要】

１　本社債の名義書換

本社債は、社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、発行会社は、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債券を発行しません。本社債の社債原簿は作成されますが、本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が各本社債を取得した日は記載されず、また、社債原簿管理人は設置されません。従って、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

本社債の譲渡については、社債等振替法に基づき、本社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（社債等振替法に規定する機関口座にあっては、社債等振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

２　証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

３　譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

４　その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前営業日並びにその他業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第４【その他】

１　目論見書について

(1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に住友生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。

(2) 目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。

(3) 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号。その後の改正を含み、以下「金融商品販売法」といいます。）に関する重要事項を記載することがあります。

２　仮目論見書について

(1) 仮目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、仮目論見書に住友生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
(2) 仮目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
(3) 仮目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第１【発行者の状況】

１【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2020年12月31日です。

(2) 沿革

発行会社は、2020年8月31日に本一般社団法人によって資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円にて会社法に基づく株式会社として設立されました。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	基金の額	主要な事業の内容	議決権の被所有割合	関係内容	
					役員の兼務等	事業上の関係
一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	4,180万円	・資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 ・資産の流動化に係る業務を目的として設立された株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分	直接100%	なし	なし

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。発行会社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

(6) 株式等の状況

①株式の総数等

種　　類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

	種　類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内　容(注2)
発行済株式	普通株式	2株	該当事項はありません	
	A種優先株式	(注1)	該当事項はありません	・定款において、会社法第108条第1項第1号(注3)、第2号(注4)及び第3号(注5)に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
	計	(注1)	―	―

(注1) 発行会社のA種優先株式の発行数及び発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の発行数の合計については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(注2) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注3) 定款において、①発行会社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、

普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、②ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注4) 定款において、①発行会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、②A種優先株主等に対しては、①のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注5) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

②新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③発行済株式総数、資本金等の推移

設立日以降の発行済株式総数及び資本金の変化はありません。

発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

発行会社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

④所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されています。本届出書提出日現在、発行会社の発行済A種優先株式はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

⑤大株主の状況

(a) 普通株式の株主の状況

本届出書提出日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	2株	100%
計	―	2株	100%

(b) A種優先株主の状況

本届出書提出日現在、発行会社のA種優先株主は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

⑥議決権の状況

(a) 発行済株式(注)

本届出書提出日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	0	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	0	―	―
議決権制限株式（その他）	0	0	―
完全議決権株式（自己株式等）	0	―	―
完全議決権株式（その他）	2	2	普通株式
単元未満株式	0	―	―
発行済株式総数	2	―	―
総株主の議決権	―	2	―

(注) A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(b) 自己株式等

本届出書提出日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株総数に対する所有株式数の割合（%）
該当事項はありません					

(7) 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当は行いません。

(9) コーポレートガバナンスの状況等

①コーポレートガバナンスの概要

発行会社の機関として、取締役及び監査役を置きます。

取締役は、会社法等に基づき職務を執行し、監査役は取締役の職務の監査を行います。

発行会社は、普通株式に加えA種優先株式を発行する種類株式発行会社です。これらの株式の内容については、前記(6)「株式等の状況」をご参照下さい。

②役員の状況

男性1名　女性1名　（役員のうちの女性比率50%）

役職名	氏　名	生年月日	略　歴	任期	所有株式数

取締役	関口　陽平	1973年 3月9日	1997年4月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）　入行 2003年10月　東京共同会計事務所入所（現職） 2020年8月　発行会社取締役 就任	(注1)	―
監査役	関口　三枝子	1967年 4月21日	1995年12月　増山良裕税理士事務所入所 2001年4月　株式会社さくら綜合事務所入所 2003年7月　有限会社青山綜合会計事務所（現株式会社青山綜合会計事務所）入所 2009年12月　東京共同会計事務所入所（現職） 2020年8月　発行会社監査役 就任	(注2)	―
				計	―

(注1) 任期は、2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
(注2) 任期は、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

③監査の状況

(a) 監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、監査役の活動状況については記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2020年12月31日です。

(b) 内部監査の状況等

該当事項はありません。

(c) 会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任されています。

同監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を備えており、監査実施体制及び品質管理体制も整備されている上、発行会社と業態が類似する会社の監査実績も有しているところから、発行会社において適任と判断したものです。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、会計監査人の活動状況については記載事項はなく、過年度に係る監査報酬もありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2020年12月31日です。

監査報酬の決定について特段規定はありません。

④役員の報酬等

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、発行会社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

⑤株式の保有状況

発行会社は、他の会社の株式を保有していないため、記載事項はありません。

2【事業の状況】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達することを予定する会社であるため、経営の合理化と同時に、本社債の償還の安全性の確保を重要課題としています。

(2) 事業等のリスク

本2「事業の状況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについては、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「住友生命の事業等のリスク」をご参照下さい。その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。なお、本社債の元利金の支払は専ら住友生命の信用力に依存していますので、後記第三部第3、5「住友生命の事業等のリスク」に記載の住友生命の事業上のリスクが顕在化した場合、かかる支払に支障が生じる可能性がありますが、そのリスク要因については、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2020年12月31日です。

(4) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

４【経理の状況】

発行会社は、2020年8月31日に会社法に基づく株式会社として設立され、普通株式2株の払込金として10万円が払い込まれており、発行会社成立の時における資本金及び資本準備金の額はそれぞれ5万円です。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されておりません。設立後最初の事業年度に係る計算書類は2021年3月31日までに作成します。

発行会社は、毎年12月31日に終了する各会計年度に関してその後3か月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年6月30日に終了する各6か月間に関してその後3か月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けることとしております。

なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

あなたの未来を強くする
住友生命

NEWS RELEASE

2020年5月22日
住友生命保険相互会社

2019年度決算のお知らせ

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博）の2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の決算をお知らせいたします。

＜目　次＞

1．主要業績	１頁
2．2019年度末保障機能別保有契約高	３頁
3．2019年決算に基づく社員配当金について	４頁
4．2019年度の一般勘定資産の運用状況	１２頁
5．貸借対照表	２２頁
6．損益計算書	３３頁
7．経常利益等の明細（基礎利益）	３５頁
8．基金等変動計算書	３６頁
9．剰余金処分	３８頁
10．債務者区分による債権の状況	３８頁
11．リスク管理債権の状況	３９頁
12．貸倒引当金の状況	３９頁
13．ソルベンシー・マージン比率	４０頁
14．2019年度特別勘定の状況	４１頁
15．保険会社及びその子会社等の状況	４３頁

以　上

１．主要業績

ａ．年換算保険料

（１）保有契約

（単位：億円、％）

区　分	2018年度末		2019年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	15,298	99.7	15,126	98.9
個人年金保険	7,950	99.9	7,899	99.4
合計	23,248	99.8	23,025	99.0
うち生前給付保障＋医療保障等	5,531	101.2	5,564	100.6
うち生前給付保障	1,717	103.9	1,770	103.1
うち医療保障	3,724	100.2	3,709	99.6

（２）新契約＋転換純増

（単位：億円、％）

区　分	2018年度		2019年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	1,008	92.9	817	81.1
個人年金保険	256	112.8	280	109.1
合計	1,265	96.3	1,097	86.8
うち生前給付保障＋医療保障等	452	100.0	384	84.9
うち生前給付保障	189	94.3	161	85.2
うち医療保障	260	104.1	221	84.8

（ご参考）解約＋失効

（単位：億円、％）

区　分	2018年度		2019年度	
		前年度比		前年度比
個人保険＋個人年金保険	789	113.7	748	94.8

(注)1. 年換算保険料は、１回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b．保有契約高及び新契約高

（1）保有契約高

（単位：千件、億円、％）

区　分	2018年度末				2019年度末			
	件　数	前年度末比	金　額	前年度末比	件　数	前年度末比	金　額	前年度末比
個人保険	8,427	99.3	667,692	93.1	8,302	98.5	621,090	93.0
個人年金保険	3,246	98.7	153,060	98.0	3,204	98.7	150,653	98.4
個人保険＋個人年金保険	11,673	99.1	820,752	93.9	11,506	98.6	771,743	94.0
団体保険	－	－	322,164	101.0	－	－	324,466	100.7
団体年金保険	－	－	25,896	98.7	－	－	25,738	99.4

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3. 団体３大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。
団体３大疾病保障保険の保有契約の３大疾病保険金額は、2018年度末1,138億円、2019年度末2,010億円です。

（2）新契約高

（単位：千件、億円、％）

区　分	2018年度						2019年度					
	件　数	前年度比	金　額	前年度比	新契約	転換による純増加	件　数	前年度比	金　額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	703	92.1	14,974	555.9	25,028	△10,054	602	85.6	10,233	68.3	18,433	△8,200
個人年金保険	91	81.7	3,738	83.6	3,792	△54	98	107.9	4,220	112.9	4,261	△41
個人保険＋個人年金保険	794	90.8	18,712	261.1	28,821	△10,109	700	88.2	14,453	77.2	22,695	△8,241
団体保険	－	－	960	279.6	960	－	－	－	1,214	126.3	1,214	－
団体年金保険	－	－	0	139.9	0	－	－	－	0	28.5	0	－

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第１回収入保険料です。
5. 団体３大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。
団体３大疾病保障保険の新契約の３大疾病保険金額は、2018年度1,148億円、2019年度895億円です。

c．主要収支項目

（単位：百万円、％）

区　分	2018年度	前年度比	2019年度	前年度比
保険料等収入	2,405,338	95.9	2,224,303	92.5
資産運用収益	759,829	100.1	740,064	97.4
保険金等支払金	1,953,487	99.0	1,885,624	96.5
資産運用費用	244,150	139.1	268,467	110.0
経常利益	200,591	87.2	95,138	47.4

d．剰余金処分

（単位：百万円、％）

区　分	2018年度	前年度比	2019年度	前年度比
当期未処分剰余金	59,141	84.0	48,351	81.8
社員配当準備金繰入額	50,285	95.2	47,451	94.4
純剰余金	8,856	50.3	900	10.2

住友生命保険相互会社

e．総資産

（単位：百万円、％）

区　分	2018年度末	前年度末比	2019年度末	前年度末比
総　資　産	32,730,472	103.8	32,951,105	100.7

f．基礎利益

（単位：百万円、％）

区　分	2018年度	前年度比	2019年度	前年度比
基　礎　利　益	377,090	107.0	371,547	98.5

（注）変額年金保険に係る標準責任準備金繰入額等は次のとおりです。
（2018年度繰入額等 5億円、2019年度繰入額等 7億円）

2．2019年度末保障機能別保有契約高

（単位：千件、億円）

項　目		個人保険		個人年金保険		団体保険		合　計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	8,102	617,419	－	－	22,307	324,438	30,410	941,858
	災害死亡	(7,038)	(163,240)	(31)	(1,417)	(2,421)	(8,082)	(9,491)	(172,741)
	その他の条件付死亡	(0)	(0)	(－)	(－)	(63)	(311)	(63)	(311)
生存保障		199	3,671	3,204	150,653	6	27	3,410	154,351
入院保障	災害入院	(4,719)	(284)	(90)	(4)	(1,274)	(10)	(6,085)	(299)
	疾病入院	(4,714)	(282)	(88)	(4)	(13)	(0)	(4,816)	(287)
	その他の条件付入院	(8,139)	(2,249)	(34)	(2)	(65)	(0)	(8,239)	(2,253)
障害保障		(5,997)	(－)	(27)	(－)	(2,179)	(－)	(8,204)	(－)
手術保障		(5,673)	(－)	(110)	(－)	(－)	(－)	(5,783)	(－)

項　目	団体年金保険		財形保険		財形年金保険		合　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	6,392	25,738	53	1,627	18	377	6,464	27,744

項　目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	160	0

項　目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	－	－

（注）1．（　）内の数値は付随保障部分及び特約の保障を表します。
2．団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険及び医療保障保険の件数は被保険者数を表します。
3．生存保障欄の金額は、個人年金保険、団体保険（年金特約）及び財形年金保険（財形年金積立保険を除く）については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
4．入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
5．医療保障保険の入院保障欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
6．受再保険については、被保険者83千名、金額0億円です。

住友生命保険相互会社

３．2019年度決算に基づく社員配当金について

2019年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりです。

ａ．個人保険、個人年金保険

(1)　一部の医療保険等について増配としました。

(2)　その他の配当については据置きとしました。

ｂ．団体保険

配当率は据置きとしました。

ｃ．団体年金保険

＜新企業年金保険、厚生年金基金保険(02)及び確定給付企業年金保険(02)等＞

配当率は、予定利率 0.75%又は 1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して0.02%としました。

＜拠出型企業年金保険(02)＞

配当率は、予定利率1.25%に対する責任準備金に対して0.06%としました。

（注）新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険について受取金額を例示しますと、以下のとおりです。

＜例１＞最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険(*1)（新介護収入保障特約(*2)(20年タイプ)付加契約）
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
総合医療特約(*3) 日額１万円、入院保障充実特約(09)(*4) 給付金額10万円

加入年度 （経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金＋配当金］
３年ごと配当タイプ			
2014年度 （６年）	159,300円	(16,021) 17,841円	31,317,600円
2011年度 （９年）	142,920	(34,674) 36,494	22,519,200
2008年度 （12年）	202,908(*5)	(17,898) 17,898	22,519,200
2005年度 （15年）	206,340(*5)	(54,022) 54,022	22,519,200
2002年度 （18年）	198,168(*5)	(46,936) 46,936	22,519,200

(*1)2002年度契約および2005年度契約は最低保証利率付３年ごと利率変動型積立終身保険とします。
(*2)2002年度契約は介護収入保障特約、2011年度契約は新介護収入保障特約(10回タイプ)とします。
(*3)2002年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約付加契約、2005年度契約および2008年度契約はそれぞれ災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。
(*4)2002年度契約は通院特約付加契約、2005年度契約および2008年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は３千円とします。
(*5)保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

＜例２＞最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険（新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）
45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2,500万円
総合医療特約 日額１万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度 （経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金＋配当金］
３年ごと配当タイプ			
2014年度 （６年）	218,640円	(25,890) 26,800円	18,333,334円
2011年度 （９年）	223,440	(58,745) 59,655	15,000,000

（注）1. 保険料、保険金額は主契約（保険ファンド）部分を除いた金額です。
2.「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
＜例１＞については、年金の現価相当額を示します。
＜例２＞については、逓減後の保険金額を示します。
3.「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

＜例３＞定期付終身保険 10 倍型(10 年更新型)

35 歳加入、65 歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金 2,000 万円（うち終身部分 200 万円）
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)　日額１万円、通院特約　日額３千円

加入年度　(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 ［ 配 当 金 ］	死亡契約 ［保険金＋配当金］
毎年配当タイプ			
1996 年度　(24 年)	358,296 円	(36,416) 36,416 円	20,000,000 円

(*)保険料は 55 歳時に更新した後の金額です。

＜例４＞定期付終身保険 10 倍型(10 年更新型)

35 歳加入、65 歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金 2,000 万円（うち終身部分 200 万円）

加入年度　(経過年数)	保険料(*1) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 ［ 配 当 金 (*2)］	死亡契約 ［保険金＋配当金］
毎年配当タイプ			
1990 年度　(30 年)	256,968 円	(114,916) 114,916 円	20,000,000 円

(*1)保険料は 55 歳時に更新した後の金額です。
(*2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を２回分お支払いします。

＜例５＞定期保険（10 年更新型）

45 歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金 1,000 万円
総合医療特約　日額１万円、入院保障充実特約(09)　給付金額 10 万円

加入年度　(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 ［ 配 当 金 ］	死亡契約 ［保険金＋配当金］
５年ごと利差配当タイプ			
2010 年度　(10 年)	135,360 円	(27,665) 28,575 円	10,000,000 円

＜例６＞養老保険

30 歳加入、30 年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金 100 万円

加入年度　(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 ［ 配 当 金 ］	満期・死亡契約 ［保険金＋配当金］
５年ごと利差配当タイプ			
2010 年度 (10 年)	31,656 円	(0) 0 円	死亡 1,000,000 円
2005 年度 (15 年)	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
2000 年度 (20 年)	30,132	(0) 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1995 年度 (25 年)	25,272	(0) 0	死亡 1,000,000
1990 年度 (30 年)	20,664	— —	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
2.「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険についての配当金の計算は、以下のとおりです。

＜３年ごと配当タイプ［販売名称：プライムフィット・ライブワン・Ｑパック］＞

2002 年度、2005 年度、2008 年度、2011 年度、2014 年度及び 2017 年度にご契約いただいた３年ごと配当保険が、今年度に３年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のａ、ｂの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は０円とします。

ａ．利差益配当［据置］
各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（定期保険特約等の特約部分）

（例示）2002 年度契約、2005 年度契約、2008 年度契約及び 2011 年度契約（予定利率 1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準利回り	予定利率	利差益配当率
2017 年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2018 年度	1.60%		△0.05%
2019 年度	1.60%		△0.05%

2014 年度契約（予定利率 1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準利回り	予定利率	利差益配当率
2017 年度	1.60%	1.25%	0.35%
2018 年度	1.60%		0.35%
2019 年度	1.60%		0.35%

2017 年度契約（予定利率 0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準利回り	予定利率	利差益配当率
2017 年度	1.20%	0.65%	0.55%
2018 年度	1.20%		0.55%
2019 年度	1.20%		0.55%

住友生命保険相互会社

ｂ．長期継続配当［増配］

①契約後経過６年以降(*)の３年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30歳	50歳
定期保険特約	2007年４月２日以降契約	６年経過時	8.00%	20.00%
		９年経過時	12.00%	30.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
	2007年４月１日以前契約	15年経過時	21.00%	46.50%
		18年経過時	21.00%	46.50%
新介護保障定期保険特約	2013年４月２日以降契約	６年経過時	8.00%	16.00%
	2007年４月２日以降 2013年４月１日以前契約	９年経過時	28.00%	40.00%
		12年経過時	12.00%	20.00%
	2007年４月１日以前契約	15年経過時	27.00%	46.50%
		18年経過時	27.00%	46.50%
特定疾病保障定期保険特約	2007年４月２日以降契約	６年経過時	4.00%	8.00%
		９年経過時	6.00%	12.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
	2007年４月１日以前契約	15年経過時	10.50%	20.25%
		18年経過時	10.50%	20.25%
重度慢性疾患保障保険特約	2007年４月２日以降契約	６年経過時	4.00%	8.00%
		９年経過時	6.00%	12.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
	2007年４月１日以前契約	15年経過時	10.50%	20.25%

②災害・疾病関係特約の一部については、契約後６年以降(*)の３年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)（本人型）	2007年４月２日以降契約	12年経過時	252円	406円
	2007年４月１日以前契約	15年経過時	399円	567円
		18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01)（本人型）	2007年４月２日以降契約	12年経過時	294円	0円
	2007年４月１日以前契約	15年経過時	0円	0円
		18年経過時	0円	0円
総合医療特約		６年経過時	868円	420円
		９年経過時	1,008円	560円

(*)更新後の場合を含みません。

住友生命保険相互会社

＜５年ごと利差配当タイプ＞

2000 年度、2005 年度、2010 年度及び 2015 年度にご契約いただいた５年ごと利差配当付保険が、今年度に５年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のａ、ｂの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は０円とします。

ａ．利差益配当［据置］
各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

（例示）2000 年度契約（予定利率 2.15%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準利回り	予定利率	利差益配当率
2015 年度	1.35%	2.15%	△0.80%
2016 年度	1.15%		△1.00%
2017 年度	1.15%		△1.00%
2018 年度	1.15%		△1.00%
2019 年度	1.15%		△1.00%

2005 年度契約及び 2010 年度契約（予定利率 1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準利回り	予定利率	利差益配当率
2015 年度	1.80%	1.65%	0.15%
2016 年度	1.60%		△0.05%
2017 年度	1.60%		△0.05%
2018 年度	1.60%		△0.05%
2019 年度	1.60%		△0.05%

2015 年度契約（予定利率 1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準利回り	予定利率	利差益配当率
2015 年度	1.80%	1.25%	0.55%
2016 年度	1.60%		0.35%
2017 年度	1.60%		0.35%
2018 年度	1.60%		0.35%
2019 年度	1.60%		0.35%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利差益配当率	例示
一時払養老保険	０%	予定利率 1.00%の契約…０%
一時払個人年金保険	０%	予定利率 1.00%の契約…０%
1998 年７月２日以降の一時払終身保険	０%	予定利率 1.40%の契約…０%

住友生命保険相互会社

ｂ．長期継続配当［増配］

①契約後経過 10 年以降(*)の５年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30 歳	50 歳
定期保険（特約）	2007 年４月２日以降契約	10 年経過時	12.00%	30.00%
	2007 年４月１日以前契約	15 年経過時	27.00%	57.50%
		20 年経過時	45.50%	57.50%
新介護保障定期保険特約	2013 年４月２日以降契約	10 年経過時	12.00%	24.00%
	2007 年４月２日以降 2013 年４月１日以前契約	10 年経過時	32.00%	44.00%
	2007 年４月１日以前契約	15 年経過時	37.00%	61.50%
		20 年経過時	52.50%	51.50%
特定疾病保障定期保険（特約）	2007 年４月２日以降契約	10 年経過時	6.00%	12.00%
	2007 年４月１日以前契約	15 年経過時	13.50%	25.75%
		20 年経過時	22.75%	25.75%
重度慢性疾患保障保険（特約）	2007 年４月２日以降契約	10 年経過時	6.00%	12.00%
	2007 年４月１日以前契約	15 年経過時	13.50%	25.75%

②災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過 10 年以降(*)の５年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）日額 1,000 円あたり　30 歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)（本人型）	2007 年４月２日以降契約	15 年経過時	665 円	763 円
	2007 年４月１日以前契約	15 年経過時	665 円	763 円
疾病医療特約(01)（本人型）	2007 年４月２日以降契約	15 年経過時	735 円	0 円
	2007 年４月１日以前契約	15 年経過時	0 円	0 円
総合医療特約		10 年経過時	1,428 円	980 円

(*)更新後の場合を含みません。

＜毎年配当タイプ＞

配当金は、以下のａ、ｂ、ｃ、ｄの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は０円とします。

ａ．利差益配当［据置］

責任準備金に、予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

対象	利差益配当率	例示
予定利率 1%未満の契約	1.20%－予定利率	予定利率 0.55%の契約…　0.65%
予定利率 1%以上 2%以下の契約	1.60%－予定利率	予定利率 1.50%の契約…　0.10%
予定利率 2%超の契約	1.15%－予定利率	予定利率 5.00%の契約…△3.85%

住友生命保険相互会社

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利差益配当率	例示
1995 年 9 月 1 日以降の一時払養老保険	0％	予定利率 1.75％の契約…0％
1998 年 7 月 2 日以降の一時払個人年金保険	0％	予定利率 1.50％の契約…0％
1998 年 7 月 2 日以降の一時払終身保険	0％	予定利率 2.00％の契約…0％

（変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は 0 円）

b．死差益配当［据置］

危険保険金に被保険者の年齢、性別、予定死亡表及び配当回数の区別に応じた死差益配当率を乗じた額

（例示）危険保険金額 100 万円あたり　終身保険、男性の場合

契約年度	40 歳	50 歳	60 歳
1985 年 4 月 2 日以降 1990 年 4 月 1 日以前	450 円	1,570 円	4,060 円
1990 年 4 月 2 日以降 1996 年 4 月 1 日以前	390 円	1,400 円	3,220 円

c．費差益配当［据置］

保険金に費差益配当率を乗じた額(保険料払込中の保険契約)
ただし、配当回数 1 回目においては、これを 0 円とします。

（例示）1990 年 4 月 2 日以降、1993 年 4 月 1 日以前の契約
養老保険及び終身保険の場合･･･保険金 100 万円あたり 250 円
定期保険特約の場合　　･･･保険金 100 万円あたり 200 円

さらに、配当回数 4 回目以降の保険契約においては、以下の上乗せを行います。

保険金額ランクによる上乗せ	保険金額 100 万円あたり
配当回数 5 回目ごと（配当回数 5 回目、10 回目、15 回目･･･）に 総保険金額が 2,000 万円を超える部分	300 円
総保険金額が 3,000 万円以上 5,000 万円未満の場合	50 円
総保険金額が 5,000 万円以上の場合	100 円

d．災害・疾病特約配当［増配］

災害・疾病関係特約が付加されている場合には、被保険者の年齢、性別及び保険種類に応じた額

（例示）日額 1,000 円あたり　40 歳の場合

保険種類	男性	女性
新疾病医療特約(87)（本人型）	580 円	0 円
新災害入院特約(87)（本人型）	300 円	420 円
総合医療特約	340 円	290 円

住友生命保険相互会社

４．2019 年度の一般勘定資産の運用状況

ａ．2019 年度の資産運用状況

（１）運用環境

2019 年度の日本経済は、米中通商摩擦の激化や世界経済の減速懸念等があったものの、堅調な国内需要に支えられ、緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、年度末には新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、急速に経済環境は悪化しました。

・国内金利（新発 10 年国債利回り）は低位での推移となりました。米中通商協議への警戒感、世界景気への減速懸念および米国・欧州の中央銀行の緩和的な金融政策スタンス等を背景として８月下旬に▲0.30%近くまで低下した後、米中協議の進展期待や景気に対する過度な悲観が後退し上昇に転じました。その後、新型コロナウイルス感染拡大により、諸外国の金利は大きく低下したものの、国内金利は既に低位で推移していたことから諸外国に比べ軽微な影響に留まりました。

【新発 10 年国債利回り　2019 年３月末 ▲0.095% → 2020 年３月末 ＋0.010%】

・国内株式は、大幅に低下しました。年度前半は米中通商協議への警戒感や世界景気への減速懸念などから日経平均株価は下落したものの、米中協議の進展期待や各国の緩和的な金融政策スタンスなどを背景に年末に向け、28 年ぶりの高値に迫る局面まで上昇しました。しかしながら、年度末にかけては新型コロナウイルス感染拡大の影響で大幅に下落しました。

【日経平均　2019 年３月末 21,205.81 円　→ 2020 年３月末　18,917.01 円 】

【ＴＯＰＩＸ　2019 年３月末 1591.64 ポイント　→ 2020 年３月末　1403.04 ポイント】

・米国金利（10 年国債利回り）は大幅に低下しました。期初は堅調な雇用環境等を受け小幅に上昇したものの、米中通商協議への警戒感や米経済指標の下振れ等を背景に米連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）が利下げを行い、さらに年度末の新型コロナウイルス感染拡大の影響で大幅に金利が低下しました。

【米国 10 年国債利回り　2019 年３月末　2.40% → 2020 年３月末　0.67%】

・為替相場はやや円高となりました。ドル円は、ＦＲＢの利下げ期待の高まりを受けた米金利の低下やリスク回避の動きから一時的に円高ドル安方向に進んだものの、年度末にかけてドル需要の高まりから円安ドル高が進行しました。ユーロ円は、ユーロ圏の景気鈍化や英国のＥＵ離脱を巡る混乱・欧州中央銀行（ＥＣＢ）の量的緩和政策再開、年度末の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、円高ユーロ安基調で推移しました。

【ドル／円　2019 年３月末　110.99 円 → 2020 年３月末　108.83 円】

【ユーロ／円　2019 年３月末　124.56 円 → 2020 年３月末　119.55 円】

住友生命保険相互会社

（２）運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するＡＬＭ（資産負債の総合的な管理）の推進を基本方針として、長期の公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と、市場環境悪化時においても確実な保険金等のお支払いの実現を図ります。さらに、許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券等への投資による収益の向上を目指します。こうした基本方針のもと、低金利環境の長期化に対応するべく、一般勘定資産の基本ポートフォリオを「ＡＬＭ運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の２つに区分し、各ポートフォリオの運用目的に応じた「収益向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。「ＡＬＭ運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、国債・国内事業債・国内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたＡＬＭを推進するとともに、為替リスクを抑制した外貨建事業債や、不動産・インフラエクイティファンド等の超長期の運用を念頭に置いた資産への投資拡大等により、収益向上を図っています。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で市場見通しに応じ株式やオープン外国債券（※1）といった流動性の高い有価証券の運用により収益の上乗せを図っています。また、機関投資家の責務の一環として、持続可能な社会の実現および運用収益の向上に向けたＥＳＧ投融資（※2）や、投資先企業の中長期的な企業価値向上や持続的成長を促すための対話を軸とするスチュワードシップ活動を推進しています。

（※１．オープン外国債券：為替リスクのヘッジを行わない外国債券）

（※２．ＥＳＧ投融資：環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投融資）

（３）運用状況

「ＡＬＭ運用ポートフォリオ」では、為替リスクのヘッジを行った上で海外のクレジット資産への投資を拡大しました。「バランス運用ポートフォリオ」では、株価や為替、金利の見通しに応じて、株式やオープン外国債券への投資等を行いました。ＥＳＧ投融資では、2019年度より新たにＥＳＧ投融資方針を策定し、あわせて「国連責任投資原則（ＰＲＩ）」に署名いたしました。

・国内公社債については、国債対比で超過収益が獲得できるクレジット資産を活用し、収益の確保を図りました。
・国内株式については、市場見通しに応じた投資等を行いました。また、投資先企業の企業価値向上に向けて、ＥＳＧの観点を取り込んだ企業分析や当該企業との対話、適切な議決権行使に取り組みました。
・外国証券については、為替リスクを適切にコントロールしながら、高格付の事業債を中心に海外クレジット資産への投資を行い、収益力向上を図りました。また、市場見通しに応じてオープン外国債券への投資等を行いました。
・貸付金については、信用リスクを適切に判断した上で収益力向上を図りました。
・不動産については、保有物件の収益力向上に努めるとともに、優良物件への新規投資に取り組みました。

住友生命保険相互会社

b．資産の構成（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,728,859	5.4	1,751,825	5.4
買入金銭債権	317,252	1.0	326,239	1.0
有価証券	25,981,809	81.4	26,790,871	83.1
公社債	13,348,453	41.8	13,809,070	42.8
株式	1,868,704	5.9	1,718,821	5.3
外国証券	10,636,418	33.3	10,959,518	34.0
公社債	9,398,093	29.4	9,611,587	29.8
株式等	1,238,325	3.9	1,347,930	4.2
その他の証券	128,231	0.4	303,462	0.9
貸付金	2,874,970	9.0	2,099,584	6.5
保険約款貸付	289,747	0.9	281,112	0.9
一般貸付	2,585,222	8.1	1,818,472	5.6
不動産	553,738	1.7	558,552	1.7
うち投資用	380,980	1.2	389,872	1.2
繰延税金資産	123,979	0.4	214,138	0.7
その他	337,027	1.1	493,105	1.5
貸倒引当金	△870	△0.0	△816	△0.0
一般勘定計	31,916,765	100.0	32,233,500	100.0
うち外貨建資産	10,117,094	31.7	10,453,682	32.4

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

c．資産の増減（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度
	金額	金額
現預金・コールローン	285,368	22,966
買入金銭債権	34,000	8,987
有価証券	1,078,910	809,062
公社債	305,059	460,616
株式	△65,263	△149,883
外国証券	771,655	323,099
公社債	597,111	213,493
株式等	174,544	109,605
その他の証券	67,458	175,230
貸付金	93,665	△775,386
保険約款貸付	△4,994	△8,635
一般貸付	98,659	△766,750
不動産	△17,903	4,813
うち投資用	△7,765	8,892
繰延税金資産	△30,735	90,159
その他	△88,930	156,077
貸倒引当金	51	53
一般勘定計	1,354,425	316,734
うち外貨建資産	864,432	336,588

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

d．資産運用関係収益（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区分	2018年度		2019年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	638,543	104.1	639,439	100.1
預貯金利息	17,575	427.9	13,656	77.7
有価証券利息・配当金	541,597	102.1	549,407	101.4
貸付金利息	30,851	92.6	27,182	88.1
不動産賃貸料	35,338	97.9	35,206	99.6
その他利息配当金	13,180	136.9	13,986	106.1
有価証券売却益	100,357	127.5	86,022	85.7
国債等債券売却益	80,132	150.9	41,038	51.2
株式等売却益	13,049	72.7	8,177	62.7
外国証券売却益	7,175	93.4	36,807	512.9
有価証券償還益	－	－	13,534	－
為替差益	4,432	－	－	－
貸倒引当金戻入額	38	18.9	44	116.5
その他運用収益	832	39.6	1,022	122.8
合計	744,204	106.3	740,064	99.4

e．資産運用関係費用（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区分	2018年度		2019年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	28,850	155.9	24,529	85.0
売買目的有価証券運用損	25	－	－	－
有価証券売却損	92,827	212.8	14,782	15.9
国債等債券売却損	3,440	2483.8	186	5.4
株式等売却損	2,593	88.3	9,654	372.2
外国証券売却損	86,792	214.0	4,940	5.7
有価証券評価損	2,746	993.0	52,233	1901.6
株式等評価損	1,453	525.4	36,524	2513.4
外国証券評価損	1,293	－	15,709	1214.3
有価証券償還損	－	－	4,028	－
金融派生商品費用	99,104	110.5	118,531	119.6
為替差損	－	－	11,416	－
賃貸用不動産等減価償却費	8,611	98.2	8,601	99.9
その他運用費用	11,983	97.0	12,380	103.3
合計	244,150	139.1	246,503	101.0

ｆ．資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	3.86	△0.01
買入金銭債権	1.11	0.89
有価証券	1.83	1.75
うち公社債	2.20	1.84
うち株式	5.11	1.30
うち外国証券	0.99	1.72
公社債	0.96	1.77
株式等	1.23	1.35
貸付金	1.12	0.89
うち一般貸付	0.78	0.53
不動産	2.94	3.12
うち投資用	4.33	4.50
一般勘定計	1.64	1.56
うち海外投融資	0.93	1.57

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

ｇ．主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	1,282,354	1,304,516
買入金銭債権	284,961	347,881
有価証券	24,492,284	25,492,081
うち公社債	13,165,898	13,534,866
うち株式	963,279	1,013,668
うち外国証券	10,270,272	10,752,960
公社債	9,161,433	9,548,198
株式等	1,108,838	1,204,761
貸付金	2,901,281	2,692,687
うち一般貸付	2,604,698	2,403,856
不動産	573,183	556,721
うち投資用	389,231	385,189
一般勘定計	30,566,089	31,549,859
うち海外投融資	11,860,449	12,309,189

h．有価証券の時価情報（一般勘定）

（１）売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区　分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	－	5	－	－

（注）本表では、「運用目的の金銭の信託」を通じて保有している有価証券も対象となっていますが、2018年度末、2019年度末ともに残高はありません。

（２）有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区　分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,799,666	2,132,194	332,529	332,529	△0	1,726,807	2,049,016	323,209	323,213	△4
責任準備金対応債券	11,874,339	13,813,377	2,139,348	2,147,061	△7,713	13,039,369	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230
子会社・関連会社株式	33,173	55,574	22,400	22,400	－	63,238	27,869	△34,369	－	△34,369
その他有価証券	10,912,430	12,196,631	1,284,201	1,359,380	△75,178	11,788,647	12,951,026	1,162,478	1,335,068	△172,589
公社債	1,745,372	1,849,638	103,045	104,399	△1,353	2,128,766	2,205,625	76,859	90,306	△13,437
株式	839,091	1,747,909	908,317	946,912	△38,595	995,165	1,895,204	899,057	979,946	△80,889
外国証券	7,063,264	7,913,036	849,772	894,817	△45,044	7,739,603	8,223,699	484,096	544,155	△60,058
公社債	7,194,172	7,432,935	238,763	273,463	△34,699	6,967,667	7,459,975	492,308	529,922	△37,613
株式等	479,091	490,100	11,008	11,353	△345	771,934	763,722	△8,211	14,203	△22,415
その他の証券	109,995	125,018	15,123	15,276	△153	303,633	297,673	△5,960	12,202	△18,163
買入金銭債権	166,297	174,259	7,962	7,973	△11	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	386,900	386,779	△10	－	△10	436,900	436,863	△36	－	△36
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	24,419,688	28,197,967	3,778,279	3,861,372	△83,092	26,696,843	29,060,026	3,464,183	3,672,378	△208,194
公社債	13,245,407	15,504,192	2,258,784	2,264,800	△6,016	13,733,200	15,797,682	2,065,481	2,084,466	△18,985
株式	839,091	1,747,909	908,317	946,912	△38,595	995,165	1,895,204	899,057	979,946	△80,889
外国証券	9,071,596	10,389,807	888,211	626,408	△38,196	9,943,463	10,740,543	797,190	887,276	△90,086
公社債	9,189,330	9,734,132	554,802	592,654	△37,851	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300
株式等	612,265	645,674	33,408	33,753	△345	824,173	791,591	△32,581	14,203	△46,784
その他の証券	109,995	125,018	15,123	15,276	△153	303,633	297,673	△5,960	12,202	△18,163
買入金銭債権	166,297	174,259	7,962	7,973	△11	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	386,900	386,779	△10	－	△10	436,900	436,863	△36	－	△36
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2018年度末	2019年度末
満期保有目的の債券	－	－
非上場外国債券	－	－
その他	－	－
責任準備金対応債券	－	－
子会社・関連会社株式	586,899	593,981
その他有価証券	243,910	62,246
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	16,136	21,841
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	224,558	34,559
非上場外国債券	－	－
その他	3,215	5,845
合計	830,809	656,227

住友生命保険相互会社

ｉ．金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（１）運用目的の金銭の信託

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

（２）運用目的以外の金銭の信託

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ご参考）
金融商品に係る会計基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,799,865	2,132,194	332,329	332,329	△0	1,725,897	2,049,016	323,209	323,213	△5
責任準備金対応債券	11,474,328	13,613,977	2,139,648	2,147,461	△7,813	12,029,349	14,032,115	2,002,865	2,014,095	△11,230
子会社・関連会社株式	620,073	589,539	△30,534	22,813	△53,348	646,220	558,722	△87,497	122	△87,619
その他有価証券	11,156,330	12,448,761	1,292,430	1,367,633	△75,182	11,860,793	13,018,529	1,157,736	1,340,331	△172,595
公社債	1,746,572	1,849,618	103,045	104,399	△1,353	2,129,756	2,205,625	75,869	90,306	△13,437
株式	855,727	1,764,045	908,317	948,912	△38,595	1,017,968	1,617,045	599,057	679,946	△80,889
外国証券	7,687,842	8,145,846	358,004	393,049	△35,045	7,774,180	8,283,461	489,280	549,310	△60,029
公社債	7,184,172	7,422,935	238,763	273,463	△34,699	6,987,667	7,459,975	492,308	529,922	△37,613
株式等	703,670	722,910	19,240	19,586	△345	806,513	803,485	△3,027	19,388	△22,416
その他の証券	113,090	128,231	15,140	15,297	△156	309,349	303,462	△5,887	12,280	△18,167
買入金銭債権	166,297	174,289	7,992	7,973	△11	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	386,800	386,779	△20	-	△20	436,900	436,863	△36	-	△36
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	25,250,397	28,994,092	3,733,694	3,870,039	△136,344	26,352,070	29,858,384	3,406,313	3,677,764	△271,450
公社債	13,346,407	15,604,192	2,258,784	2,264,800	△6,015	13,732,200	15,797,682	2,065,482	2,084,468	△18,985
株式	960,387	1,698,704	908,317	948,912	△38,595	1,119,763	1,718,821	599,057	679,946	△80,889
外国証券	10,878,414	10,921,923	543,509	635,054	△91,545	10,470,337	11,209,483	739,146	892,683	△153,537
公社債	9,159,330	9,714,132	554,802	592,664	△37,861	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300
株式等	1,219,084	1,207,790	△11,293	42,400	△53,693	1,350,958	1,260,433	△90,524	19,611	△110,036
その他の証券	113,090	128,231	15,140	15,297	△156	309,349	303,462	△5,887	12,280	△18,167
買入金銭債権	166,297	174,289	7,992	7,973	△11	184,619	193,071	8,451	8,486	△34
譲渡性預金	386,800	386,779	△20	-	△20	436,900	436,863	△36	-	△36
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 有価証券のうち時価のあるものに係る時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2018年度末が △44,884百万円、2019年度末が △57,870百万円となっています。

不動産（土地・借地権）の差損益

（単位：百万円）

区分	2018年度末	2019年度末
不動産の差損益	139,387	159,807

(注)土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

住友生命保険相互会社

ｊ．デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）（一般勘定）

（１）差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区　分	2018年度末						2019年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	452	47,271	－	－	－	47,723	△ 515	172,039	－	－	－	171,523
ヘッジ会計非適用分	－	△313	△7	－	1,232	912	－	△3,162	697	－	△ 1,639	△ 4,105
合　計	452	46,957	△7	－	1,232	48,636	△ 515	168,876	697	－	△ 1,639	167,418

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2018年度末通貨関連 23,497百万円、2019年度末通貨関連 134,617百万円となっています。

（２）金利関連

（単位：百万円）

区分	種　類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち１年超				うち１年超		
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	29,236	19,535	103	103	20,035	15,645	28	28
	固定金利支払／変動金利受取	49,945	49,945	349	349	48,973	－	△ 544	△ 544
合　計					452				△ 515

(注)1.差損益欄には、時価を記載しています。

（ご参考）
金利スワップ契約の内容
［2019年度末］

（単位：百万円、%）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合　計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	4,390	4,110	11,035	500	－	－	20,035
平均受取固定金利	0.43	1.43	1.20	0.15	－	－	1.05
平均支払変動金利	0.11	1.42	1.15	0.24	－	－	0.96
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	48,973	－	－	－	－	－	48,973
平均支払固定金利	2.68	－	－	－	－	－	2.68
平均受取変動金利	2.47	－	－	－	－	－	2.47

住友生命保険相互会社

（３）通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末 契約額等	2018年度末 契約額等 うち１年超	2018年度末 時価	2018年度末 差損益	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち１年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益
店頭	為替予約								
	売建	7,364,537	437,618	35,203	35,203	9,733,616	1,191,995	155,729	155,729
	(米ドル)	3,134,162	-	△39,862	△39,862	5,032,379	1,138,338	△46,419	△46,419
	(ユーロ)	2,416,954	-	73,198	73,198	2,894,417	-	31,661	31,661
	(豪ドル)	1,413,999	437,618	4,866	4,866	1,070,479	53,656	111,582	111,582
	買建	290,616	-	△6,903	△6,903	2,353,557	165,027	△23,613	△23,613
	(米ドル)	22,550	-	124	124	1,188,828	-	1,595	1,595
	(ユーロ)	-	-	-	-	906,728	165,027	△ 1,971	△ 1,971
	(豪ドル)	266,038	-	△7,036	△7,036	22,344	-	△ 1,519	△ 1,519
	通貨オプション								
	売建								
	コール	172,500	-			220,250	-		
		(465)		425	39	(907)		1,783	△ 876
	(米ドル)	172,500	-			220,250	-		
		(465)		425	39	(907)		1,783	△ 876
	買建								
	プット	157,500	-			199,000	-		
		(1,585)		1,434	△151	(1,986)		1,201	△784
	(米ドル)	157,500	-			199,000	-		
		(1,585)		1,434	△151	(1,986)		1,201	△784
	通貨スワップ	37,806	37,806	△972	△972	37,806	37,806	△3,638	△3,638
	(米ドル)	35,351	35,351	△893	△893	35,351	35,351	△3,656	△3,656
	(ユーロ)	2,454	2,454	△78	△78	2,454	2,454	18	18
合計					27,211				127,816

(注)1.(　)内には、オプション料を記載しています。
2.外貨建金銭債権債務等に為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。
開示の対象より除いている通貨スワップは、2018年度末が米ドルの契約額 400,833百万円、時価 19,745百万円、差損益 19,745百万円、2019年度末が米ドルの契約額 413,840百万円、時価 41,080百万円、差損益 41,080百万円です。
3.差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

（４）株式関連

（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち１年超				うち１年超		
取引所	株価指数先物 買建	1,067	－	△7	△7	10,069	－	697	697
合計					△7				697

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

（５）債券関連

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

（６）その他

（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち１年超				うち１年超		
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売建								
	コール	75,933	－			139,122	－		
		(34)		197	△163	(337)		62	275
	買建								
	コール	72,059	－			128,961	－		
		(1,667)		2,963	1,395	(2,816)		900	△1,916
合計					1,232				△1,639

（注）1. 括弧内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

５．貸借対照表

（単位：百万円）

期別 / 科目	2018年度末（2019年3月31日現在）金額	2019年度末（2020年3月31日現在）金額	期別 / 科目	2018年度末（2019年3月31日現在）金額	2019年度末（2020年3月31日現在）金額
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	1,510,097	1,467,878	保険契約準備金	28,579,948	26,965,750
現金	169	136	支払備金	114,734	108,199
預貯金	1,509,927	1,467,741	責任準備金	26,238,890	26,636,055
コールローン	238,792	354,416	社員配当準備金	226,323	221,485
買入金銭債権	317,252	326,239	再保険借	150	200
有価証券	26,764,618	27,423,878	社債	499,924	449,924
国債	10,198,381	10,182,036	その他負債	3,091,489	3,085,190
地方債	169,012	235,930	売現先勘定	1,893,213	1,948,528
社債	3,307,330	3,683,890	債券貸借取引受入担保金	772,350	590,006
株式	2,010,333	1,831,516	借入金	-	50,000
外国証券	10,875,563	11,151,658	未払法人税等	6,835	22,503
その他の証券	203,996	306,848	未払金	60,489	94,843
貸付金	2,874,970	2,099,584	未払費用	40,518	37,892
保険約款貸付	289,747	281,112	前受収益	1,344	1,384
一般貸付	2,585,222	1,818,472	預り金	67,487	67,316
有形固定資産	565,893	569,148	預り保証金	28,321	28,750
土地	351,664	360,643	金融派生商品	82,744	110,413
建物	184,413	177,036	金融商品等受入担保金	73,646	118,280
リース資産	6,767	5,525	リース債務	7,061	5,762
建設仮勘定	17,640	20,871	資産除去債務	1,711	1,749
その他の有形固定資産	5,367	5,070	仮受金	6,499	6,609
無形固定資産	38,494	40,387	その他の負債	49,235	1,147
ソフトウェア	32,588	31,627	退職給付引当金	19,371	10,730
その他の無形固定資産	5,906	8,760	価格変動準備金	744,447	787,547
代理店貸	0	0	再評価に係る繰延税金負債	13,014	12,923
再保険貸	195	110	負債の部合計	30,948,346	31,312,287
その他資産	293,671	443,657	（純資産の部）		
未収金	20,323	26,944	基金	50,000	-
前払費用	4,585	5,042	基金償却積立金	589,000	639,000
未収収益	135,668	132,779	再評価積立金	2	2
預託金	3,792	4,258	剰余金	273,890	229,677
先物取引差入証拠金	2,271	3,663	損失填補準備金	5,604	5,604
金融派生商品	114,604	241,663	その他剰余金	268,286	214,873
金融商品等差入担保金	-	9	基金償却準備金	42,600	-
仮払金	6,933	5,076	価格変動積立金	165,000	165,000
その他の資産	5,473	24,218	社会及び契約者福祉増進基金	1,321	1,298
前払年金費用	3,376	12,482	別途積立金	223	223
繰延税金資産	123,979	214,138	当期未処分剰余金	69,141	48,351
貸倒引当金	△870	△816	基金等合計	912,893	859,680
			その他有価証券評価差額金	931,061	841,237
			繰延ヘッジ損益	△431	△2,371
			土地再評価差額金	△61,417	△59,708
			評価・換算差額等合計	869,233	779,157
			純資産の部合計	1,782,126	1,638,837
資産の部合計	32,730,472	32,951,105	負債及び純資産の部合計	32,730,472	32,951,105

住友生命保険相互会社

2019年度　貸借対照表注記

1．有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第２項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については３月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては３月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3．デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4．土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　2001 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第２条第１号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5．有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。

6．外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3 月中の平均為替相場により円換算しております。

住友生命保険相互会社

7．貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、35百万円です。

8．退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から　８年
過去勤務費用の処理年数	３年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。
(1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度
① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	282,010百万円
勤務費用	11,764百万円
利息費用	4,154百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△22百万円
退職給付の支払額	△26,777百万円
過去勤務費用の当期発生額	△737百万円
期末における退職給付債務	270,390百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	294,803百万円
期待運用収益	3,607百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△24,159百万円
事業主からの拠出額	6,676百万円
退職給付の支払額	△14,377百万円
期末における年金資産	266,550百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	270,390 百万円
年金資産	△266,550 百万円
	3,840 百万円
未認識数理計算上の差異	△9,808 百万円
未認識過去勤務費用	4,216 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,751 百万円
退職給付引当金	10,730 百万円
前払年金費用	△12,482 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,751 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	11,764 百万円
利息費用	4,154 百万円
期待運用収益	△3,607 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△7,185 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,795 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,329 百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

生命保険一般勘定	46%
株 式	33%
投資信託	8%
債 券	6%
その他	7%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 41%含まれています。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	1.473%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.2%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,008 百万円です。

9．価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

住友生命保険相互会社

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

12. 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020 年３月 31 日　企業会計基準委員会　実務対応報告第 39 号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

13. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第 48 号）
(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006 年４月１日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成８年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

住友生命保険相互会社

15. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

（1）金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,467,878	1,467,878	－
うち、その他有価証券	435,863	435,863	－
コールローン	354,415	354,415	－
買入金銭債権	326,239	329,205	2,966
うち、その他有価証券	193,071	193,071	－
有価証券※1	26,762,393	29,064,098	2,301,705
売買目的有価証券	633,006	633,006	－
満期保有目的の債券	1,725,807	2,049,016	323,208
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866
子会社株式及び関連会社株式	52,238	27,869	△24,369
その他有価証券	12,322,091	12,322,091	－
貸付金	2,099,584		
貸倒引当金※2	△598		
	2,098,985	2,104,022	5,036
社債	449,924	435,958	△13,965
売現先勘定	1,948,528	1,948,528	－
債券貸借取引受入担保金	590,008	590,008	－
借入金	50,000	49,680	△320
デリバティブ取引※3	131,250	131,250	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	247	247	－
ヘッジ会計が適用されているもの	131,002	131,002	－

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は661,485百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、３月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権

３月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、３月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、３月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

住友生命保険相互会社

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負 債

① 社債
３月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

③ 借入金
借入金を裏付として発行される社債の３月末日の市場価格等によっております。

デリバティブ取引

３月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券　（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	310,662	334,609	23,947
	外国証券(公社債)	1,414,600	1,713,866	299,266
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	545	540	△5
	外国証券(公社債)	－	－	－
合計		1,725,807	2,049,016	323,208

② 責任準備金対応債券　（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,989,452	12,959,664	1,970,212
	外国証券(公社債)	559,223	603,107	43,884
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	302,785	297,241	△5,543
	外国証券(公社債)	177,788	172,101	△5,687
合計		12,029,249	14,032,115	2,002,866

住友生命保険相互会社

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券　（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	－	－	－
	買入金銭債権	159,666	168,153	8,486
	公社債	1,565,064	1,655,370	90,306
	株式	590,674	1,270,621	679,946
	外国証券	6,376,328	6,920,454	544,125
	公社債	6,062,554	6,592,476	529,922
	株式等	313,774	327,978	14,203
	その他の証券	54,551	66,754	12,202
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	435,900	435,863	△36
	買入金銭債権	24,952	24,918	△34
	公社債	563,691	550,254	△13,437
	株式	405,472	324,583	△80,889
	外国証券	1,363,273	1,303,244	△60,028
	公社債	905,113	867,499	△37,613
	株式等	458,160	435,744	△22,415
	その他の証券	248,971	230,808	△18,163
合計		11,788,547	12,951,026	1,162,478

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
預貯金	1,467,778	－	－	－
コールローン	354,415	－	－	－
買入金銭債権	24,116	203	282	293,163
有価証券	547,096	1,961,310	7,185,892	12,534,174
満期保有目的の債券	117,000	283,031	400,400	924,088
責任準備金対応債券	62,917	618,889	3,325,789	7,920,101
その他有価証券	367,179	1,059,390	3,459,702	3,689,983
貸付金※	441,242	454,636	446,426	466,166
社債	－	－	－	449,924
売現先勘定	1,948,528	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	590,008	－	－	－
借入金	－	－	－	50,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

住友生命保険相互会社

16. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等(土地を含む)）を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は 392,983 百万円、時価は 504,136 百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,364 百万円を計上しております。

17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、3,905,476 百万円です。

18. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 34,460 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

19. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、808百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、808百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、21百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
貸付金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、419,213 百万円です。

21. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、726,126 百万円です。なお、負債の額も同額です。

22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、50,195 百万円、金銭債務の総額は、11,474 百万円です。

23. 繰延税金資産の総額は、573,812 百万円、繰延税金負債の総額は、339,226 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、20,448 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 244,324 百万円、価格変動準備金 220,198 百万円及び退職給付引当金 32,033 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 326,499 百万円です。
当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△0.5%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △27.0%です。

住友生命保険相互会社

24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	226,323 百万円
前期剰余金よりの繰入額	50,285 百万円
当期社員配当金支払額	55,155 百万円
利息による増加等	32 百万円
当期末現在高	221,485 百万円

25. 子会社等の株式の総額は、646,220 百万円です。

26. 担保に提供している資産の額は、有価証券 2,508,450 百万円です。

27. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、8 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、1,300 百万円です。

28. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は、838,868 百万円です。

29. 基金 50,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。

30. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,185 百万円です。

31. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。

32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

33. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、37,567 百万円です。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

住友生命保険相互会社

６．損益計算書

（単位:百万円）

期別 / 科目	2018年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）金額	2019年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）金額
経常収益	3,285,089	3,085,037
保険料等収入	2,405,338	2,224,303
保険料	2,402,089	2,221,182
再保険収入	427	526
責任準備金受入金	2,821	2,594
資産運用収益	759,829	740,064
利息及び配当金等収入	638,543	639,439
預貯金利息	17,575	13,656
有価証券利息・配当金	541,597	549,407
貸付金利息	30,851	27,182
不動産賃貸料	35,338	35,206
その他利息配当金	13,180	13,986
有価証券売却益	100,357	86,022
有価証券償還益	－	13,534
為替差益	4,432	－
貸倒引当金戻入額	38	44
その他運用収益	832	1,022
特別勘定資産運用益	15,624	－
その他経常収益	119,921	120,670
年金特約取扱受入金	9,198	7,141
保険金据置受入金	72,994	66,119
支払備金戻入額	－	6,535
退職給付引当金戻入額	16,087	17,746
その他の経常収益	21,640	23,127
経常費用	3,084,497	2,989,898
保険金等支払金	1,953,487	1,885,624
保険金	639,442	608,258
年金	504,134	488,059
給付金	294,861	306,947
解約返戻金	457,528	428,994
その他返戻金	56,509	52,323
再保険料	1,013	1,040
責任準備金等繰入額	441,408	397,207
支払備金繰入額	3,054	－
責任準備金繰入額	438,319	397,174
社員配当金積立利息繰入額	35	32
資産運用費用	244,150	268,467
支払利息	28,850	24,529
売買目的有価証券運用損	25	－
有価証券売却損	92,827	14,782
有価証券評価損	2,746	52,233
有価証券償還損	－	4,028
金融派生商品費用	99,104	118,531
為替差損	－	11,416
賃貸用不動産等減価償却費	8,611	8,601
その他運用費用	11,983	12,380
特別勘定資産運用損	－	21,964
事業費	327,952	320,034
その他経常費用	117,497	118,563
保険金据置支払金	65,285	62,947
税金	24,213	24,760
減価償却費	15,271	17,007
その他の経常費用	12,727	13,848
経常利益	200,591	95,138
特別利益	1,031	198
固定資産等処分益	1,031	198
特別損失	127,300	46,290
固定資産等処分損	2,946	1,952
減損損失	10,443	514
子会社等株式評価損	25,580	－
価格変動準備金繰入額	87,500	43,100
社会及び契約者福祉増進助成金	829	723
税引前当期純剰余	74,322	49,046
法人税及び住民税	45,982	54,336
法人税等調整額	△32,265	△54,627
法人税等合計	13,716	△290
当期純剰余	60,605	49,337

住友生命保険相互会社

2019年度　損益計算書注記

1．子会社等との取引による収益の総額は、9,176百万円、費用の総額は、16,496百万円です。

2．有価証券売却益の内訳は、国債等債券 41,035百万円、株式等 8,177百万円、外国証券 36,810百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 186百万円、株式等 9,654百万円、外国証券 4,940百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 36,524百万円、外国証券 15,709百万円です。

3．支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は、5百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、128百万円です。

4．金融派生商品費用には、評価益が 8,017百万円含まれております。

5．固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	514 百万円
	計	514 百万円

回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

７．経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区　分		2018年度	2019年度
基礎利益	A	377,090	371,547
キャピタル収益		104,789	101,194
有価証券売却益		100,357	86,022
為替差益		4,432	－
その他キャピタル収益		－	15,171
キャピタル費用		203,677	257,281
売買目的有価証券運用損		25	－
有価証券売却損		92,827	14,782
有価証券評価損		2,746	52,233
金融派生商品費用		99,104	118,531
為替差損		－	11,416
その他キャピタル費用		8,973	60,317
キャピタル損益	B	△98,887	△156,087
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	278,202	215,459
臨時収益		－	25
個別貸倒引当金戻入額		－	25
臨時費用		77,610	120,345
危険準備金繰入額		14,900	52,800
個別貸倒引当金繰入額		62	－
その他臨時費用		62,647	67,545
臨時損益	C	△77,610	△120,320
経常利益	A＋B＋C	200,591	95,138

（参考）その他項目の内訳

		2018年度	2019年度
基礎利益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	234	57,830
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	7,523	△15,171
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	1,214	2,487
その他キャピタル収益	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	－	15,171
その他キャピタル費用	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	234	57,830
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	7,523	－
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	1,214	2,487
その他臨時費用	個人年金保険の年金開始後契約の一部および一時払養老保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	62,647	67,545

住友生命保険相互会社

８．基金等変動計算書

2018年度（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）　（単位：百万円）

	基金等										
				剰余金							
					その他剰余金						
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計
当期首残高	100,000	539,000	2	5,404	77,000	165,000	1,450	223	70,421	319,499	958,502
当期変動額											
社員配当準備金の積立									△52,804	△52,804	△52,804
損失填補準備金の積立				200					△200	－	－
基金償却積立金の積立		50,000									50,000
基金利息の支払									△1,116	△1,116	△1,116
当期純剰余									60,605	60,605	60,605
基金の償却	△50,000										△50,000
基金償却準備金の積立					15,600				△15,600	－	－
基金償却準備金の取崩					△50,000					△50,000	△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	－	－
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△829		829	－	－
土地再評価差額金の取崩									△2,293	△2,293	△2,293
基金等以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	△50,000	50,000	－	200	△34,400	－	△129	－	△11,279	△45,608	△45,608
当期末残高	50,000	589,000	2	5,604	42,600	165,000	1,321	223	59,141	273,890	912,893

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	768,377	573	△63,710	705,239	1,663,742
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△52,804
損失填補準備金の積立					－
基金償却積立金の積立					50,000
基金利息の支払					△1,116
当期純剰余					60,605
基金の償却					△50,000
基金償却準備金の積立					－
基金償却準備金の取崩					△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立					－
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					△2,293
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	162,704	△1,004	2,293	163,993	163,993
当期変動額合計	162,704	△1,004	2,293	163,993	118,384
当期末残高	931,081	△431	△61,417	869,233	1,782,126

住友生命保険相互会社

2019年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）　（単位：百万円）

	基金等										
				剰余金							
					その他剰余金						
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計
当期首残高	50,000	589,000	2	5,604	42,600	165,000	1,321	223	59,141	273,890	912,893
当期変動額											
社員配当準備金の積立									△50,285	△50,285	△50,285
損失填補準備金の積立				200					△200	－	－
基金償却積立金の積立		50,000									50,000
基金利息の支払									△556	△556	△556
当期純剰余									49,337	49,337	49,337
基金の償却	△50,000										△50,000
基金償却準備金の積立					7,400				△7,400	－	－
基金償却準備金の取崩					△50,000					△50,000	△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	－	－
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△723		723	－	－
土地再評価差額金の取崩									△1,706	△1,706	△1,706
基金等以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	△50,000	50,000	－	200	△42,600	－	△23	－	△10,790	△53,213	△53,213
当期末残高	－	639,000	2	5,804	－	165,000	1,298	223	48,351	220,677	859,680

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	931,081	△431	△61,417	869,233	1,782,126
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△50,285
損失填補準備金の積立					－
基金償却積立金の積立					50,000
基金利息の支払					△556
当期純剰余					49,337
基金の償却					△50,000
基金償却準備金の積立					－
基金償却準備金の取崩					△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立					－
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					△1,706
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△89,844	△1,939	1,706	△90,075	△90,075
当期変動額合計	△89,844	△1,939	1,706	△90,075	△143,289
当期末残高	841,237	△2,371	△59,706	779,157	1,638,837

住友生命保険相互会社

９．剰余金処分

（単位：百万円）

科　　目	2018年度	2019年度
当期未処分剰余金	59,141	48,351
剰余金処分額	59,141	48,351
社員配当準備金	50,285	47,451
差引純剰余金	8,856	900
損失填補準備金	200	200
基金利息	556	－
任意積立金	8,100	700
基金償却準備金	7,400	－
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

10．債務者区分による債権の状況

（単位：百万円、％）

区　分	2018年度末	2019年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－
危険債権	813	835
要管理債権	－	－
小　計	813	835
（対合計比）	(0.01)	(0.01)
正常債権	6,323,020	6,026,957
合　計	6,323,833	6,027,793

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、３カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、３カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに３カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

11. リスク管理債権の状況

（単位：百万円、％）

区　分	2018年度末	2019年度末
破綻先債権額	－	－
延滞債権額	787	808
３カ月以上延滞債権額	－	－
貸付条件緩和債権額	－	－
合　計	787	808
（貸付残高に対する比率）	(0.03)	(0.04)
（総資産に対する比率）	(0.00)	(0.00)

(注)1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2019年度末が延滞債権額21百万円、2018年度末が延滞債権額21百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. ３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

(ご参考)貸付金に関わる自己査定の状況

（単位：億円、％）

区　分	2018年度末		2019年度末	
	金　額	占率	金　額	占率
非分類	28,702	99.8	20,923	99.7
Ⅱ分類	46	0.2	72	0.3
Ⅲ分類	0	0.0	0	0.0
Ⅳ分類	－	－	－	－
貸付金残高	28,749	100.0	20,995	100.0

(注)1. Ⅲ分類債権に対して、個別貸倒引当金を、2019年度末は0億円、2018年度末は0億円計上しています。
2. 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、2019年度末が0億円、2018年度末が0億円です。

12. 貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

摘　要	2018年度末	2019年度末
（１）貸倒引当金残高		
（イ）一般貸倒引当金	616	597
（ロ）個別貸倒引当金	253	219
（ハ）特定海外債権引当勘定	－	－
（２）個別貸倒引当金		
（イ）繰入額	289	254
（ロ）取崩額（償却に伴う取崩額を除く）	226	279
（ハ）純繰入額	62	△25
（３）特定海外債権引当勘定		
（イ）対象国数	０カ国	０カ国
（ロ）債権額	－	－
（ハ）繰入額	－	－
（ニ）取崩額	－	－
（４）貸付金償却	－	－

住友生命保険相互会社

13. ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項　目		2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額	（A）	4,420,380	4,426,429
基金等		862,051	812,228
価格変動準備金		744,447	787,547
危険準備金		364,300	417,100
一般貸倒引当金		616	597
（その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)）×90%（ﾏｲﾅｽの場合100%）		1,162,631	1,047,979
土地の含み損益×85%（ﾏｲﾅｽの場合100%）		77,337	96,069
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		719,371	774,721
負債性資本調達手段等		499,924	499,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		－	－
控除項目		△80,000	△80,000
その他		69,699	70,261
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	（B）	950,497	1,013,271
保険リスク相当額	R_1	68,818	66,661
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	60,561	63,072
予定利率リスク相当額	R_2	196,919	188,754
最低保証リスク相当額	R_7 ※	3,700	4,513
資産運用リスク相当額	R_3	719,832	789,230
経営管理リスク相当額	R_4	20,996	22,244
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$		930.1%	873.6%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

（ご参考）責任準備金積立方式・積立率

		2018年度末	2019年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）	金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

（注）1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

住友生命保険相互会社

14. 2019年度特別勘定の状況（2019年4月1日～2020年3月31日）

a．特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区分	2018年度末	2019年度末
	金額	金額
個人変額保険	60,316	53,327
変額個人年金保険	168,836	85,491
団体年金保険	600,368	587,306
特別勘定計	829,521	726,126

b．個人変額保険（特別勘定）の状況

（1）保有契約高

（単位：件、百万円）

区分	2018年度末		2019年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額保険（有期型）	60	257	33	130
個人変額保険（終身型）	50,886	263,369	49,422	256,028
合計	50,946	263,629	49,455	256,158

（2）年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、%）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	1,077	1.8	2,530	4.7
有価証券	56,955	94.4	49,058	92.0
公社債	16,315	27.0	17,215	32.3
株式	17,252	28.6	13,198	24.7
外国証券	23,387	38.8	18,644	35.0
公社債	5,598	9.3	6,151	11.5
株式等	17,789	29.5	12,492	23.4
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－
その他	2,284	3.8	1,738	3.3
貸倒引当金	－	－	－	－
合計	60,316	100.0	53,327	100.0

（3）個人変額保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,247	1,080
有価証券売却益	2,558	3,244
有価証券償還益	－	0
有価証券評価益	8,466	6,620
為替差益	12	29
金融派生商品収益	90	148
その他の収益	2	2
有価証券売却損	1,197	1,881
有価証券償還損	10	26
有価証券評価損	9,688	11,546
為替差損	4	11
金融派生商品費用	188	208
その他の費用	0	0
収支差額	1,289	△2,549

(注)2018年度の有価証券評価益 8,466百万円には有価証券振戻益 1,253百万円が、有価証券評価損 9,688百万円には有価証券振戻損 7,810百万円がそれぞれ含まれています。
2019年度の有価証券評価益 6,620百万円には有価証券振戻益 2,078百万円が、有価証券評価損 11,546百万円には有価証券振戻損 7,213百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

c．変額個人年金保険（特別勘定）の状況

（１）保有契約高

（単位：件、百万円）

区分	2018年度末		2019年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	162,312	396,759	130,672	291,905

（２）年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	3,953	2.3	7,937	9.3
有価証券	155,941	92.4	72,918	85.3
公社債	43,972	26.0	33,694	39.4
株式	15,330	9.1	9,761	11.4
外国証券	28,400	16.8	24,753	29.0
公社債	24,524	14.5	21,713	25.4
株式等	3,876	2.3	3,039	3.6
その他の証券	68,237	40.4	4,709	5.5
貸付金	－	－	－	－
その他	8,941	5.3	4,635	5.4
貸倒引当金	－	－	－	－
合計	168,836	100.0	85,491	100.0

（３）変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度
	金額	金額
利息配当金等収入	15,793	25,648
有価証券売却益	5,304	2,983
有価証券償還益	0	2
有価証券評価益	33,888	6,557
為替差益	166	95
金融派生商品収益	978	312
その他の収益	7	8
有価証券売却損	1,080	682
有価証券償還損	10	10
有価証券評価損	49,302	34,489
為替差損	153	90
金融派生商品費用	711	145
その他の費用	494	732
収支差額	4,385	△541

（注）2018年度の有価証券評価益 33,888百万円には有価証券擬奨益 1,566百万円が、有価証券評価損 49,302百万円には有価証券擬奨損 48,173百万円がそれぞれ含まれています。
2019年度の有価証券評価益 6,557百万円には有価証券擬奨益 1,129百万円が、有価証券評価損 34,489百万円には有価証券擬奨損 32,322百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

15. 保険会社及びその子会社等の状況

a．主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　目	2018年度	2019年度
経常収益	3,639,446	3,485,973
経常利益	150,840	37,591
親会社に帰属する当期純剰余	48,266	5,207
包括利益	92,825	24,620

項　目	2018年度末	2019年度末
総資産	37,811,470	38,642,050
ソルベンシー・マージン比率	915.6%	870.0%

b．連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数　２６社
持分法適用非連結子法人等数　０社
持分法適用関連法人等数　８社
期中における重要な関係会社の異動について
「連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。

c．連結リスク管理債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	2018年度末	2019年度末
破綻先債権額	－	－
延滞債権額	787	808
３カ月以上延滞債権額	－	254
貸付条件緩和債権額	－	－
合　計	787	1,062
（貸付残高に対する比率）	(0.02)	(0.04)
（総資産に対する比率）	(0.00)	(0.00)

(注)1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2019年度末が延滞債権額21百万円、2018年度末が延滞債権額21百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. ３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

住友生命保険相互会社

d．連結貸借対照表

（単位：百万円）

期別 / 科目	2018年度末 (2019年3月31日現在) 金額	2019年度末 (2020年3月31日現在) 金額	期別 / 科目	2018年度末 (2019年3月31日現在) 金額	2019年度末 (2020年3月31日現在) 金額
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	1,604,760	1,603,446	保険契約準備金	31,052,893	31,698,335
コールローン	238,792	354,415	支払備金	142,074	138,733
買入金銭債権	317,252	326,239	責任準備金等	30,684,495	31,338,115
有価証券	30,006,016	31,224,974	社員配当準備金	228,323	221,485
貸付金	3,550,593	2,834,875	再保険借	12,846	11,958
有形固定資産	571,169	573,778	社債	528,305	477,709
土地	351,911	360,839	その他負債	3,803,492	4,058,781
建物	185,680	178,097	売現先勘定	1,893,213	1,948,528
リース資産	8,045	6,225	債券貸借取引受入担保金	772,360	590,006
建設仮勘定	17,748	20,871	その他の負債	1,137,918	1,520,244
その他の有形固定資産	7,784	7,744	退職給付に係る負債	10,445	13,655
無形固定資産	271,938	234,531	価格変動準備金	744,582	787,707
ソフトウェア	34,956	34,970	繰延税金負債	166	14,729
のれん	55,538	51,599	再評価に係る繰延税金負債	13,014	12,923
リース資産	41	12	負債の部合計	36,165,746	37,075,800
その他の無形固定資産	181,412	147,948	（純資産の部）		
代理店貸	179	181	基金	50,000	-
再保険貸	2,203	1,186	基金償却積立金	589,000	639,000
その他資産	1,103,998	1,264,231	再評価積立金	2	2
退職給付に係る資産	20,818	7,258	連結剰余金	203,072	102,654
繰延税金資産	124,912	218,110	基金等合計	842,075	741,656
貸倒引当金	△1,164	△1,178	その他有価証券評価差額金	899,876	949,379
			繰延ヘッジ損益	810	405
			土地再評価差額金	△61,417	△59,706
			為替換算調整勘定	△56,487	△61,476
			退職給付に係る調整累計額	20,756	△4,127
			その他の包括利益累計額合計	803,538	824,471
			非支配株主持分	109	121
			純資産の部合計	1,645,723	1,566,249
資産の部合計	37,811,470	38,642,050	負債及び純資産の部合計	37,811,470	38,642,050

住友生命保険相互会社

e．連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

期別 / 科目	2018年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）金額	2019年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）金額
経常収益	3,639,446	3,485,973
保険料等収入	2,605,880	2,448,744
資産運用収益	899,775	904,008
利息及び配当金等収入	769,003	766,032
売買目的有価証券運用益	－	24,055
有価証券売却益	103,879	94,074
有価証券償還益	2,011	14,001
為替差益	4,461	－
その他運用収益	4,994	5,842
特別勘定資産運用益	15,624	－
その他経常収益	133,990	135,222
経常費用	3,488,605	3,448,381
保険金等支払金	2,065,538	2,011,767
保険金	666,493	636,852
年金	504,170	488,078
給付金	368,394	394,265
解約返戻金	459,457	430,784
その他返戻金等	67,022	61,787
責任準備金等繰入額	557,329	553,536
支払備金繰入額	4,548	－
責任準備金繰入額	552,746	553,504
社員配当金積立利息繰入額	35	32
資産運用費用	294,168	325,237
支払利息	30,271	28,553
売買目的有価証券運用損	2,514	－
有価証券売却損	97,320	17,108
有価証券評価損	6,364	55,202
有価証券償還損	1,460	5,847
金融派生商品費用	119,914	84,282
為替差損	－	11,645
貸倒引当金繰入額	141	28
賃貸用不動産等減価償却費	8,648	8,635
その他運用費用	27,533	91,969
特別勘定資産運用損	－	21,964
事業費	409,598	401,645
その他経常費用	161,970	158,194
経常利益	150,840	37,591
特別利益	1,031	247
固定資産等処分益	1,031	247
特別損失	101,786	46,712
固定資産等処分損	2,976	1,991
減損損失	10,458	873
価格変動準備金繰入額	87,522	43,124
社会及び契約者福祉増進助成金	829	723
税金等調整前当期純剰余又は税金等調整前当期純損失（△）	50,085	△8,873
法人税及び住民税等	44,165	56,078
法人税等調整額	△42,357	△70,168
法人税等合計	1,807	△14,090
当期純剰余	48,277	5,217
非支配株主に帰属する当期純剰余	10	10
親会社に帰属する当期純剰余	48,266	5,207

住友生命保険相互会社

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

期別 / 科目	2018年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）金額	2019年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）金額
当期純剰余	48,277	5,217
その他の包括利益	44,547	19,403
その他有価証券評価差額金	73,444	47,474
繰延ヘッジ損益	3,367	△345
為替換算調整勘定	△7,826	△5,157
退職給付に係る調整額	△18,659	△24,884
持分法適用会社に対する持分相当額	△5,779	2,317
包括利益	92,825	24,620
親会社に係る包括利益	92,814	24,610
非支配株主に係る包括利益	10	10

住友生命保険相互会社

f．連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

期別 / 科目	2018年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）金額	2019年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	50,085	△8,873
賃貸用不動産等減価償却費	8,648	8,635
減価償却費	31,524	32,162
減損損失	10,458	873
のれん償却額	6,340	3,673
支払備金の増減額（△は減少）	7,464	△3,016
責任準備金の増減額（△は減少）	680,328	681,090
社員配当準備金積立利息繰入額	35	32
貸倒引当金の増減額（△は減少）	128	17
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△15,883	△17,779
価格変動準備金の増減額（△は減少）	87,522	43,124
利息及び配当金等収入	△769,003	△766,032
有価証券関係損益（△は益）	13,317	6,065
支払利息	30,271	28,553
為替差損益（△は益）	△3,916	11,381
有形固定資産関係損益（△は益）	1,795	1,696
持分法による投資損益（△は益）	12,344	△175
代理店貸の増減額（△は増加）	△71	△4
再保険貸の増減額（△は増加）	488	997
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△674,913	6,432
再保険借の増減額（△は減少）	5,392	△1,279
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	629,173	48,693
その他	99,862	51,589
小計	211,392	127,859
利息及び配当金等の受取額	839,009	845,549
利息の支払額	△31,628	△30,611
社員配当金の支払額	△62,064	△55,155
その他	△829	△723
法人税等の支払額	△63,563	△37,894
営業活動によるキャッシュ・フロー	892,314	849,025
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	△81,913	150,380
買入金銭債権の取得による支出	△155,924	△245,999
買入金銭債権の売却・償還による収入	122,717	237,501
有価証券の取得による支出	△6,073,745	△5,211,014
有価証券の売却・償還による収入	5,029,382	3,697,814
貸付けによる支出	△2,414,395	△1,518,948
貸付金の回収による収入	2,283,581	2,210,826
その他	597,985	△81,078
資産運用活動計	△692,311	△760,519
（営業活動及び資産運用活動計）	(200,003)	(88,506)
有形固定資産の取得による支出	△18,804	△24,166
有形固定資産の売却による収入	8,378	1,320
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	－	△443
その他	△11,162	△14,501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△713,899	△798,310
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	0	50,000
借入金の返済による支出	△33,300	－
社債の償還による支出	△16,650	△50,000
基金の償却による支出	△50,000	△50,000
基金利息の支払額	△1,118	△556
その他	△2,016	149,362
財務活動によるキャッシュ・フロー	△103,082	98,805
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,061	△428
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	74,270	149,094
現金及び現金同等物期首残高	360,858	435,129
現金及び現金同等物期末残高	435,129	584,224

住友生命保険相互会社

g. 連結基金等変動計算書

2018年度（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	639,000	2	248,102	887,104
米国子会社の会計基準(ASU2016-01)に基づく累積的影響額				12,918	12,918
米国子会社の会計基準(ASU2016-01)を反映した当期首残高	100,000	639,000	2	261,020	900,022
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△52,804	△52,804
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△1,116	△1,116
親会社に帰属する当期純剰余				48,266	48,266
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				△2,293	△2,293
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△50,000	50,000	-	△57,947	△57,947
当期末残高	50,000	689,000	2	203,072	842,075

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	841,320	△2,556	△63,710	△44,853	39,415	769,616	99	1,656,820
米国子会社の会計基準(ASU2016-01)に基づく累積的影響額	△12,918					△12,918		-
米国子会社の会計基準(ASU2016-01)を反映した当期首残高	828,402	△2,556	△63,710	△44,853	39,415	756,697	99	1,656,820
当期変動額								
社員配当準備金の積立								△52,804
基金償却積立金の積立								-
基金利息の支払								△1,116
親会社に帰属する当期純剰余								48,266
基金の償却								△50,000
土地再評価差額金の取崩								△2,293
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	71,473	3,367	2,293	△11,634	△18,659	46,840	9	46,850
当期変動額合計	71,473	3,367	2,293	△11,634	△18,659	46,840	9	△11,096
当期末残高	899,876	810	△61,417	△56,487	20,756	803,538	109	1,645,723

住友生命保険相互会社

2019年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	50,000	689,000	2	203,072	842,075
米国子会社の会計基準(ASU2017-12)に基づく累積的影響額				60	60
米国子会社の会計基準(ASU2017-12)を反映した当期首残高	50,000	689,000	2	203,133	842,135
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△50,285	△50,285
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	－
基金利息の支払				△556	△556
親会社に帰属する当期純剰余				5,207	5,207
基金の償却	△50,000				△50,000
持分法の適用範囲の変動				△3,135	△3,135
土地再評価差額金の取崩				△1,708	△1,708
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△50,000	50,000	－	△100,478	△100,478
当期末残高	－	639,000	2	102,654	741,656

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	899,876	810	△61,417	△56,487	20,756	803,538	109	1,645,723
米国子会社の会計基準(ASU2017-12)に基づく累積的影響額		△60				△60		－
米国子会社の会計基準(ASU2017-12)を反映した当期首残高	899,876	750	△61,417	△56,487	20,756	803,478	109	1,645,723
当期変動額								
社員配当準備金の積立								△50,285
基金償却積立金の積立								－
基金利息の支払								△556
親会社に帰属する当期純剰余								5,207
基金の償却								△50,000
持分法の適用範囲の変動								△3,135
土地再評価差額金の取崩								△1,708
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	49,503	△345	1,708	△4,988	△24,884	20,993	11	21,004
当期変動額合計	49,503	△345	1,708	△4,988	△24,884	20,993	11	△79,474
当期末残高	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,249

住友生命保険相互会社

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1)連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数　２６社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート＆コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporationです。 なお、当連結会計年度にアイアル少額短期保険株式会社の株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社２社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。 Symetra Financial Corporationの子会社２社は、当連結会計年度に清算結了したため、連結の範囲から除いております。 非連結子会社及び子法人等は、ありません。
(2)持分法の適用に関する事項	持分法適用関連法人等数　８社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Singapore Life Pte. Ltd.です。 なお、当連結会計年度にSingapore Life Pte. Ltd.の株式を取得したことに伴い、同社を持分法適用関連法人等としております。 また、三井住友アセットマネジメント株式会社は、当連結会計年度に、関連法人等でなくなったため、持分法適用関連法人等から除いております。 持分法を適用していない関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
(3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は１２月３１日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4)のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、２０年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

住友生命保険相互会社

2019 年度　連結貸借対照表注記

1．当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については 3 月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3．デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4．土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5．当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。

住友生命保険相互会社

6．当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3 月中の平均為替相場により円換算しております。

7．当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、35 百万円です。
連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8．退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から	８年
過去勤務費用の処理年数		３年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。
(1) 採用している退職給付制度の概要
確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。
一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度
① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	290,529 百万円
勤務費用	12,154 百万円
利息費用	4,179 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△60 百万円
退職給付の支払額	△27,087 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△737 百万円
その他	112 百万円
期末における退職給付債務	279,090 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	300,902 百万円
期待運用収益	3,719 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△24,323 百万円
事業主からの拠出額	7,012 百万円
退職給付の支払額	△14,608 百万円
その他	△9 百万円
期末における年金資産	272,693 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	277,305 百万円
年金資産	△272,693 百万円
	4,612 百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,784 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,396 百万円
退職給付に係る負債	13,655 百万円
退職給付に係る資産	△7,258 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,396 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,154 百万円
利息費用	4,179 百万円
期待運用収益	△3,719 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△7,227 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,795 百万円
その他	135 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,726 百万円

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	△31,491 百万円
過去勤務費用	△3,057 百万円
合計	△34,548 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△9,951 百万円
未認識過去勤務費用	4,216 百万円
合計	△5,735 百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

生命保険一般勘定	46%
株 式	32%
投資信託	8%
債 券	7%
その他	7%
合 計	100%

住友生命保険相互会社

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が40%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	1.473%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.2%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度
確定拠出制度への要拠出額は、2,170百万円です。

9．価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

13. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

なお、当社は、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,603,446	1,603,446	－
うち、その他有価証券	435,863	435,863	－
コールローン	354,415	354,415	－
買入金銭債権	326,239	329,205	2,966
うち、その他有価証券	193,071	193,071	－
有価証券※1	31,107,116	33,429,771	2,322,654
売買目的有価証券	1,008,273	1,008,273	－
満期保有目的の債券	1,795,570	2,131,695	336,124
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866
子会社株式及び関連会社株式	44,205	27,869	△16,336
その他有価証券	16,229,817	16,229,817	－
貸付金	2,834,875		
貸倒引当金※2	△768		
	2,834,106	2,852,340	18,233
社債	477,709	464,761	△12,948
売現先勘定	1,948,528	1,948,528	－
債券貸借取引受入担保金	590,008	590,008	－
デリバティブ取引※3	179,494	179,494	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	39,568	39,568	－
ヘッジ会計が適用されているもの	139,925	139,925	－

※１ 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は117,857百万円です。

※２ 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※３ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注１）当社の金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、３月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権

３月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、３月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、３月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似してい

るものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負 債

① 社債
３月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

３月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①　満期保有目的の債券　（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	379,792	416,661	36,869
	外国証券(公社債)	1,414,600	1,713,866	299,266
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,178	1,167	△11
	外国証券(公社債)	－	－	－
合計		1,795,570	2,131,695	336,124

②　責任準備金対応債券　（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,989,452	12,959,664	1,970,212
	外国証券(公社債)	559,223	603,107	43,884
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	302,785	297,241	△5,543
	外国証券(公社債)	177,788	172,101	△5,687
合計		12,029,249	14,032,115	2,002,866

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③　その他有価証券　（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	－	－	－
	買入金銭債権	159,666	168,153	8,486
	公社債	1,659,026	1,754,917	95,891
	株式	590,729	1,270,735	680,005
	外国証券	9,473,520	10,184,734	711,214
	公社債	9,159,745	9,856,756	697,011
	株式等	313,774	327,978	14,203
	その他の証券	54,551	66,754	12,202
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	435,900	435,863	△36
	買入金銭債権	24,952	24,918	△34
	公社債	591,297	577,571	△13,725
	株式	405,472	324,583	△80,889
	外国証券	1,885,745	1,819,711	△66,033
	公社債	1,427,585	1,383,966	△43,618
	株式等	458,160	435,744	△22,415
	その他の証券	248,971	230,808	△18,163
合計		15,529,834	16,858,752	1,328,917

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
預貯金	1,603,343	－	－	－
コールローン	354,415	－	－	－
買入金銭債権	24,116	203	282	293,163
有価証券	699,726	3,043,624	8,459,941	13,699,243
満期保有目的の債券	117,198	283,826	402,846	989,981
責任準備金対応債券	62,917	618,889	3,325,789	7,920,101
その他有価証券	519,611	2,140,909	4,731,305	4,789,159
貸付金※	401,786	547,750	630,543	947,115
社債	－	27,390	－	449,924
売現先勘定	1,948,528	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	590,008	－	－	－

※　破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

16. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は393,623百万円、時価は504,776百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,364 百万円をその他の負債に計上しております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,062百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、808百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、21百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
貸付金のうち、３カ月以上延滞債権額は、254百万円です。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、424,009 百万円です。

19. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、726,126 百万円です。なお、負債の額も同額です。

20. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	226,323 百万円
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	50,285 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	55,155 百万円
利息による増加等	32 百万円
当連結会計年度末現在高	221,485 百万円

21. 関連法人等の株式の総額は、76,949 百万円です。

22. 担保に提供している資産の額は、有価証券 2,565,127 百万円、貸付金 203,300 百万円、現金及び預貯金 1,102 百万円です。

23. 当社は、基金 50,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。

24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、3,905,476 百万円です。

住友生命保険相互会社

25. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は34,460百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

26. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、17,777百万円です。

27. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 449,924百万円含まれています。

28. その他負債には、当社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が50,000百万円含まれています。

29. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ617,869 百万円、651,281 百万円含まれています。

30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、37,924百万円です。
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

31. 繰延税金資産の総額は、648,740 百万円、繰延税金負債の総額は、429,125 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、16,234百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 309,500百万円、価格変動準備金220,239百万円及び退職給付に係る負債34,322百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 354,974百万円です。

（2019年度連結損益計算書注記）

1．当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	514百万円
	計	514百万円

回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

（2019年度連結包括利益計算書注記）

１．その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	66,193百万円
組替調整額	△17,252百万円
税効果調整前	48,940百万円
税効果額	△1,466百万円
その他有価証券評価差額金	47,474百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△310百万円
組替調整額	△364百万円
税効果調整前	△674百万円
税効果額	329百万円
繰延ヘッジ損益	△345百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	△5,157百万円
組替調整額	－
税効果調整前	△5,157百万円
税効果額	－
為替換算調整勘定	△5,157百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	△23,525百万円
組替調整額	△11,023百万円
税効果調整前	△34,548百万円
税効果額	9,664百万円
退職給付に係る調整額	△24,884百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	2,104百万円
組替調整額	212百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	2,317百万円
その他の包括利益合計	19,403百万円

住友生命保険相互会社

2019年度　連結キャッシュ・フロー計算書注記

1．連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2．資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,603,446百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△1,019,222百万円
資金（現金及び現金同等物）	584,224百万円

住友生命保険相互会社

h．保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目		2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額	（A）	4,160,280	4,264,500
基金等		561,899	505,118
価格変動準備金		744,582	787,707
危険準備金		366,246	419,176
異常危険準備金		－	－
一般貸倒引当金		784	767
（その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)）×90%(マイナスの場合100%)		1,128,259	1,171,645
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）		77,334	96,066
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		28,813	△5,735
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		737,635	796,434
負債性資本調達手段等		499,924	499,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		－	－
控除項目		△54,899	△76,870
その他		69,699	70,265
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$	（B）	908,662	980,290
保険リスク相当額	R_1	91,958	91,876
一般保険リスク相当額	R_5	－	－
巨大災害リスク相当額	R_6	－	0
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	76,223	81,094
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R_9	－	7
予定利率リスク相当額	R_2	196,938	188,775
最低保証リスク相当額	R_7※	5,025	6,025
資産運用リスク相当額	R_3	669,825	747,438
経営管理リスク相当額	R_4	20,799	22,304
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$		915.6%	870.0%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。
（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

住友生命保険相互会社

ｉ．子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

（ソルベンシー・マージン比率）

（メディケア生命保険株式会社）　　（単位：百万円）

項　目		2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額	（A）	52,612	48,736
資本金等		26,065	20,252
価格変動準備金		135	159
危険準備金		1,946	2,076
一般貸倒引当金		－	－
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）		6,201	4,534
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）		－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		18,263	21,713
負債性資本調達手段等		－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		－	－
持込資本金等		－	－
控除項目		－	－
その他		－	－
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	（B）	3,736	4,147
保険リスク相当額	R_1	364	373
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	1,449	1,566
予定利率リスク相当額	R_2	18	20
最低保証リスク相当額	R_7	－	－
資産運用リスク相当額	R_3	3,078	3,459
経営管理リスク相当額	R_4	147	162
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$		2,815.8%	2,350.4%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

ｊ．セグメント情報

2018年度（自2018年4月1日　至2019年3月31日）及び2019年度（自2019年4月1日　至2020年3月31日）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

次へ

2020年5月22日
住友生命保険相互会社

2019年度決算 補足資料

１．一般勘定
ａ．有価証券関係
（１）有価証券明細表 ・・・ １頁
（２）地域別地方債保有内訳 ・・・ １頁
（３）有価証券残存期間別残高 ・・・ ２頁
（４）業種別株式保有の状況 ・・・ ３頁

ｂ．貸付金関係
（１）貸付金明細表 ・・・ ４頁
（２）国内企業向け貸付金企業規模別内訳 ・・・ ４頁
（３）貸付金残存期間別残高 ・・・ ５頁
（４）貸付金業種別内訳 ・・・ ６頁
（５）貸付金担保別内訳 ・・・ ７頁
（６）貸付金地域別内訳 ・・・ ７頁

ｃ．海外投融資の状況
（１）資産別明細 ・・・ ８頁
（２）海外投融資の地域別構成 ・・・ ９頁
（３）外貨建資産の通貨別構成 ・・・ ９頁

２．個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定
ａ．売買目的有価証券の評価損益 ・・・ １０頁
ｂ．金銭の信託の時価情報 ・・・ １０頁
ｃ．デリバティブ取引の時価情報 ・・・ １１頁

３．会社計
ａ．資産の構成 ・・・ １３頁
ｂ．有価証券の時価情報 ・・・ １４頁
ｃ．金銭の信託の時価情報 ・・・ １５頁
ｄ．デリバティブ取引の時価情報 ・・・ １６頁

１．一般勘定

ａ．有価証券関係

（１）有価証券明細表

（単位：百万円、％）

区　分	2018年度末		2019年度末	
	金　額	占率	金　額	占率
国債	9,979,710	38.4	9,975,756	37.2
地方債	128,733	0.5	211,689	0.8
社債	3,240,009	12.5	3,621,624	13.5
うち公社・公団債	2,077,089	8.0	2,267,727	8.5
うち外貨建	444,724	1.7	549,151	2.0
株式	1,868,704	7.2	1,718,821	6.4
外国証券	10,636,418	40.9	10,959,518	40.9
公社債	9,398,093	36.2	9,611,587	35.9
うち外貨建	7,831,640	30.1	7,985,172	29.8
株式等	1,238,325	4.8	1,347,930	5.0
うち外貨建	909,479	3.5	1,227,638	4.6
その他の証券	128,231	0.5	303,462	1.1
合計	25,981,809	100.0	26,790,871	100.0
うち外貨建	9,185,845	35.4	9,761,962	36.4

（２）地域別地方債保有内訳

（単位：百万円）

区　分	2018年度末	2019年度末
北海道	－	2,312
東北	－	－
関東	67,567	86,522
中部	29,872	38,267
近畿	14,670	42,538
中国	115	8,141
四国	－	－
九州	16,508	33,906
合計	128,733	211,689

住友生命保険相互会社

（３）有価証券残存期間別残高

＜2018年度末＞

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	355,500	1,046,345	1,158,229	1,939,758	4,221,485	13,707,478	3,553,010	25,981,809
国債	18,184	316,250	222,694	260,089	1,427,853	7,734,638	－	9,979,710
地方債	4,003	－	2,805	6,015	－	115,908	－	128,733
社債	31,933	90,793	222,797	264,570	471,271	1,822,337	336,305	3,240,009
株式							1,868,704	1,868,704
外国証券	301,378	639,128	709,932	1,408,677	2,321,647	4,034,594	1,221,060	10,636,418
公社債	301,359	639,128	706,602	1,408,677	2,318,015	4,024,309	－	9,398,093
株式等	19	－	3,329	－	3,631	10,284	1,221,060	1,238,325
その他の証券	－	174	－	404	713	－	126,938	128,231
買入金銭債権	13,998	－	－	－	－	160,260	－	174,259
譲渡性預金	386,779	－	－	－	－	－	－	386,779
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	756,279	1,046,345	1,158,229	1,939,758	4,221,485	13,867,739	3,553,010	26,542,848

＜2019年度末＞

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	551,068	809,023	1,241,082	2,382,331	5,120,099	12,989,790	3,697,476	26,790,871
国債	134,999	353,716	138,970	550,265	2,372,877	6,424,926	－	9,975,756
地方債	－	－	8,812	－	2,827	200,049	－	211,689
社債	39,943	122,063	279,102	413,915	332,420	2,057,423	376,755	3,621,624
株式							1,718,821	1,718,821
外国証券	376,124	333,068	814,197	1,417,489	2,410,747	4,307,390	1,300,499	10,959,518
公社債	376,106	329,803	812,292	1,412,694	2,400,849	4,279,840	－	9,611,587
株式等	18	3,264	1,904	4,795	9,897	27,549	1,300,499	1,347,930
その他の証券	－	174	－	660	1,226	－	301,400	303,462
買入金銭債権	23,998	－	－	－	－	169,072	－	193,071
譲渡性預金	435,863	－	－	－	－	－	－	435,863
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,010,931	809,023	1,241,082	2,382,331	5,120,099	13,158,863	3,697,476	27,419,806

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

（４）業種別株式保有の状況

（単位：百万円、％）

区分		2018年度末		2019年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		346	0.0	243	0.0
鉱業		76	0.0	49	0.0
建設業		66,603	3.6	57,952	3.4
製造業	食料品	71,668	3.8	71,436	4.2
	繊維製品	10,816	0.6	8,629	0.5
	パルプ・紙	8,504	0.5	6,807	0.4
	化学	210,998	11.3	188,428	11.0
	医薬品	185,645	9.9	167,246	9.7
	石油・石炭製品	6,891	0.4	4,438	0.3
	ゴム製品	5,922	0.3	9,903	0.6
	ガラス・土石製品	21,179	1.1	22,518	1.3
	鉄鋼	19,679	1.1	11,213	0.7
	非鉄金属	38,637	2.1	27,978	1.6
	金属製品	8,273	0.4	6,423	0.4
	機械	125,007	6.7	121,747	7.1
	電気機器	212,089	11.3	195,553	11.4
	輸送用機器	47,199	2.5	60,834	3.5
	精密機器	13,548	0.7	15,125	0.9
	その他製品	58,755	3.1	49,815	2.9
電気・ガス業		37,538	2.0	28,105	1.6
運輸・情報通信業	陸運業	214,023	11.5	159,013	9.3
	海運業	2,700	0.1	2,042	0.1
	空運業	4,915	0.3	3,438	0.2
	倉庫・運輸関連業	9,392	0.5	7,303	0.4
	情報・通信業	19,660	1.1	52,496	3.1
商業	卸売業	108,329	5.8	116,705	6.8
	小売業	24,775	1.3	22,638	1.3
金融・保険業	銀行業	142,576	7.6	109,581	6.4
	証券、商品先物取引業	4,920	0.3	3,727	0.2
	保険業	110,056	5.9	108,437	6.3
	その他金融業	4,131	0.2	15,001	0.9
不動産業		28,228	1.5	21,592	1.3
サービス業		45,610	2.4	42,393	2.5
合計		1,868,704	100.0	1,718,821	100.0

(注)業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

b．貸付金関係

（1）貸付金明細表

（単位：百万円）

区分	2018年度末	2019年度末
保険約款貸付	289,747	281,112
契約者貸付	264,921	256,882
保険料振替貸付	24,825	24,229
一般貸付	2,585,222	1,818,472
（うち非居住者貸付）	(59,945)	(48,973)
企業貸付	1,606,471	1,588,214
（うち国内企業向け）	(1,556,525)	(1,539,241)
国・国際機関・政府関係機関貸付	961,433	213,528
公共団体・公企業貸付	14,045	14,000
住宅ローン	3,269	2,727
消費者ローン	3	2
その他	－	－
合計	2,874,970	2,099,584

（2）国内企業向け貸付金企業規模別内訳

（単位：件、百万円、％）

区分		2018年度末		2019年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	176	77.2	177	75.6
	金額	1,384,790	89.0	1,354,530	88.0
中堅企業	貸付先数	1	0.4	－	－
	金額	1,000	0.1	－	－
中小企業	貸付先数	51	22.4	57	24.4
	金額	170,735	11.0	184,710	12.0
国内企業向け貸付計	貸付先数	228	100.0	234	100.0
	金額	1,556,525	100.0	1,539,241	100.0

（注）1．規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業種	①右の②、③、④を除く企業種		③小売業、飲食業		②サービス業		④卸売業	
大企業	常用する従業員３００人超かつ	資本金１０億円以上	常用する従業員５０人超かつ	資本金１０億円以上	常用する従業員１００人超かつ	資本金１０億円以上	常用する従業員１００人超かつ	資本金１０億円以上
中堅企業		資本金３億円超１０億円未満		資本金５千万円超１０億円未満		資本金５千万円超１０億円未満		資本金１億円超１０億円未満
中小企業	資本金３億円以下または常用する従業員３００人以下		資本金５千万円以下または常用する従業員５０人以下		資本金５千万円以下または常用する従業員１００人以下		資本金１億円以下または常用する従業員１００人以下	

2．貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
3．従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
4．サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
5．規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

（３）貸付金残存期間別残高

＜2018年度末＞

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
変動金利	48,646	54,565	371	4,426	18,746	59,087	10,000	195,844
固定金利	1,150,032	235,161	216,037	212,984	247,476	327,686	－	2,389,378
一般貸付計	1,198,679	289,727	216,408	217,410	266,223	386,774	10,000	2,585,222

＜2019年度末＞

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
変動金利	95,433	259	1,392	17,472	7,561	52,376	10,000	184,494
固定金利	334,849	231,740	201,631	218,987	209,458	437,310	－	1,633,977
一般貸付計	430,282	231,999	203,023	236,459	217,020	489,686	10,000	1,818,472

（４）貸付金業種別内訳

（単位：百万円、％）

区分		2018年度末 金額	2018年度末 占率	2019年度末 金額	2019年度末 占率
国内向け	製造業	188,961	7.3	189,725	10.4
	食料	12,142	0.5	12,132	0.7
	繊維	400	0.0	400	0.0
	木材・木製品	600	0.0	600	0.0
	パルプ・紙	12,040	0.5	13,390	0.7
	印刷	－	－	－	－
	化学	24,422	0.9	25,856	1.4
	石油・石炭	31,230	1.2	31,750	1.7
	窯業・土石	10,518	0.4	8,522	0.5
	鉄鋼	44,800	1.7	46,300	2.5
	非鉄金属	6,150	0.2	1,300	0.1
	金属製品	190	0.0	148	0.0
	はん用・生産用・業務用機械	12,864	0.5	12,442	0.7
	電気機械	20,442	0.8	20,738	1.1
	輸送用機械	9,532	0.4	14,546	0.8
	その他の製造業	3,640	0.1	1,600	0.1
	農業、林業	－	－	－	－
	漁業	－	－	－	－
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
	建設業	1,937	0.1	2,522	0.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	235,476	9.1	219,890	12.1
	情報通信業	26,100	1.0	26,100	1.4
	運輸業、郵便業	147,288	5.7	156,332	8.6
	卸売業	397,950	15.4	371,850	20.4
	小売業	4,452	0.2	5,993	0.3
	金融業、保険業	301,805	11.7	305,737	16.8
	不動産業	136,701	5.3	158,677	8.7
	物品賃貸業	115,634	4.5	108,111	5.9
	学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－
	宿泊業	1,000	0.0	－	－
	飲食業	－	－	－	－
	生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－
	教育、学習支援業	－	－	－	－
	医療・福祉	－	－	－	－
	その他のサービス	9,091	0.4	9,091	0.5
	地方公共団体	45	0.0	－	－
	個人(住宅・消費・納税資金等)	3,272	0.1	2,729	0.2
	合計	2,525,277	97.7	1,769,498	97.3
海外向け	政府等	10,000	0.4	－	－
	金融機関	49,945	1.9	48,973	2.7
	商工業等	－	－	－	－
	合計	59,945	2.3	48,973	2.7
一般貸付計		2,585,222	100.0	1,818,472	100.0

(注)1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。
2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。
(2018年度末 9,555億円、2019年度末 2,127億円)

住友生命保険相互会社

（５）貸付金担保別内訳

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	16,221	0.6	14,177	0.8
有価証券担保貸付	250	0.0	150	0.0
不動産・動産・財団担保貸付	15,971	0.6	14,027	0.8
指名債権担保貸付	－	－	－	－
保証貸付	22,605	0.9	17,907	1.0
信用貸付	2,543,123	98.4	1,783,658	98.1
その他	3,272	0.1	2,729	0.2
一般貸付計	2,585,222	100.0	1,818,472	100.0
うち劣後特約付貸付	117,000	4.5	117,000	6.4

（６）貸付金地域別内訳

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	11,355	0.5	9,997	0.6
東北	19,309	0.8	18,813	1.1
関東	2,161,029	85.7	1,439,883	81.5
中部	85,688	3.4	92,601	5.2
近畿	171,143	6.8	149,672	8.5
中国	26,609	1.1	21,001	1.2
四国	10,100	0.4	5,100	0.3
九州	36,770	1.5	29,700	1.7
合計	2,522,004	100.0	1,766,769	100.0

（注）1．個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2．地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

住友生命保険相互会社

c．海外投融資の状況

（１）資産別明細

ア．外貨建資産

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	8,276,365	67.1	8,534,323	67.7
株式等	909,479	7.4	1,227,638	9.7
現預金・その他	931,248	7.6	691,720	5.5
外貨建資産計	10,117,094	82.1	10,453,682	82.9

イ．円貨額が確定した外貨建資産

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
貸付金	155,908	1.3	168,916	1.3
現預金・その他	72,786	0.6	72,843	0.6
円貨額が確定した外貨建資産計	228,695	1.9	241,759	1.9

ウ．円貨建資産

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	1,566,453	12.7	1,626,415	12.9
株式等	389,096	3.2	277,123	2.2
非居住者貸付	10,000	0.1	－	－
その他	14,383	0.1	4,382	0.0
円貨建資産計	1,979,933	16.1	1,907,921	15.1

エ．合計

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	12,325,723	100.0	12,603,363	100.0

（注）「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

（２）海外投融資の地域別構成

（単位：百万円、％）

区分		2018年度末				2019年度末			
		外国証券			非居住者貸付	外国証券			非居住者貸付
			公社債	株式等			公社債	株式等	
北米	金額	3,637,307	3,163,347	473,959	49,945	4,248,785	3,689,348	559,437	48,973
	占率	34.2	33.7	38.3	83.3	38.8	38.4	41.5	100.0
ヨーロッパ	金額	3,278,735	3,269,150	9,585	5,000	3,039,756	3,021,100	18,655	－
	占率	30.8	34.8	0.8	8.3	27.7	31.4	1.4	－
オセアニア	金額	468,747	468,747	－	－	413,378	413,378	－	－
	占率	4.4	5.0	－	－	3.8	4.3	－	－
アジア	金額	93,816	2,129	91,686	－	119,765	2,096	117,669	－
	占率	0.9	0.0	7.4	－	1.1	0.0	8.7	－
中南米	金額	2,843,476	2,180,384	663,092	－	2,816,180	2,164,013	652,167	－
	占率	26.7	23.2	53.5	－	25.7	22.5	48.4	－
中東	金額	－	－	－	－	－	－	－	－
	占率	－	－	－	－	－	－	－	－
アフリカ	金額	3,705	3,705	－	－	3,664	3,664	－	－
	占率	0.0	0.0	－	－	0.0	0.0	－	－
国際機関	金額	310,628	310,628	－	5,000	317,985	317,985	－	－
	占率	2.9	3.3	－	8.3	2.9	3.3	－	－
合計	金額	10,636,418	9,398,093	1,238,325	59,945	10,959,518	9,611,587	1,347,930	48,973
	占率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）1．本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。
2．中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたＳＰＣ（特別目的会社）が発行する債券もしくは優先出資証券、または海外投資信託等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ・アジア・オセアニア地域への投資です。

（３）外貨建資産の通貨別構成

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	5,932,327	58.6	6,745,962	64.5
ユーロ	2,452,470	24.2	2,123,674	20.3
豪ドル	1,226,942	12.1	999,089	9.6
ニュージーランドドル	300,817	3.0	282,425	2.7
ポーランドズロチ	112,432	1.1	148,842	1.4
ベトナムドン	33,182	0.3	52,247	0.5
メキシコペソ	－	－	45,949	0.4
中国元	43,175	0.4	39,748	0.4
インドネシアルピア	15,726	0.2	15,722	0.2
その他	19	0.0	21	0.0
合計	10,117,094	100.0	10,453,682	100.0

住友生命保険相互会社

２．個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

ａ．売買目的有価証券の評価損益

（１）個人変額保険

（単位：百万円）

区　　分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	56,955	5,135	49,058	208

（２）変額個人年金保険

（単位：百万円）

区　　分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	155,941	31,193	72,918	3,261

ｂ．金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

c．デリバティブ取引の時価情報

（１）個人変額保険

（株式関連）　（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	うち１年超	時価	差損益	契約額等	うち１年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－	518	－	7	7
合計					－				7

（通貨関連）　（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	うち１年超	時価	差損益	契約額等	うち１年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	－	－	－	－	132	－	0	0
	（米ドル）	－	－	－	－	－	－	－	－
	（ユーロ）	－	－	－	－	132	－	0	0
	買建	－	－	－	－	132	－	△0	△0
	（米ドル）	－	－	－	－	－	－	－	－
	（ユーロ）	－	－	－	－	132	－	△0	△0
合計					－				△0

（注）外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

（２）変額個人年金保険

（株式関連）　（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	うち１年超	時価	差損益	契約額等	うち１年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	684	－	3	3	－	－	－	－
	買建	468	－	6	6	781	－	11	11
合計					10				11

（通貨関連）　（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	うち１年超	時価	差損益	契約額等	うち１年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	－	－	－	－	91	－	0	0
	（米ドル）	－	－	－	－	－	－	－	－
	（ユーロ）	－	－	－	－	91	－	0	0
	買建	－	－	－	－	90	－	△0	△0
	（米ドル）	－	－	－	－	－	－	－	－
	（ユーロ）	－	－	－	－	90	－	△0	△0
合計					－				0

（注）外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

３．会社計

ａ．資産の構成（会社計）

（１）資産の構成

（単位：百万円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,748,889	5.3	1,822,293	5.5
買入金銭債権	317,252	1.0	326,239	1.0
有価証券	26,764,618	81.8	27,423,878	83.2
公社債	13,674,725	41.8	14,101,856	42.8
株式	2,010,333	6.1	1,831,515	5.6
外国証券	10,875,563	33.2	11,181,658	33.9
公社債	9,513,439	29.1	9,731,023	29.5
株式等	1,362,123	4.2	1,450,635	4.4
その他の証券	203,996	0.6	308,848	0.9
貸付金	2,874,970	8.8	2,099,584	6.4
保険約款貸付	289,747	0.9	281,112	0.9
一般貸付	2,585,222	7.9	1,818,472	5.5
不動産	553,738	1.7	558,552	1.7
うち投資用	380,980	1.2	389,872	1.2
繰延税金資産	123,979	0.4	214,138	0.6
その他	347,894	1.1	507,235	1.5
貸倒引当金	△870	△0.0	△816	△0.0
会社計	32,730,472	100.0	32,951,105	100.0
うち外貨建資産	10,345,122	31.6	10,666,182	32.4

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

（２）資産の増減

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度
	金額	金額
現預金・コールローン	259,907	73,404
買入金銭債権	34,000	8,987
有価証券	944,886	659,260
公社債	232,199	427,131
株式	△81,011	△178,817
外国証券	757,090	306,094
公社債	583,292	217,583
株式等	173,797	88,511
その他の証券	36,608	104,852
貸付金	93,665	△775,386
保険約款貸付	△4,994	△8,635
一般貸付	98,659	△766,750
不動産	△17,903	4,813
うち投資用	△7,765	8,892
繰延税金資産	△30,735	90,159
その他	△90,333	159,340
貸倒引当金	51	53
会社計	1,193,538	220,632
うち外貨建資産	848,293	321,060

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b．有価証券の時価情報（会社計）

（１）売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区　分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	782,809	△25,801	633,006	△68,569

(注)本表では、「運用目的の金銭の信託」を通じて保有している有価証券も対象となっていますが、2018年度末、2019年度末ともに残高はありません。

（２）有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区　分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,799,665	2,132,194	332,529	332,529	△0	1,725,807	2,049,016	323,208	323,213	△5
責任準備金対応債券	11,674,328	13,813,577	2,139,248	2,147,061	△7,813	12,029,249	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230
子会社・関連会社株式	33,173	55,574	22,400	22,400	－	52,233	27,869	△24,369	－	△24,369
その他有価証券	10,912,420	12,196,621	1,284,201	1,359,380	△75,178	11,785,547	12,951,026	1,162,478	1,335,068	△172,589
公社債	1,745,672	1,849,618	103,945	104,399	△1,353	2,128,756	2,205,625	76,869	90,306	△13,437
株式	839,591	1,747,909	908,317	946,912	△38,596	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889
外国証券	7,663,254	7,913,036	249,772	284,817	△35,044	7,739,602	8,223,698	484,095	544,125	△60,028
公社債	7,194,172	7,432,935	238,763	273,463	△34,699	6,967,667	7,459,975	492,308	529,922	△37,613
株式等	479,091	490,100	11,008	11,353	△345	771,934	763,722	△8,211	14,203	△22,415
その他の証券	109,895	125,018	15,123	15,276	△153	303,523	297,562	△5,960	12,202	△18,163
買入金銭債権	166,297	174,269	7,962	7,973	△11	184,619	193,071	8,451	8,485	△34
譲渡性預金	385,800	386,779	△20	－	△20	435,900	435,863	△36	－	△36
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	24,419,589	28,197,987	3,778,379	3,861,372	△82,992	25,595,843	29,060,026	3,464,183	3,672,378	△208,194
公社債	13,245,407	15,504,192	2,258,784	2,284,800	△6,015	13,732,200	15,797,682	2,065,481	2,084,466	△18,985
株式	839,591	1,747,909	908,317	946,912	△38,596	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889
外国証券	9,671,596	10,259,807	588,211	626,408	△38,196	9,943,452	10,740,642	797,190	887,275	△90,085
公社債	9,159,330	9,714,132	554,802	592,564	△37,861	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300
株式等	512,265	545,674	33,408	33,763	△345	824,173	791,591	△32,581	14,203	△46,784
その他の証券	109,895	125,018	15,123	15,276	△153	303,523	297,562	△5,960	12,202	△18,163
買入金銭債権	166,297	174,269	7,962	7,973	△11	184,619	193,071	8,451	8,485	△34
譲渡性預金	385,800	386,779	△20	－	△20	435,900	435,863	△36	－	△36
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2018年度末	2019年度末
満期保有目的の債券	－	－
非上場外国債券	－	－
その他	－	－
責任準備金対応債券	－	－
子会社・関連会社株式	586,899	593,981
その他有価証券	243,910	62,246
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	16,136	21,841
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	224,558	34,558
非上場外国債券	－	－
その他	3,215	5,845
合　計	830,809	656,227

住友生命保険相互会社

ｃ．金銭の信託の時価情報（会社計）

（１）運用目的の金銭の信託

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

（２）運用目的以外の金銭の信託

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

ｄ．デリバティブ取引の時価情報（会社計）

【定性的情報】

（１）取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	－	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	－	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	－	マルチ・アセット指数オプション

（２）取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

（３）利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

（４）リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

ア．市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

イ．信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

（５）リスク管理体制

ア．リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

イ．リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

ウ．リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

エ．リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

（６）定量的情報に関する補足説明

ア．デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

（単位：億円）

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末
金利スワップ 金利スワップション(買建)	791	685	8	1
為替予約	77,049	121,429	2,039	4,118
通貨スワップ 通貨オプション(買建)	5,961	6,506	569	760
マルチ・アセット指数オプション(買建)	720	1,289	101	137
合　計			1,744	3,515

（注１）契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

（注２）取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計（ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出）とは一致しません。

イ．差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての 資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

【定量的情報】

（１）差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）（会社計）

（単位：百万円）

区　分	2018年度末						2019年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	452	47,271	－	－	－	47,723	△515	172,039	－	－	－	171,523
ヘッジ会計非適用分	－	410	△1	－	1,232	1,641	－	△2,795	1,126	－	△1,639	△3,309
合　計	452	47,681	△1	－	1,232	49,365	△515	169,243	1,126	－	△1,639	168,214

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2018年度末通貨関連 28,497百万円、2019年度末通貨関連 134,617百万円となっています。

（２）金利関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	2018年度末			2019年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
				うち1年超			うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	15,000	15,000	39	15,500	15,500	23
特例処理	金利スワップ							
	固定金利受取／変動金利支払	貸付金	14,236	4,535	64	4,535	146	5
	固定金利支払／変動金利受取		49,945	49,945	349	48,973	－	△544
合　計					452			△515

住友生命保険相互会社

（３）通貨関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末 契約額等	2018年度末 契約額等 うち１年超	2018年度末 時価	2018年度末 差損益	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち１年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益
店頭	為替予約								
	売建	652,734	－	7,430	7,430	2,458,184	－	21,491	21,491
	（米ドル）	147,643	－	△2,178	△2,178	1,304,922	－	△21,989	△21,989
	（ユーロ）	32,214	－	509	509	759,151	－	6,909	6,909
	（豪ドル）	462,061	－	8,999	8,999	156,299	－	13,987	13,987
	買建	291,802	－	△6,908	△6,908	2,354,960	165,027	△22,626	△22,626
	（米ドル）	23,024	－	126	126	1,189,033	－	1,595	1,595
	（ユーロ）	400	－	△0	△0	907,915	165,027	△1,994	△1,994
	（豪ドル）	266,038	－	△7,036	△7,036	22,344	－	△1,519	△1,519
	通貨オプション								
	売建								
	コール	172,500	－			229,250	－		
		(465)		425	39	(907)		1,783	△876
	（米ドル）	172,500	－			229,250	－		
		(465)		425	39	(907)		1,783	△876
	買建								
	プット	157,500	－			199,000	－		
		(1,585)		1,434	△151	(1,986)		1,201	△784
	（米ドル）	157,500	－			199,000	－		
		(1,585)		1,434	△151	(1,986)		1,201	△784
合計					410				△2,795

（注）1. （　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、
オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2018年度末 契約額等	2018年度末 契約額等 うち１年超	2018年度末 時価	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち１年超	2019年度末 時価
時価ヘッジ	為替予約							
	売建	外貨建資産	6,760,420	437,618	28,497	7,329,758	1,191,995	134,617
	（米ドル）		3,009,559	－	△37,510	3,754,163	1,138,338	△24,521
	（ユーロ）		2,404,420	－	73,119	2,155,977	－	24,938
	（豪ドル）		952,792	437,618	△4,106	915,189	53,656	97,658
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建資産	37,806	37,806	△972	37,806	37,806	△3,638
	（米ドル）		35,351	35,351	△893	35,351	35,351	△3,656
	（ユーロ）		2,454	2,454	△78	2,454	2,454	18
振当処理	通貨スワップ	外貨建資産	155,908	155,908	8,192	168,916	168,916	12,234
	（米ドル）		155,908	155,908	8,192	168,916	168,916	12,234
	通貨スワップ	外貨建負債	244,924	244,924	11,553	244,924	244,924	28,825
	（米ドル）		244,924	244,924	11,553	244,924	244,924	28,825
合計					47,271			172,039

住友生命保険相互会社

（４）株式関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち１年超				うち１年超		
取引所	株価指数先物								
	売建	684	－	3	3	－	－	－	－
	買建	5,668	－	△5	△5	19,601	－	1,126	1,126
合計					△1				1,126

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

（５）債券関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

（６）その他（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち１年超				うち１年超		
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売建								
	コール	78,933	－			139,123	－		
		(34)		197	△163	(337)		62	275
	買建								
	コール	72,059	－			129,961	－		
		(1,667)		3,963	1,396	(2,816)		900	△1,916
合計					1,232				△1,639

（注）1．括弧内には、オプション料を記載しています。
2．差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

2018年度末、2019年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

次へ

あなたの未来を強くする
住友生命

NEWS RELEASE

2020年8月7日
住友生命保険相互会社

2020年度第１四半期報告

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博）の2020年度第１四半期（４月１日～６月30日）の業績をお知らせします。

＜目　次＞

１．主要業績	１頁
２．資産運用の実績（一般勘定）	３頁
３．四半期貸借対照表	６頁
４．四半期損益計算書	７頁
５．経常利益等の明細（基礎利益）	９頁
６．ソルベンシー・マージン比率	10頁
７．特別勘定の状況	11頁
８．保険会社及びその子会社等の状況	12頁

以　上

１．主要業績

ａ．年換算保険料

（１）保有契約

（単位：億円、％）

区　分	2019年度末	2020年度 第1四半期会計期間末	前年度末比
個人保険	15,126	15,017	99.3
個人年金保険	7,899	7,884	99.8
合計	23,025	22,902	99.5
うち生前給付保障＋医療保障等	5,564	5,541	99.6
うち生前給付保障	1,770	1,768	99.9
うち医療保障	3,709	3,688	99.5

（２）新契約＋転換純増

（単位：億円、％）

区　分	2019年度 第１四半期累計期間	2020年度 第１四半期累計期間	前年同期比
個人保険	211	95	45.2
個人年金保険	78	35	45.1
合計	289	130	45.2
うち生前給付保障＋医療保障等	101	39	39.3
うち生前給付保障	40	18	44.6
うち医療保障	59	21	35.7

（ご参考）解約＋失効

（単位：億円、％）

区　分	2019年度 第１四半期累計期間	2020年度 第１四半期累計期間	前年同期比
個人保険＋個人年金保険	188	141	75.4

(注)1. 年換算保険料は、１回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b．保有契約高及び新契約高

（1）保有契約高

（単位：千件、億円、％）

区分	2019年度末		2020年度第１四半期会計期間末			
	件数	金額	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	8,302	621,090	8,248	99.3	611,298	98.4
個人年金保険	3,204	150,653	3,189	99.5	149,712	99.4
個人保険＋個人年金保険	11,506	771,743	11,437	99.4	761,010	98.6
団体保険	－	324,466	－	－	330,400	101.8
団体年金保険	－	25,738	－	－	26,034	101.1

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3. 団体３大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。
団体３大疾病保障保険の保有契約の３大疾病保険金額は、2019年度末 2,010億円、2020年度第１四半期会計期間末 2,138億円です。

（2）新契約高

（単位：千件、億円、％）

区分	2019年度第１四半期累計期間				2020年度第１四半期累計期間					
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	前年同期比	金額	前年同期比	新契約	転換による純増加
個人保険	152	2,926	4,967	△2,041	69	45.6	792	27.1	1,829	△1,036
個人年金保険	23	1,040	1,051	△11	11	48.5	507	48.8	511	△3
個人保険＋個人年金保険	176	3,966	6,019	△2,052	80	46.0	1,300	32.8	2,341	△1,040
団体保険	－	213	213	－	－	－	309	145.0	309	－
団体年金保険	－	0	0	－	－	－	0	135.1	0	－

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第１回収入保険料です。
5. 団体３大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。
団体３大疾病保障保険の新契約の３大疾病保険金額は、2019年度第１四半期累計期間 285億円、2020年度第１四半期累計期間 143億円です。

c．基礎利益

（単位：億円、％）

区分	2019年度第1四半期累計期間	2020年度第1四半期累計期間	前年同期比
基礎利益	831	777	93.4

住友生命保険相互会社

２．資産運用の実績（一般勘定）

a．資産の構成

（単位：百万円、％）

区分	2019年度末		2020年度第1四半期会計期間末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,751,825	5.4	1,842,051	5.5
買入金銭債権	326,239	1.0	496,760	1.5
有価証券	26,790,871	83.1	28,200,438	84.3
公社債	13,809,070	42.8	13,866,721	41.4
株式	1,718,821	5.3	2,060,229	6.2
外国証券	10,959,518	34.0	11,920,525	35.6
公社債	9,611,587	29.8	10,348,433	30.9
株式等	1,347,930	4.2	1,572,092	4.7
その他の証券	303,462	0.9	352,960	1.1
貸付金	2,099,584	6.5	1,925,286	5.8
保険約款貸付	281,112	0.9	280,937	0.8
一般貸付	1,818,472	5.6	1,644,348	4.9
不動産	558,552	1.7	557,461	1.7
うち投資用	389,872	1.2	389,070	1.2
繰延税金資産	214,138	0.7	71,178	0.2
その他	493,105	1.5	376,200	1.1
貸倒引当金	△816	△0.0	△785	△0.0
一般勘定計	32,233,500	100.0	33,468,591	100.0
うち外貨建資産	10,453,682	32.4	11,401,177	34.1

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b．有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区分	2019年度末					2020年度第1四半期会計期間末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,725,607	2,049,016	323,306	323,313	△6	1,707,004	2,011,988	304,984	304,990	△6
責任準備金対応債券	12,029,349	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230	12,069,789	13,941,137	1,871,367	1,896,839	△25,472
子会社・関連会社株式	52,338	27,969	△24,369	－	△24,369	53,238	36,629	△17,609	－	△17,609
その他有価証券	11,788,547	12,951,026	1,162,478	1,335,068	△172,589	12,638,817	14,537,036	1,898,220	1,798,409	△100,188
公社債	2,128,799	2,205,625	76,889	90,306	△13,437	2,178,089	2,255,238	77,169	104,320	△27,150
株式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889	1,068,486	1,995,963	888,476	927,090	△38,614
外国証券	7,739,002	8,233,098	494,096	544,125	△50,028	8,447,643	9,171,183	723,540	735,270	△11,730
公社債	6,987,667	7,489,975	492,308	529,922	△37,613	7,509,810	8,183,142	673,332	680,556	△7,224
株式等	771,934	763,722	△8,211	14,203	△22,415	937,833	988,041	50,208	54,714	△4,506
その他の証券	303,623	297,362	△5,960	12,202	△18,163	325,293	346,611	21,317	23,961	△2,643
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34	357,735	365,278	7,543	7,755	△211
譲渡性預金	435,900	435,963	△36	－	△36	451,600	451,562	△37	－	△37
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	26,595,843	29,060,026	3,464,183	3,672,378	△208,194	26,657,830	30,514,793	3,856,963	4,000,238	△143,275
公社債	13,732,200	15,797,682	2,065,481	2,094,466	△18,985	13,759,552	15,673,602	1,894,049	1,933,456	△49,407
株式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889	1,068,486	1,995,963	888,476	927,090	△38,614
外国証券	9,943,462	10,740,042	797,190	887,275	△90,085	10,666,172	11,740,576	1,074,403	1,107,963	△33,560
公社債	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300	9,675,100	10,717,904	1,042,803	1,053,249	△10,445
株式等	824,173	791,991	△32,181	14,203	△46,384	990,071	1,022,670	32,599	54,714	△22,115
その他の証券	303,623	297,362	△5,960	12,202	△18,163	325,293	346,611	21,317	23,961	△2,643
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34	357,735	365,278	7,543	7,755	△211
譲渡性預金	435,900	435,963	△36	－	△36	451,600	451,562	△37	－	△37
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2019年度末	2020年度第1四半期会計期間末
満期保有目的の債券	－	－
非上場外国債券	－	－
その他	－	－
責任準備金対応債券	－	－
子会社・関連会社株式	593,981	593,981
その他有価証券	62,246	62,219
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	21,841	21,491
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	34,558	34,558
非上場外国債券	－	－
その他	5,845	6,169
合計	656,227	656,200

住友生命保険相互会社

ｃ．金銭の信託の時価情報

（１）運用目的の金銭の信託

2019年度末、2020年度第1四半期会計期間末ともに残高がないため、記載していません。

（２）運用目的以外の金銭の信託

2019年度末、2020年度第1四半期会計期間末ともに残高がないため、記載していません。

３．四半期貸借対照表

（単位：百万円）

期別 / 科目	2019年度末 要約貸借対照表 (2020年3月31日現在) 金額	2020年度 第１四半期会計期間末 (2020年6月30日現在) 金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	1,467,878	1,491,700
コールローン	354,415	430,637
買入金銭債権	326,239	496,760
有価証券	27,423,878	28,857,095
（うち国債）	(10,182,036)	(10,201,035)
（うち地方債）	(235,930)	(236,511)
（うち社債）	(3,683,890)	(3,714,613)
（うち株式）	(1,831,515)	(2,188,551)
（うち外国証券）	(11,181,658)	(12,156,834)
貸付金	2,099,584	1,925,286
保険約款貸付	281,112	280,937
一般貸付	1,818,472	1,644,348
有形固定資産	569,148	567,568
無形固定資産	40,387	39,527
代理店貸	0	0
再保険貸	110	35
その他資産	443,657	327,235
前払年金費用	12,482	13,707
繰延税金資産	214,138	71,178
貸倒引当金	△816	△785
資産の部合計	32,951,105	34,219,946

期別 / 科目	2019年度末 要約貸借対照表 (2020年3月31日現在) 金額	2020年度 第１四半期会計期間末 (2020年6月30日現在) 金額
（負債の部）		
保険契約準備金	26,965,750	27,063,608
支払備金	108,199	104,347
責任準備金	26,636,055	26,706,864
社員配当準備金	221,485	252,396
再保険借	209	181
社債	449,924	449,924
その他負債	3,085,190	3,895,190
未払法人税等	22,503	2,469
リース債務	5,762	5,472
資産除去債務	1,749	1,754
その他の負債	3,055,175	3,885,493
退職給付引当金	10,730	9,212
価格変動準備金	787,547	800,047
再評価に係る繰延税金負債	12,923	12,923
負債の部合計	31,312,267	32,231,089
（純資産の部）		
基金償却積立金	639,000	639,000
再評価積立金	2	2
剰余金	220,677	185,209
損失填補準備金	5,804	6,004
その他剰余金	214,873	179,204
価格変動積立金	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金	1,296	1,998
別途積立金	223	223
四半期未処分剰余金	＊ 48,351	11,983
基金等合計	859,680	824,211
その他有価証券評価差額金	841,237	1,227,020
繰延ヘッジ損益	△2,371	△2,665
土地再評価差額金	△59,706	△59,706
評価・換算差額等合計	779,157	1,164,645
純資産の部合計	1,638,837	1,988,856
負債及び純資産の部合計	32,951,105	34,219,946

（注）＊　2019年度末要約貸借対照表の四半期未処分剰余金は、当期未処分剰余金を示しております。

住友生命保険相互会社

４．四半期損益計算書

（単位：百万円）

期別 / 科目	2019年度 第１四半期累計期間 （2019年4月 1日から 2019年6月30日まで） 金額	2020年度 第１四半期累計期間 （2020年4月 1日から 2020年6月30日まで） 金額
経常収益	781,262	701,182
保険料等収入	570,777	475,595
（うち保険料）	(570,085)	(475,025)
資産運用収益	171,443	195,596
（うち利息及び配当金等収入）	(145,578)	(140,845)
（うち有価証券売却益）	(14,865)	(17,560)
（うち特別勘定資産運用益）	(3,583)	(35,086)
その他経常収益	39,041	29,990
経常費用	755,459	676,101
保険金等支払金	485,610	432,754
（うち保険金）	(156,260)	(142,027)
（うち年金）	(133,097)	(113,250)
（うち給付金）	(83,446)	(75,563)
（うち解約返戻金）	(99,264)	(91,900)
（うちその他返戻金）	(13,300)	(9,766)
責任準備金等繰入額	95,036	70,806
責任準備金繰入額	95,028	70,799
社員配当金積立利息繰入額	7	7
資産運用費用	64,206	67,841
（うち支払利息）	(7,405)	(3,231)
（うち有価証券売却損）	(2,596)	(2,045)
（うち有価証券評価損）	(123)	(455)
（うち金融派生商品費用）	(31,719)	(44,760)
事業費	79,517	77,549
その他経常費用	31,089	27,148
経常利益	25,802	25,081
特別利益	14	-
固定資産等処分益	14	-
特別損失	12,082	12,608
固定資産等処分損	14	73
減損損失	103	-
価格変動準備金繰入額	11,900	12,500
社会及び契約者福祉増進助成金	64	34
税引前四半期純剰余	13,735	12,473
法人税及び住民税	16,906	7,145
法人税等調整額	△15,785	△6,655
法人税等合計	1,121	490
四半期純剰余	12,613	11,983

住友生命保険相互会社

注記事項
（四半期貸借対照表関係）

2020年度第１四半期会計期間末
１．外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、６月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 ２．四半期貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が2020年７月２日の総代会にて承認されることを前提としております。 ３．消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期貸借対照表価額は、4,196,589百万円です。 ４．社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高　221,485百万円 前年度剰余金よりの繰入予定額　47,451百万円 当第１四半期累計期間社員配当金支払額　16,548百万円 利息による増加等　7百万円 当第１四半期会計期間末現在高　252,396百万円 ５．連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年３月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

住友生命保険相互会社

５．経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区　分		2019年度 第１四半期累計期間	2020年度 第１四半期累計期間
基礎利益	A	83,196	77,706
キャピタル収益		31,371	22,423
有価証券売却益		14,865	17,560
その他キャピタル収益		16,505	4,862
キャピタル費用		55,639	59,258
有価証券売却損		2,596	2,045
有価証券評価損		123	455
金融派生商品費用		31,719	44,760
為替差損		16,075	11,982
その他キャピタル費用		5,124	14
キャピタル損益	B	△24,268	△36,835
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	58,927	40,870
臨時収益		18	0
個別貸倒引当金戻入額		18	0
臨時費用		33,143	15,789
危険準備金繰入額		17,200	－
その他臨時費用		15,943	15,789
臨時損益	C	△33,125	△15,789
経常利益	A＋B＋C	25,802	25,081

（参考）その他項目の内訳

		2019年度 第１四半期累計期間	2020年度 第１四半期累計期間
基礎利益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	3,952	△2,178
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△16,505	△2,684
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	1,171	14
その他キャピタル収益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	－	2,178
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	16,505	2,684
その他キャピタル費用	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	3,952	－
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	1,171	14
その他臨時費用	個人年金保険の年金開始後契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	15,943	15,789

住友生命保険相互会社

６．ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項　　目	2019年度末	2020年度 第１四半期会計期間末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	4,426,429	4,920,459
基金等	812,228	812,348
価格変動準備金	787,547	800,047
危険準備金	417,100	417,100
一般貸倒引当金	597	568
（その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)）×90%（ﾏｲﾅｽの場合100%）	1,047,979	1,529,578
土地の含み損益×85%（ﾏｲﾅｽの場合100%）	96,069	96,069
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	774,721	774,200
負債性資本調達手段等	499,924	499,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－	－
控除項目	△80,000	△80,000
その他	70,261	70,623
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　（B）	1,013,271	1,072,950
保険リスク相当額　R_1	66,661	66,468
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	63,072	63,487
予定利率リスク相当額　R_2	188,754	186,942
最低保証リスク相当額　R_7 ※	4,513	4,296
資産運用リスク相当額　R_3	789,230	850,206
経営管理リスク相当額　R_4	22,244	23,428
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	873.6%	917.1%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。
（注）2019年度末の数値は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2020年度第1四半期会計期間末は、これらの規定に準じて算出しております。

住友生命保険相互会社

７．特別勘定の状況

ａ．特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区　分	2019年度末	2020年度 第１四半期会計期間末
	金　額	金　額
個人変額保険	53,327	55,927
変額個人年金保険	85,491	82,644
団体年金保険	587,306	621,209
特別勘定計	726,126	759,781

ｂ．保有契約高

（１）個人変額保険（特別勘定）の状況

（単位：件、百万円）

区　分	2019年度末		2020年度第１四半期会計期間末	
	件　数	金　額	件　数	金　額
個人変額保険（有期型）	33	130	30	121
個人変額保険（終身型）	49,422	256,028	49,120	254,361
合　計	49,455	256,158	49,150	254,483

（２）変額個人年金保険（特別勘定）の状況

（単位：件、百万円）

区　分	2019年度末		2020年度第１四半期会計期間末	
	件　数	金　額	件　数	金　額
変額個人年金保険	130,672	291,905	127,828	273,122

８．保険会社及びその子会社等の状況

ａ．主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　目	2019年度 第１四半期連結累計期間	2020年度 第１四半期連結累計期間
経常収益	880,069	845,073
経常利益	4,337	31,059
親会社に帰属する四半期純剰余又は 親会社に帰属する四半期純損失(△)	△3,409	18,612
四半期包括利益	119,219	311,705

項　目	2019年度末	2020年度 第１四半期連結会計期間末
総資産	38,642,050	39,719,467
ソルベンシー・マージン比率	870.0%	903.0%

ｂ．連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	２６社
持分法適用非連結子法人等数	０社
持分法適用関連法人等数	８社

ｃ．四半期連結貸借対照表

（単位：百万円）

期別 / 科目	2019年度末 要約連結貸借対照表 (2020年3月31日現在) 金額	2020年度 第１四半期連結会計期間末 (2020年6月30日現在) 金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	1,603,446	1,617,751
コールローン	354,415	430,637
買入金銭債権	326,239	496,760
有価証券	31,224,974	32,464,444
貸付金	2,834,875	2,664,927
有形固定資産	573,778	572,146
無形固定資産	234,531	235,760
代理店貸	181	135
再保険貸	1,186	3,441
その他資産	1,264,231	1,152,676
退職給付に係る資産	7,258	6,237
繰延税金資産	218,110	78,249
貸倒引当金	△1,178	△3,600
資産の部合計	38,642,050	39,719,467

期別 / 科目	2019年度末 要約連結貸借対照表 (2020年3月31日現在) 金額	2020年度 第１四半期連結会計期間末 (2020年6月30日現在) 金額
（負債の部）		
保険契約準備金	31,696,335	31,768,755
支払備金	138,733	134,460
責任準備金	31,338,115	31,381,899
社員配当準備金	221,485	252,396
再保険借	11,958	11,239
社債	477,709	477,505
その他負債	4,058,781	4,806,200
退職給付に係る負債	13,655	12,065
価格変動準備金	787,707	800,213
繰延税金負債	14,729	13
再評価に係る繰延税金負債	12,923	12,923
負債の部合計	37,075,800	37,888,937
（純資産の部）		
基金償却積立金	639,000	639,000
再評価積立金	2	2
連結剰余金	102,654	73,842
基金等合計	741,656	712,845
その他有価証券評価差額金	949,379	1,238,429
繰延ヘッジ損益	405	12,237
土地再評価差額金	△59,708	△59,708
為替換算調整勘定	△61,476	△67,685
退職給付に係る調整累計額	△4,127	△5,708
その他の包括利益累計額合計	824,471	1,117,563
非支配株主持分	121	121
純資産の部合計	1,566,249	1,830,530
負債及び純資産の部合計	38,642,050	39,719,467

住友生命保険相互会社

d．四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

（四半期連結損益計算書）

（単位：百万円）

期別 / 科目	2019年度 第１四半期連結累計期間 〔2019年4月 1日から 2019年6月30日まで〕 金額	2020年度 第１四半期連結累計期間 〔2020年4月 1日から 2020年6月30日まで〕 金額
経常収益	880,069	845,073
保険料等収入	625,912	533,273
資産運用収益	213,492	276,220
（うち利息及び配当金等収入）	(175,928)	(175,889)
（うち売買目的有価証券運用益）	(9,522)	(-)
（うち有価証券売却益）	(15,949)	(19,772)
（うち特別勘定資産運用益）	(3,583)	(35,086)
その他経常収益	40,664	35,579
経常費用	875,731	814,014
保険金等支払金	516,556	470,494
（うち保険金）	(164,129)	(151,563)
（うち年金）	(133,102)	(113,256)
（うち給付金）	(103,842)	(101,272)
（うち解約返戻金）	(99,761)	(92,232)
責任準備金等繰入額	139,817	68,370
責任準備金繰入額	139,809	68,362
社員配当金積立利息繰入額	7	7
資産運用費用	79,958	137,342
（うち支払利息）	(8,047)	(4,630)
（うち売買目的有価証券運用損）	(-)	(32,701)
（うち有価証券売却損）	(4,023)	(2,842)
（うち有価証券評価損）	(936)	(1,612)
事業費	100,077	99,647
その他経常費用	39,321	38,158
経常利益	4,337	31,059
特別利益	14	-
固定資産等処分益	14	-
特別損失	12,137	12,616
固定資産等処分損	43	75
減損損失	123	-
価格変動準備金繰入額	11,905	12,506
社会及び契約者福祉増進助成金	64	34
税金等調整前四半期純剰余又は税金等調整前四半期純損失（△）	△7,784	18,442
法人税及び住民税等	16,747	1,407
法人税等調整額	△21,125	△1,579
法人税等合計	△4,378	△171
四半期純剰余又は四半期純損失（△）	△3,406	18,613
非支配株主に帰属する四半期純剰余	2	1
親会社に帰属する四半期純剰余又は親会社に帰属する四半期純損失（△）	△3,409	18,612

住友生命保険相互会社

（四半期連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

期別 / 科目	2019年度 第１四半期連結累計期間 （2019年4月 1日から 2019年6月30日まで） 金額	2020年度 第１四半期連結累計期間 （2020年4月 1日から 2020年6月30日まで） 金額
四半期純剰余又は四半期純損失（△）	△3,406	18,613
その他の包括利益	122,626	293,092
その他有価証券評価差額金	124,006	289,798
繰延ヘッジ損益	63	11,832
為替換算調整勘定	△35	△2,458
退職給付に係る調整額	△1,984	△1,580
持分法適用会社に対する持分相当額	577	△4,499
四半期包括利益	119,219	311,705
親会社に係る四半期包括利益	119,217	311,704
非支配株主に係る四半期包括利益	2	1

住友生命保険相互会社

（四半期連結財務諸表の作成方針）

2020年度第１四半期連結累計期間
１．のれんの償却に関する事項 米国子会社で計上されたのれんについて、従来は連結上２０年で定額法により償却しておりましたが、米国子会社において米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」に基づき償却処理を選択できることとなったことから、当連結会計年度より１０年の定額法により償却する方法へ変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当第１四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純剰余はそれぞれ734百万円減少しております。

注記事項

（四半期連結貸借対照表関係）

2020年度第１四半期連結会計期間末
１．当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、６月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 ２．四半期連結貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が2020年７月２日の総代会にて承認されることを前提としております。 ３．消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期連結貸借対照表価額は、4,196,589百万円です。 ４．社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高　221,485百万円 前連結会計年度剰余金よりの繰入予定額　47,451百万円 当第１四半期連結累計期間社員配当金支払額　16,548百万円 利息による増加等　7百万円 当第１四半期連結会計期間末現在高　252,396百万円 ５．その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ606,462百万円、598,830百万円含まれています。 ６．連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年３月31日　企業会計基準委員会　実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

住友生命保険相互会社

注記事項
（四半期連結損益計算書関係）

2020年度第１四半期連結累計期間
１．当第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（賃貸用不動産等減価償却費を含む）は 10,993 百万円、のれんの償却額は、1,531 百万円です。

住友生命保険相互会社

ｅ．保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目		2019年度末	2020年度 第1四半期連結会計期間末
ソルベンシー・マージン総額	（A）	4,264,500	4,670,221
基金等		505,118	509,669
価格変動準備金		787,707	800,213
危険準備金		419,176	419,281
異常危険準備金		—	—
一般貸倒引当金		767	3,192
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）		1,171,645	1,557,638
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）		96,066	96,066
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		△5,735	△7,928
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		796,434	796,710
負債性資本調達手段等		499,924	499,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		△76,870	△75,173
その他		70,265	70,626
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$	（B）	980,290	1,034,315
保険リスク相当額	R_1	91,876	91,764
一般保険リスク相当額	R_5	—	—
巨大災害リスク相当額	R_6	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	81,094	81,454
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R_9	7	7
予定利率リスク相当額	R_2	188,775	186,962
最低保証リスク相当額	R_7※	6,025	5,920
資産運用リスク相当額	R_3	747,438	803,094
経営管理リスク相当額	R_4	22,304	23,384
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$		870.0%	903.0%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。
（注）2019年度末は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2020年度第1四半期連結会計期間末は、これらの規定に準じて算出しております。

ｆ．セグメント情報

2020年度第１四半期連結累計期間（2020年4月1日から　2020年6月30日まで）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

５【その他】

該当事項はありません。

第２【原保有者その他関係法人の概況】

１【原保有者の概況】

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(ⅰ)名称

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

(ⅱ)資本金の額

10,000,000,000円（2020年3月31日現在）

(ⅲ)事業の内容

金融商品取引業及びそれに付帯する事業

(2) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

(3) 資本関係

該当事項はありません。

(4) 経理の概況

(ⅰ)最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(単体) (2019年3月31日現在)	(単体) (2020年3月31日現在)
資産合計	10,753,188	12,090,950
負債合計	9,964,254	11,286,372
純資産合計	788,934	804,578

(ⅱ)最近2事業年度における損益の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(単体) (自　2018年4月１日 至　2019年3月31日)	(単体) (自　2019年4月１日 至　2020年3月31日)
営業収益	344,696	378,017
経常利益	42,181	42,621
当期純利益	28,066	32,167

(ⅲ)その他

ＳＭＢＣ日興証券の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、会社法第440条第3項に基づき、貸借対照表及び損益計算書を電磁的方法により開示しているものをご参照下さい。

(5) その他

該当事項はありません。

２【その他関係法人の概況】

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(ⅰ)名称

三井住友信託銀行株式会社

(ⅱ)資本金の額

342,037,174,046円（2020年3月31日現在）

(ⅲ)事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

(2) 関係業務の概要

発行会社から特定資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(3) 資本関係

該当事項はありません。

(4) 経理の概況

(ⅰ)最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (2019年3月31日現在)	(連結) (2020年3月31日現在)
資産合計	56,941,609	56,288,892
負債合計	54,441,730	54,076,402
純資産合計	2,499,879	2,212,489

(ⅱ)最近2事業年度における損益の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (自　2018年4月１日 至　2019年3月31日)	(連結) (自　2019年4月１日 至　2020年3月31日)
経常収益	1,450,257	1,446,598
経常利益	251,344	232,268
当期純利益	165,580	147,678

(ⅲ)その他

三井住友信託銀行の経理の状況の詳細については、2019年3月期及び2020年3月期の有価証券報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

(5) その他

本資産管理委託契約の解約

ア　本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされます。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされます。

イ　本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができます。この場合、発行会社は、報酬・損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対する一切の債務から免れます。

(ア)　本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

(イ)　本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他これと同種の手続の申立てがあったとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき

(ウ)　その他発行会社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定したとき

第３【住友生命保険相互会社の概況】

１【名称、基金の総額及び事業の内容】

(ⅰ)名称

住友生命保険相互会社

(ⅱ)基金の総額

639,000,000,000円（2020年3月31日現在）

(注1) 基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金の額（639,000,000,000円）を含みます。

(ⅲ)事業の内容

生命保険業

２【関係業務の概要】

住友生命は、本劣後ローン債権の債務者であります。

３【資本関係】

該当事項はありません。

４【経理の概況】

(ⅰ)最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (2019年3月31日現在)	(連結) (2020年3月31日現在)

資産合計	37,811,470	38,642,050
負債合計	36,165,746	37,075,800
純資産合計	1,645,723	1,566,249

（ⅱ）最近2事業年度における損益の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (自　2018年4月１日 至　2019年3月31日)	(連結) (自　2019年4月１日 至　2020年3月31日)
経常収益	3,639,446	3,485,973
経常利益	150,840	37,591
当期純剰余	48,277	5,217

5【住友生命の事業等のリスク】

本社債の元金の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する住友生命を債務者とする本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況の影響を受けます。本社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報も十分検討した上、投資判断をして下さい。

(1) 生命保険業に関する法規制等

住友生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。

従って、保険業法等が改正された場合には、住友生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

① 保険業法

保険業法は、保険業が、一般公衆を相手方とし、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという機能を通じて、国民経済及び国民生活の基礎となるという公共性を有していることから、

(a) 保険業を行う者の業務の健全且つ適切な運営を確保し、

(b) 保険募集の公正を確保することにより

保険契約者等の保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

② 免許

保険業法の規定により、保険業を行う者は免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、住友生命は、

- 人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- 疾病、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡などに関し、一定額の保険金を支払う保険（いわゆる第三分野）
- 上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取消しを受けることがあります。

- 法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- 当該免許に付された条件に違反したとき
- 公益を害する行為をしたとき

・ 財産の状況が著しく悪化し保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

③ 業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	・ 免許の種類に応じた保険の引受け ・ 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
保険業法第98条に定める付随業務	・ 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行 ・ 債務の保証 ・ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」といいます。）の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い ・ 金銭債権の取得又は譲渡 ・ 特定目的会社が発行する特定社債等の引受け又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い ・ 短期社債等の取得又は譲渡 ・ 有価証券の私募の取扱い ・ デリバティブ取引 ・ デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ 金融等デリバティブ取引 ・ 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引 ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ リース契約に基づきリース物件を使用させる業務 ・ リース契約に基づきリース物件を使用させる業務の代理又は媒介 ・ 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの ・ 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務
保険業法第99条に定める法定他業（但し、保険業法第97条に定める本来業務の遂行を妨げない限度に限る。）	・ 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託 ・ 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務 ・ 投資助言業務 ・ 算定割当量の取得若しくは譲渡を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 ・ 資金移動業 ・ 保険金信託業務 ・ 投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買 など

④ 運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は次に掲げる方法に限定されています。

- 有価証券の取得
- 不動産の取得
- 金銭債権の取得
- 短期社債等の取得
- 金地金の取得
- 金銭の貸付け（コールローンを含みます。）
- 有価証券の貸付け
- 民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- 預金又は貯金
- 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- 有価証券関連デリバティブ取引
- デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引及び暗号資産（金融商品取引法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産をいいます。）又は暗号資産関連金融指標（金融商品取引法第185条の22第1項第1号に規定する暗号資産関連金融指標をいいます。）に係る取引を除きます。）
- 金融等デリバティブ取引
- 先物外国為替取引
- 上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、特別勘定（保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。）又は積立勘定（保険業法施行規則第30条の3第1項（同規則第63条で準用される場合を含みます。）の規定により設ける勘定をいいます。）以外の資産（一般勘定）においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金などの資産の運用額の合計を総資産の額の10%以内（貸付金等については特に3%以内）とする制限が設けられています。

なお、特別勘定については、同一人に対する資産の運用額に関する制限は設けられていません。

⑤ 監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、その主な内容は次に掲げるとおりです。

(a) 事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

(b) 定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。

- 商号又は名称
- 基金の償却に関する事項
- 社員の退社事由
- 総代の定数及び選出方法に関する事項

・ その他保険業法第126条各号に定める事項

(c) 届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

・ 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
・ 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
・ 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
・ その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

(d) 報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全且つ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

(e) 立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全且つ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(f) 業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全且つ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

・ 措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
・ その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

（早期是正措置）

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし

第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1) 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2) 配当の禁止又はその額の抑制 (3) 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含みます。）の変更 (5) 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6) 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7) 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8) 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9) 子会社等の業務の縮小 (10)子会社等の株式又は持分の処分 (11)保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12)その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

※ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質資産負債差額が、プラスとなる場合又はプラスとなると見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

※ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質資産負債差額がマイナスとなる場合又はマイナスとなると見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

※生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを改善するための合理的と認められる内容の経営改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場合で、当該経営改善計画が所要の期間で達成できると見込まれる場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分（非対象区分は除きます。）に応じた措置が採られることがあります。

（ソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン（solvency margin）とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払に備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えてリスクが発生した場合に、これに対応する「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。生命保険会社の単体ベースのソルベンシー・マージン比率の算定方法は以下のとおりです。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率}(\%) = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

〔ソルベンシー・マージン総額〕

貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。）、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上し

た金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、（その他有価証券の評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90％（マイナスの場合100％）、土地の含み損益×85％（マイナスの場合100％）、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、控除項目及びその他の項目の合計額。

〔リスクの合計額〕

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク、資産運用リスク及び経営管理リスクなど、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、その相当額を算出。

保険リスク相当額　…保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの）に対応する金額

第三分野保険の保険リスク相当額…第三分野の保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの）に対応する金額

予定利率リスク相当額…予定利率リスク（責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）に対応する金額

最低保証リスク相当額…最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生しうる危険）に対応する金額

資産運用リスク相当額…資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険）に対応する金額

経営管理リスク相当額…経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生しうる危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの）に対応する金額

住友生命の単体ベースのソルベンシー・マージン比率は、2019年3月期末：930.1％、2020年3月期末：873.6％です。2020年3月期末の単体ベースのソルベンシー・マージン比率が前期末比で低下したのは、その他有価証券評価差額金の減少や信用リスクの増加などによるものです。また、2021年3月期の第1四半期末の単体ベースのソルベンシー・マージン比率は917.1％です。2021年3月期の第1四半期末の単体ベースのソルベンシー・マージン比率が前期末比で上昇したのはその他有価証券評価差額金の増加などによるものです。

なお、2012年3月期末から、単体ベースのソルベンシー・マージン比率に加え、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。

住友生命の連結ベースのソルベンシー・マージン比率は、2019年3月期末：915.6％、2020年3月期末：870.0％です。2020年3月期末の連結ベースのソルベンシー・マージン比率が前期末比で低下したのは、住友生命におけるその他有価証券評価差額金の減少や信用リスクの増加などによるものです。また、2021年3月期の第1四半期末の連結ベースのソルベンシー・マージン比率は903.0％です。2021年3月期の第1四半期末の連結ベースの

ソルベンシー・マージン比率が前期末比で上昇したのは住友生命におけるその他有価証券評価差額金の増加などによるものです。

（実質資産負債差額）

実質資産負債差額とは、有価証券や不動産の含み損益を反映させた資産の合計が、価格変動準備金や危険準備金などを控除した負債の合計を上回る金額です。

住友生命の実質資産負債差額は、2019年3月期末：6兆5,566億円、2020年3月期末：6兆3,474億円です。2020年3月期末の実質純資産額が前期末比で減少したのは、有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額の減少などによるものです。また、2021年3月期の第1四半期末の実質純資産額は6兆7,142億円です。2021年3月期の第1四半期末の実質資産負債差額が前期末比で増加したのは、その他有価証券評価差額金の増加などによるものです。

ソルベンシー・マージン比率が200％を下回ることや、実質資産負債差額がマイナスとなることにより、早期是正措置などの監督官庁による監督措置が採られた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、住友生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置が採られる水準とならない場合でも、ソルベンシー・マージン比率の低下などにより住友生命の信用力が低下し、住友生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

かかるリスクに備え、住友生命では、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪のシナリオを想定したストレス・テストを実施し、ソルベンシー・マージン比率に与える影響も含め、健全性に与える影響を分析しています。ストレス・テストの結果は取締役会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、上記取組みや策定等によって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みや策定等について十分な成果をあげることができない場合、住友生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

⑥　経済価値ベースのソルベンシー規制について

経済価値ベースのソルベンシー規制については、近年、国際的にIAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われています。日本では、2019年5月に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」が設置され、2020年6月に公表された当該会議の報告書では「我が国において、中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えるためには、ESR（注）に基づくソルベンシー規制に出来る限り早期に移行することが必要である。」と記されています。また、2020年8月に公表された令和2事務年度金融行政方針においても、「保険会社を取り巻く社会環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備するため、経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく健全性政策への円滑な移行に向けた準備を着実に進める。」と記されています。

将来的に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより提案される可能性がある基準改正の内容によっては、住友生命の保険業の運営に悪影響を与える可能性があります。

(注)　経済価値ベースのソルベンシー比率をいいます。

⑦　生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）を1998年12月に設立しました。現在、外国保険会社の日本支店を含め、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。保護機構の財源は、会員である生命保険会社の負担金からなっています。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社の負担金は、各社の収入保険料及び責任準備金等のシェアに応じて算出されます。

なお、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、会員各社の負担金だけでは資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

2020年5月末時点における保護機構の定款上の会員の年間負担金限度額は330億円であり、2019年度における住友生命の負担金分担割合は、約8%（約26億円）です。

但し、生命保険業界における住友生命の収入保険料、責任準備金等のシェアが変動した場合、それに応じて住友生命の負担金も変動します。また、今後、生命保険会社の破綻の増加等により、各生命保険会社の負担金を引き上げるための法改正等が行われた場合、住友生命の負担金が増加する可能性があります。

⑧　保険契約に係る国際会計基準の動向

国際会計基準審議会（IASB）は、2020年6月にIFRS17「保険契約」の修正を公表しました。

当該基準又は当該基準に準じる基準が日本において適用された場合、住友生命の保険契約に関する責任準備金の評価額等が変更となる可能性があります。また、現行の会計基準と比較して、住友生命の財務数値の決算期毎の変動が大きくなる可能性があります。そのため、当該基準又は当該基準に準じる基準が日本において適用された場合には、住友生命の財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 民間生命保険会社の契約動向及び競合状況

①　契約動向

一般社団法人生命保険協会加盟の生命保険会社の2020年3月期末の保有契約年換算保険料は、個人保険・個人年金保険の合計で28兆円(注)となっており、2019年3月期末と比べて1.4%減少しています。また、2020年3月期の新契約年換算保険料は、個人保険・個人年金保険の合計で1.9兆円(注)となっており、2019年3月期と比べて35.1%減少しています。

今後、国内景気の低迷や、低金利の長期化、金融危機の再燃、他の生命保険会社の破綻、又は少子高齢化・人口減の進展等により、生命保険市場全体が悪影響を受ける場合には、解約の増加や新規契約の減少など、住友生命の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(注)　当該各数値は、一般社団法人生命保険協会ホームページにおける生命保険事業概況に基づき記載しています。

②　競合の状況

(a) 競合する生命保険会社

2020年5月7日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が住友生命を含めて41社、「外国生命保険業免許」を受け、日本に支店等を設けて営業している会社が1社、合計42社あります。

生命保険業界ではこれまでに国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入や、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立などの競争環境の変化がみられました。また、2007年10月には日本郵政公社が民営化され、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぽ生命保険が民間保険会社に加わりました。住友生命は、このように、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

(b) 生命保険事業における競合関係

民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも住友生命の生命保険事業と直接の競合関係にあります。

隣接業界・団体等	競合業務等

各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体（農協・全労済・全国生協連等）	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障などの、いわゆる第三分野保険

近年では、日本銀行のマイナス金利政策の影響を受け、銀行窓販商品の販売停止や保険料の引上げ、大手生命保険会社による相互会社から株式会社への組織変更の実施、外資系保険会社による保険会社買収、国内生命保険会社による海外保険会社の買収などもあり、国内市場の競争環境が今後ますます変化していく可能性があります。これらの結果、住友生命の競争力が低下する場合、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 住友生命の事業の状況

① 商品・サービス

住友生命の商品販売実績は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、2020年3月期末では、収入保険料の86.4%を占めています。また、2020年3月期末における個人保険・個人年金保険における商品区分別保有契約年換算保険料（件数）の構成比は、終身保険24.3%（19.4%）、定期付終身保険7.1%（11.7%）、利率変動型積立終身保険21.4%（21.3%）、定期保険1.5%（0.9%）、特約組立型保険3.2%（4.2%）、個人年金保険34.3%（27.8%）となっています。

近年、生命保険市場においては、低金利環境の継続可能性、少子高齢化や単独世帯の増加等を背景として、お客さまニーズの多様化・変化が加速しており、商品・サービスの競争の激化といった状況が発生しています。

住友生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、2015年9月からは働けなくなるリスクに備える（就労不能状態を保障する）生活保険「１UP（ワンアップ）」、2017年3月からは新主力商品である特約組立型保険「プライムフィット」の販売を開始しているほか、銀行窓販向けに、円建及び外貨建貯蓄性商品を提供しています。

また、「人生100年時代」と言われる長寿社会において、消費者の健康意識の高まりや官民の健康増進の推進姿勢から健康関連マーケットは今後も拡大が見込まれるものの、日本では平均寿命と健康寿命との隔たりは小さくなく、その差を埋めていくことが社会的な課題となっています。住友生命は、2016年7月に南アフリカの金融サービス会社Discovery Ltd.（以下「ディスカバリー」といいます。）及びソフトバンク株式会社と提携し、”日本をもっと健康に”というキャッチフレーズを掲げた「Japan Vitality Project」を発表し、ディスカバリーが開発した健康増進プログラムである「Vitality」の日本市場導入に向けた取組みを推進してきました。そして、リスクに備えるだけではなく、顧客の健康増進をサポートし、リスクそのものを減らして健康な人生を過ごしていただくという「新たな価値」を顧客に提供することが出来る健康増進型保険”住友生命「Vitality」”を2018年7月から発売しています。さらに、長寿社会においてますます増加が見込まれる認知症への対応は、健康長寿社会に向けた重要な社会的課題の一つであるとの認識のもと、ＭＣＩ（軽度認知障害）から認知症までを幅広く保障し経済的なサポートを行うとともに、早期発見・予防につなげることを目的とした特約「認知症ＰＬＵＳ（プラス）」を2020年3月に発売し、”住友生命「Vitality」”の対象商品に加えています。

サービス面では、定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする「スミセイ未来応援活動」に取り組んでいます。その中で、営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」を用いてお客さまの面前で出金や住所変更等の事務手続きを行うことができる「LiefDirect（リーフダイレクト）」の活用などにより、迅速・丁寧・誠実な対応に努めています。また、お客さま本位の業務運営の観点から、ご契約者本人による手続きが困難となる場合等に備え、事前に登録いただいたご家族が契約内容の確認やお手続きをすることができる「スミセイのご家族アシストプラス(注)」を2020年3月から開始しています。

(注) 「スミセイのご家族アシストプラス」とは、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。

法人向け分野に関しては、福利厚生制度の充実を図る商品の提供により総合的な企業福祉制度の実現をサポートしています。その中で、心と体の健康相談サービスを付帯した総合福祉団体定期保険を提供するとともに、「治療と仕事の両立支援」や「健康経営」というニーズにお応えするため、2018年3月から3大疾病を保障する団体保険商品を発売しています。また、確定給付企業年金や確定拠出年金などの年金制度のコンサルティングや運用商品の提案を行っています。

加えて、住友生命は、あらゆるリスクをカバーする「総合生活保障」の観点から、損害保険販売にも積極的に取り組んでおり、高度なリスクコンサルティング力・最大規模の損害サービスネットワークを有する三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、同社の高品質な商品・サービスを提供しています。

しかしながら、今後、住友生命が変化する顧客のニーズに合致した商品・サービスを提供できない場合には、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 販売チャネル

住友生命は、対面によるきめ細やかなコンサルティングを行うチャネルとしてスミセイライフデザイナー（営業職員）を主力販売チャネルとしています。スミセイライフデザイナーの在籍数は、2020年3月期末の時点で32,206名です。住友生命では多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく、スミセイライフデザイナーを対象に各種研修を実施しています。

また、変化・多様化する顧客ニーズに対応するため、いち早くマルチチャネル戦略を掲げ、金融機関等代理店や保険ショップへの取組みを推進しています。

金融機関等代理店チャネルにおける取組みは、以下のとおりです。

・ 保険販売に関する代理店委託契約を結んだ銀行、信用金庫等による住友生命の保険商品販売
・ 2008年5月から開始した日本郵政グループ各社による住友生命の保険商品販売

保険ショップチャネルにおいては子会社化・関連会社化を行っており、具体的には以下のとおりです。

・ 2009年10月に、「ほけん百花」などの保険ショップを通じて保険販売を行っている子会社、いずみライフデザイナーズ株式会社を設立
・ 2017年7月に、関西エリアに保険ショップを展開する株式会社保険デザインを子会社化
・ 2018年1月に、首都圏・中部・関西エリアに保険ショップを展開するマイコミュニケーション株式会社を関連会社化

これらに加え、住友生命のホームページを通じたダイレクト販売チャネルなどがあるほか、企業等への販売を行う本部組織も有しています。

しかしながら、今後、生命保険市場の低迷、主力販売チャネルである営業職員数の減少、新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れ、又は保険募集に関する規制の強化等により、住友生命が十分な販売量を確保できない場合には、住友生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

そのため、住友生命では上記記載の対策を行うことにより、顧客接点の強化やコンサルティング力の向上に努め、顧客ニーズに応じた販売チャネルの強化にも取り組んでいます。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、住友生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

③ グループ戦略・提携戦略

住友生命は、収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を図る観点から、精力的にグループ事業の強化、アライアンス体制の構築に取り組んできました。

グループ事業の強化については、2010年4月に子会社であるメディケア生命保険株式会社を設立し、「自分にあった商品を主体的に選択したい」という意向を持ったお客さまに対し、シンプルで分かりやすい保険商品を機動的に提供しており、前述の保険ショップチャネルに対して住友生命とメディケア生命から商品供給を行っています。また、2019年8月にはアイアル少額短期保険株式会社を子会社化しました。これらに加え、海外における具体的な取組みについては、以下のとおりです。

・ 2005年11月、中国の生命保険市場の高い成長性を享受するため、中国最大手損害保険会社を傘下に持つ、中国人民保険集団股份有限公司とともに、中国人民人寿保険股份有限公司を設立
・ 2013年3月、ベトナムの高い成長性を享受するため、ベトナム最大手の保険・金融グループであるバオベト・ホールディングスの発行済株式の18%を取得した後、2019年12月に追加出資を実施、追加出資後の持分比率は約22%
・ 2014年5月、インドネシアの生命保険市場の高い成長性を享受するため、インドネシア大手国営商業銀行であるバンク・ネガラ・インドネシアの生命保険子会社であるBNIライフ・インシュアランスが発行する新株の引受けにより、発行済株式の約40%を取得
・ 2016年2月、海外事業からの収益規模の拡大、収益基盤の多様化、収益貢献時期や地理的リスクの分散を目的とした、米国の中堅生命保険グループSymetra Financial Corporationの完全子会社化
・ 2019年7月、世界最先端のデジタル技術やビジネスモデルを取り入れていくことを目指し、シングライフの発行済み株式の約25%を取得

アライアンス体制の構築について、具体的には以下のとおりです。

- 2016年10月、国内中小企業マーケットへの深耕、多様化する顧客ニーズに対するスピーディ且つ効率的な商品ラインアップの拡充を目的とした、エヌエヌ生命保険株式会社との業務提携
- 2018年7月、国内個人マーケットへの深耕、多様化する顧客ニーズに対するスピーディ且つ効率的な商品ラインアップの拡充を目的とした、ソニー生命保険株式会社との業務提携
- 2018年10月、介護関連ニーズに包括的に対応するサービスプラットフォームの構築を目的とした、アクサ生命保険株式会社との業務提携

しかしながら、これらのグループ・提携戦略について、十分な成果を上げることができない場合には、出資の毀損、事業費の増加など、住友生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

④　収支の状況

(a) 生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額などによって、計算基礎率（次に掲げる予定死亡率、予定利率、予定事業費率等）に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払などにあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納などの必要な事業費をあらかじめ見込んでいますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額（剰余金）に基づいて、社員配当（株式会社においては契約者配当）が支払われます。

但し、一部の契約において、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります。（「逆ざや」につきましては、下記(c)「利差の状況」をご参照下さい。）

また、事業費等の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率等が急上昇して予定死亡率を上回る場合は、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(b) 損益計算書と基礎利益

損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がないなどの特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損等の資産運用費用及び会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益なども含まれるため、株式市況等の運用環境が変動した場合の影響も強く受けることから、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が悪化した場合、多額の有価証券評価損が発生して経常損失が発生するなど、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

経常利益等の明細（基礎利益）

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損などの「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額、個別貸倒引当金繰入額等の「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払に備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。基礎利益は、死差損益、順ざや（逆ざや）及び費差損益等の合計ですが、それぞれ以下のような状況が発生し、損失が発生した場合は、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

・死差損益：予定死亡率等に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額を指します。大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率等が急上昇して保険金・給付金等の支払額が増加した場合は、損失が発生する可能性があります。

・順ざや（逆ざや）：後記(c)「利差の状況」をご参照下さい。

・費差損益：予定事業費率に基づく事業費等支出予定額と実際の事業費等支出との差額を指します。予定を上回る事業費等の増加等により、損失が発生する可能性があります。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、2001年3月期決算から公表しています。

住友生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記6.「住友生命2019年度決算及び2020年度第1四半期報告」「2019年度決算のお知らせ」7.「経常利益等の明細（基礎利益）」のとおりです。

(c) 利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）などの負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等でまかなえない状態、つまり利差損が生じている状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることになります。

住友生命は、逆ざや解消への取組み等により、2015年3月期より6年連続で順ざやを確保しています。

しかしながら、今後、金利の低下や企業業績の悪化等により、利息や配当収入等が減少する場合には、再び利差損に転じるなど、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、住友生命では、新契約の予定利率について、市場の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、保有契約についても、追加責任準備金を積み立てることで、平均予定利率の水準をコントロールしています。一方、基礎利益上の運用収支等の利回りについても、運用力強化に向けた様々な取組みを通じて、低金利環境が継続する中でも高水準の利回りを確保できるよう努めています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。
逆ざや額＝（基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率）×一般勘定責任準備金

●基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
●平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
●一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の期始の責任準備金と期末の責任準備金（予定利息による増加分を除く）の合計の二分の一

⑤　財産の状況

(a)　責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金などの支払を確実に行うために、保険料や運用収益などを財源として保険業法により積み立てが義務付けられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理としては、決算期末において要積立額を計算し、前期末の要積立額との差額を損益計算書に計上します。すなわち、当期末要積立額が前期末要積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末要積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。責任準備金の積立水準として法令等により定められる標準利率・標準生命表に、今後、変更があった場合には、保険料の見直しや責任準備金の積増し等によって、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(b)　金融商品の時価会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、2001年3月期より金融商品の時価会計が導入されました。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性を踏まえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	―
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	―
子会社・関連会社株式	―	原価	―
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価（但し、時価のあるものに限ります。）	損益計算書に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直接計上(注4)

(注1) 評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。
(注2) 償却原価とは、償還金額より安く（高く）取得した場合に、その差額を利益（損失）として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して毎期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算（減算）した価額です。
(注3) 責任準備金対応債券は、保険会社の特性（契約の長期性等）を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。
(注4) 税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

住友生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記6.「住友生命2019年度決算及び2020年度第1四半期報告」「2019年度決算のお知らせ」4.「2019年度の一般勘定資産の運用状況」h.「有価証券の時価情報（一般勘定）」(1)「売買目的有価証券の評価損益」及び(2)「有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）」に記載のとおりです。

2020年3月期末では、その他有価証券の含み益1兆1,677億円について、税効果を除いた8,412億円をその他有価証券評価差額金として純資産の部に計上しています。また、2021年3月期の第1四半期末では、その他有価証券の含み益1兆7,032億円について、税効果を除いた1兆2,270億円をその他有価証券評価差額金として純資産の部に計上しています。

今後、株価の下落や円高の進行、外国金利の上昇等によって、含み損益の悪化や評価損の計上等、住友生命の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) 退職給付会計

退職給付債務は、将来支払う見通しの退職給付（一時金及び年金）を一定の割引率等により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。住友生命の2020年3月期末における退職給付債務の額は2,703億円で、年金資産は2,665億円、退職給付引当金は107億円、前払年金費用は124億円です。また、2021年3月期の第1四半期末における退職給付債務の額は2,673億円で、年金資産は2,640億円、退職給付引当金は92億円、前払年金費用は137億円です。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大し、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計とは、不動産等の固定資産の資産価値が著しく下落したと考えられる場合に、下落分を減損損失として認識するものです。

住友生命の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しています。

・資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしています。

・減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

・回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しています。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しています。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しています。

住友生命の減損損失の計上額は、2019年3月期で104億円、2020年3月期で5億円となっています。また、2021年3月期の第1四半期累計期間における減損損失の計上額はありません。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大し、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 税効果会計

住友生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、その他有価証券評価差額金等に係る繰延税金負債と相殺した上で、貸借対照表に表示しています。住友生命は、2019年3月期末に繰延税金資産を1,239億円、2020年3月期末に繰延税金資産を2,141億円計上しています。また、2021年3月期の第1四半期末には繰延税金資産を711億円計上しています。繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算することが税効果会計基準において明記されており、税率変更があった場合、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債についても将来の適用税率により再計算されることになります。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、会計基準等の変更や、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると住友生命が判断した場合は、繰延税金資産計上額が減額され、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(f) 不良債権の状況

（リスク管理債権・債務者区分による債権）

後記6.「住友生命2019年度決算及び2020年度第1四半期報告」「2019年度決算のお知らせ」11.「リスク管理債権の状況」に記載される、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」及び「貸付条件緩和債権」に区分されるリスク管理債権がいわゆる不良債権にあたります。住友生命のリスク管理債権の合計額は、厳格な自己査定に基づき償却・引当を進めた結果、2019年3月期末で7億円、2020年3月期末で8億円と

なっています。また、リスク管理債権の合計額が貸付金残高に占める割合（不良債権比率）は、2019年3月期末で0.03%、2020年3月期末で0.04%となっています。

また、住友生命の「債務者区分による債権の状況」については、「正常債権」以外の債権がいわゆる不良債権にあたります。

（資産の自己査定）

住友生命は、資産内容の実態を客観的に把握し、経営の健全性を維持するために、資産の自己査定を実施しています。

具体的には、貸付金等住友生命の保有する資産を、回収の危険性又は価値が毀損する危険性の度合いに従って区分し、この結果に基づき償却・引当を実施します。

自己査定にあたっては、各資産所管部署（投融資執行部門等）において1次査定、運用審査部又は経理部において2次査定を実施しています。また、これらの組織から独立した内部監査部が監査を行うことで、査定結果の正確性等を検証しています。

（貸倒引当金の計上）

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

〔計上基準〕

- 「破綻先」及び「実質破綻先」に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- 「破綻懸念先」に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。
- 「破綻先」及び「実質破綻先」に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、既に積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥　近時の経済金融環境について

経済金融環境の変化は、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金等収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用に係わる収支が悪化する可能性があります。また、経済金融環境の変化等によって企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、住友生命の取引先企業の業況悪化に伴う不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、直接的又は間接的に住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクを踏まえ、住友生命は、網羅的にリスクを洗い出し、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪のシナリオを想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレス・テストの結果は取締役会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦　内部統制システムの整備

住友生命は、経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理態勢の強化」に取り組んでいます。取締役会において、保険業法第53条の30第1項第1号の規定に基づき「内部統制基本方針」を定め、この方針に基づいて、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び内部監査機能の充実を図るとともに、監査委員会の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取組みを行っています。しかし、かかる体制の整備にもかかわらず、構築した体制が十分に機能しない場合や欠陥が発生した場合等においては、後記⑧「コンプライアンスへの取組み」に記載のコンプライアンス上の問題が発生し、又は、後記⑨「リスク管理」に記載のリスクが顕在化するなど、それによって直接的な損害又は支出が発生する可能性があるほか、住友生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

（内部統制基本方針の概要）

（前文）
当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をＣＳＲの視点から再整理した「ＣＳＲ経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。
これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。
当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。
上記の前文とともに、以下の項目について方針を定めています。
1.監査委員会の職務の執行のための体制
①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
②監査委員会への報告に関する体制
③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
2．業務の適正を確保するための体制
①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑥顧客保護が図られることを確保するための体制
⑦内部監査の実効性を確保するための体制

⑧　コンプライアンスへの取組み

住友生命では、お客さまの信頼にお応えし続けていくという経営の基本をより強固なものとしていくため、コンプライアンスを重要な経営課題と捉え、以下のコンプライアンス推進体制を構築しています。

コンプライアンスに関する基本方針・規程

生命保険事業を通じて社会公共の福祉に貢献するという使命を果たすべく、経営の基本理念である「経営の要旨」並びに住友生命グループ各社及び役職員一人ひとりが実践していく指針を定めた「住友生命グループ行動規範」に則り誠実に業務を遂行しています。さらに、コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「法令等遵守方針」及び「保険募集管理方針」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」及び「保険募集コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への徹底を図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、社内ＬＡＮ等を活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

コンプライアンス推進体制

全社のコンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また全社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しています。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体の法令等遵守状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

このような取組みを機能させるため、本社各部門及び各支社はコンプライアンス取組計画を策定し、年度計画を通じたコンプライアンス推進に努めています。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律機能の発揮にも力を入れています。

（住友生命のコンプライアンス推進体制）

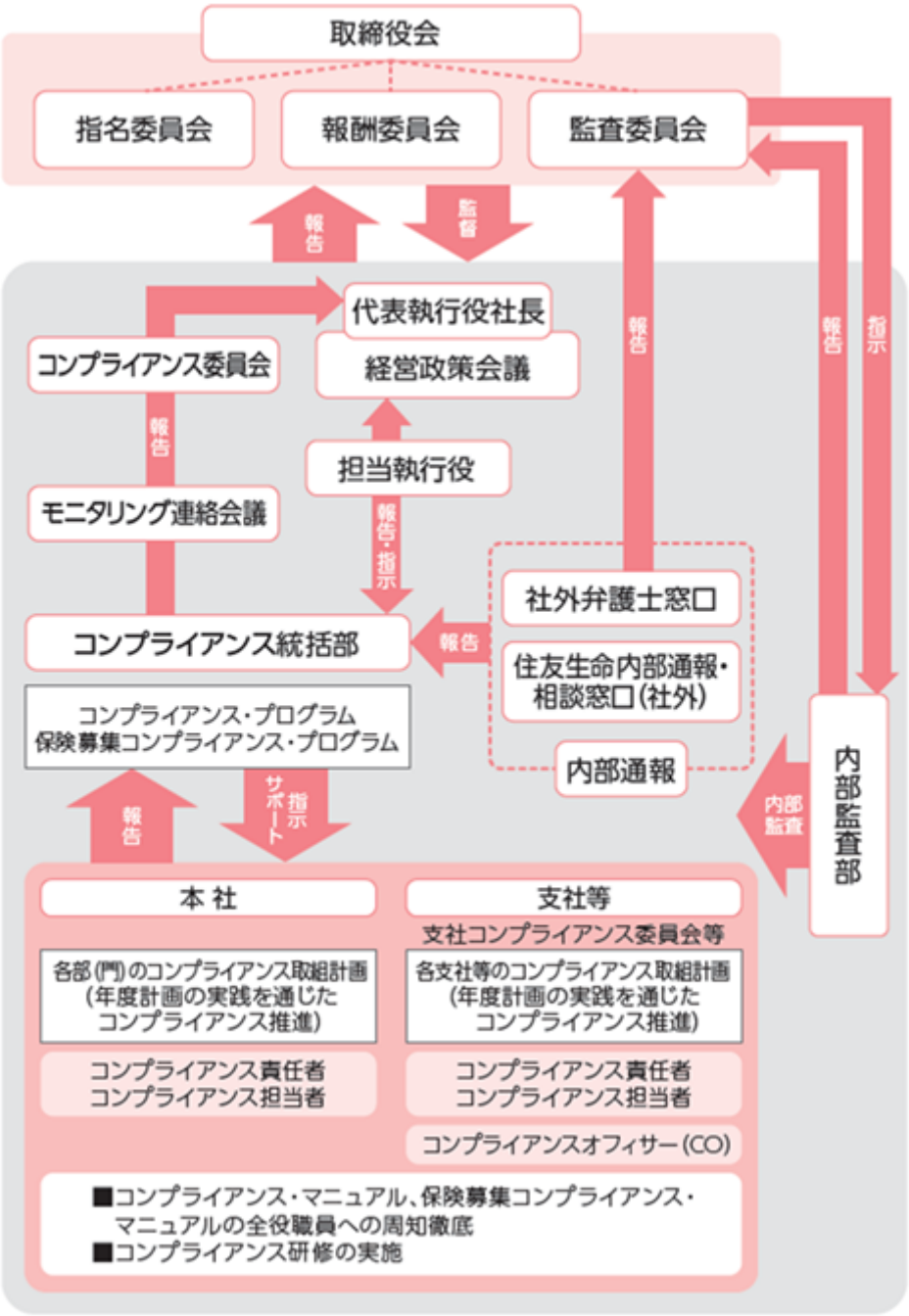

しかし、これらの取組みにもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生、個人情報の漏洩等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払等の直接的な支出が発生する可能性があるほか、住友生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

⑨　リスク管理

住友生命では、健全な財務基盤を確保し、ご契約いただいたお客さまに保険金等を確実且つ適切にお支払いするため、経営を取り巻くさまざまなリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールを行っています。具体的には、「保険引受リスク」「流動性リスク」「資産運用リスク」「オペレーショナル・リスク」等、それぞれのリスク特性に応じたリスクコントロールを行っており、リスク管理態勢の整備・高度化にも取り組んでいます。

リスク管理に関する方針、規程等

取締役会等において、リスク管理態勢等に関する方針を定めたリスク管理方針(注)や、これらの管理方針に基づき具体的なリスク管理手法等を定めたリスク管理規程等を定めています。

(注)「統合的リスク管理方針」及びリスク・カテゴリーごとのリスク管理方針

リスク管理体制

取締役会等は、統合的リスク管理方針等に基づき、リスク状況について報告を受け、統合的リスク管理態勢の実効性の評価、問題点等の検証を行っています。

リスク管理統括部と各リスク管理部門は、統合的リスク管理方針等に基づき、適切に連携し、本社、支社、子会社等及び外部委託先の各リスクを管理する態勢としています。

また、ＥＲＭ(注)委員会は、リスク状況を適切にモニタリングし、リスク管理に関する部門横断的な課題対応やＥＲＭの経営への活用等について審議を行っています。

さらに、リスク管理について内部監査や外部監査による検証を受けることで一層の適切性・有効性の確保を図っています。

(注)Enterprise Risk Managementの略

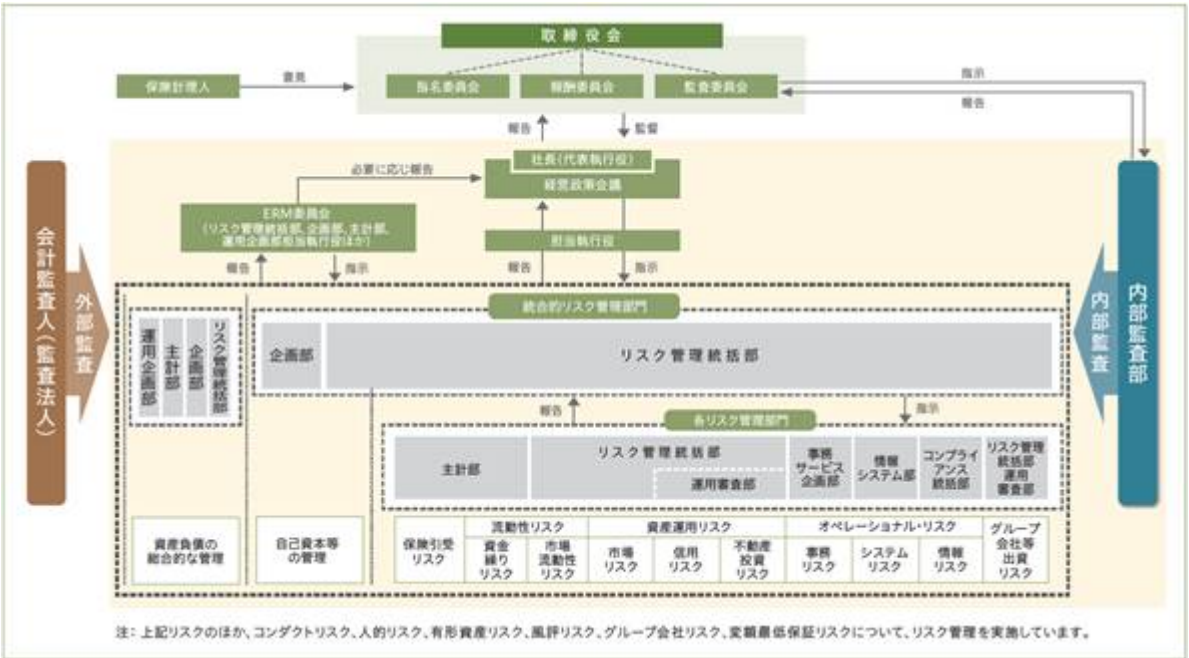

統合的リスク管理

さまざまなリスクを全社的な観点から統合的に評価し、経済価値ベースで自己資本等と比較するなど、リスク状況を適時適切にモニタリングすること等を通じて、事業全体としてリスクをコントロールする統合的リスク管理・運営を行っています。

また、統合的リスク管理の枠組みを支えるリスク文化の醸成に努めています。

統合的リスク管理等の取組状況は、ＯＲＳＡ(注)レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化等に活用しています。

(注)Own Risk and Solvency Assessmentの略

重要なリスクの管理

当社に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象を網羅的に把握し、取締役会等の議論を通じて、重要なリスクとして特定しています。特定した重要なリスクの状況や影響度を定期的に評価・モニタリングを行い、必要に応じてリスク管理プロセスに反映しています。

重要なリスク（2020年度）

- 国内外の金融市場の大幅な変動
- サイバーリスク
- 大規模なシステム障害
- ブランドの毀損につながるお客さま利益を損なう行為の発生
- 大規模な災害（巨大地震・パンデミック）の発生
- 大規模な事務ミスの発生
- 国内外の法規制の改正

(注) 2020年度は「新型コロナウイルス感染症」についても重要なリスクの管理の中でモニタングを行っています。

ストレス・テストの実施

統合的リスク管理におけるリスク計測モデルでは把握が困難な事象として、重要なリスクを踏まえ、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪のシナリオを想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会等に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に役立てています。

ＡＬＭ体制

ＡＬＭとは、資産（Asset）と負債（Liability）を総合的に管理（Management）することをいいます。生命保険会社における負債の大半は、将来の保険金等をお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境等の悪化時にも保険金等のお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要となります。

ＥＲＭ委員会において、負債特性を踏まえた資産運用戦略や金利リスクの状況等のＡＬＭに関する重要事項について審議を行い、リスクを適切にコントロールしつつ、収益の向上を図っています。

リスクの定義

リスクの種類	リスクの定義
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク

流動性リスク	資金繰りリスク	想定外の資金流出等により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での取引等を余儀なくされ、損失を被るリスク
	市場流動性リスク	市場の混乱等により取引機会が消失したり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされ、損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株価等の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少し、損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料等の不動産収益の減少や不動産価格の下落により損失を被るリスク、及び不動産に関する事故の発生等により、損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウン若しくは誤作動等のシステム不備等、又はコンピュータの不正使用等により、損失を被るリスク
	情報リスク	顧客情報等の漏えい、滅失、き損等により、損失を被るリスク
グループ会社等出資リスク		国内外の子会社・関連法人等への出資金がき損し、損失を被るリスク

（注）　上記リスクのほか、コンダクトリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、グループ会社リスク、変額最低保証リスクについて、リスク管理を実施しています。

保険引受リスク

保険商品の開発に際して、保険事故発生率の不確実性等、内在するリスクの分析・評価をするとともに、保険料等の価格設定においては、基礎データの信頼度を考慮した計算基礎率の設定等により、将来の保険金等のお支払いが確実に履行できるよう十分配慮しています。

また、被保険者の健康状態等に応じた引受基準の設定にあたり、保険事故の実際発生率の検証等により、保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていることを確認しています。

さらに、保険商品の発売後においては、収支状況、保険事故発生率の状況、将来収支予測及びリスク量の計測等のモニタリングを行っています。

これらの情報をもとに、保険引受リスクの顕在化がみられる場合には、関連各部署とともに適時適切な対応を講じています。

再保険について

項目	内容
再保険を付す際の方針	保有する保険引受リスクの内容、規模、集中度等を踏まえ、リスクの分散又は収益の安定化等が必要な場合に、再保険を活用することとしています。
再保険を引き受ける際の方針	保険引受リスクが経営に影響を与えない範囲内で、リスクの特性及び収益性等を踏まえ、再保険の引受けを行うこととしています。
再保険カバーの入手方法	出再先の選定に際しては、格付等により出再先の信用力を踏まえるとともに、移転させるリスクの特定の出再先への集中の状況について留意しています。

流動性リスク

資金繰りリスクについては、会社全体のキャッシュ・フローを一元的に把握し、常に一定額以上の余裕資金を準備することにより対応しています。また、資金繰りの逼迫度に応じてとるべき対応策を定め、流動性危機時等における対応体制を構築しています。

市場流動性リスクについては、資産ごとの市場規模等に基づき、一定期間内におけるキャッシュ化可能額を推計し、不測の事態に対処できるよう努めています。

資産運用リスク

資産運用ポートフォリオ全体、及び運用目的に応じて区分した各ポートフォリオについて、リスク量としてVaR(注)を計測し、それぞれに設定したリスクリミットと比較することで、リスク状況をモニタリングしています。資産運用リスクを構成する市場リスク、信用リスク及び不動産投資リスクについても、リスク量とリスクリミットを比較することなどにより、リスクの把握・管理に努めています。

また、信用リスクを有する主な資産（公社債、貸付金等）においては、個別投融資先に対し信用力に応じた社内格付を付与するとともに、定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しています。

不動産への投資においては、投資利回り及び収益予測の検証を行い、投資対象を選別するとともに、保有物件の立地、用途等の観点から不動産ポートフォリオの分散を図っています。また、空室の解消や計画的・効果的な営繕工事等を通じて物件価値向上・事故の未然防止のための取組みを行っています。

(注) VaR（バリュー・アット・リスク）：過去の株価や金利などの変動率をリスクの大きさと捉え、現在保有する資産・負債ポートフォリオに過去の変動率を当てはめて理論的に算出した、一定の確率の下で生じる最大損失金額。

オペレーショナル・リスク

(a) 事務リスク

事務リスク管理においては、業務の健全且つ適切な運営を図るため、各組織が社内規定等に則って事務を執行し、それに伴うリスクを自律的に管理するとともに、内部監査部による確認もあわせて行っています。

また、事務リスク管理部門は、ＰＤＣＡサイクル(注)の継続的実践による全社的な事務リスク管理に努め、各組織は、事務リスクの未然防止に取り組むとともに、誤った事務処理等が発生した場合には、お客さま対応、原因分析、再発防止策の策定を、的確且つ速やかに行うよう努めています。

(注) PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを繰り返すことで継続的な業務改善を行う仕組み。

(b) システムリスク

システムリスク管理においては、業務・サービスを根幹で支え、大切なお客さまの情報を管理しているコンピュータシステムの安定的且つ安全な稼動を確保するために、セキュリティポリシー及びシステムリスク管理方針に基づいた各種対策の実施とシステムの運行管理に努めています。具体的には、故障・障害等の発生に備えたバックアップの仕組みやシステム開発保守態勢の整備のほか、大規模災害等に備えバックアップセンターを設置するなど、体制の維持・確保に取り組んでいます。

また、サイバーセキュリティ対策においては、インターネットサービスをお客さまに安心してご利用いただけるよう、お客さま情報の漏えいやシステムへの不正アクセス防止対策など多層的な防御策の実施に努めるとともに、防御だけでなく、サイバー攻撃を受けた場合の早期検知・対応・復旧も重視した、態勢構築に取り組んでいます。

(c) 情報リスク

情報リスク管理においては、顧客情報等が漏えいし、お客さまの大切な権利・利益や住友生命の健全な業務運営が損なわれることがないよう、セキュリティポリシー及び顧客情報等管理方針に基づいて、顧客情報等を適切に管理しています。

具体的には、保管・送付・廃棄等の各段階における顧客情報等の適切な取扱いを社内規定として明確化し、これらのルールを社内報や社内研修等の機会を通じて役職員

に周知徹底するとともに、各組織の情報管理状況を把握し、必要な対策を講じています。

このような顧客情報等の安全管理状況については、内部監査部が実施する内部監査でも適宜確認しており、確認結果に基づき安全管理措置の充実・強化に取り組んでいます。

(d) その他のオペレーショナル・リスク

上記のほか、コンダクトリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを管理対象としています。

コンダクトリスクについては、「法令等への不適切な対応、お客さま視点の欠如等により、お客さま本位の業務運営が適切に行われず、将来の大きな損失につながるリスク」と規定し、社内研修等を通じて、リスク管理の観点からも、お客さま本位の業務遂行を全職員に徹底しています。

グループ会社等出資リスク

国内外の子会社・関連法人等への出資金の株価や為替の変動によるリスク、所在国のカントリーリスク（外貨事情、政治・経済情勢等）のモニタリングを実施しています。

大規模災害等への対策について

住友生命では、大規模な災害や深刻な風評被害が発生した場合に備えて「危機管理規程」を定め、さらに「大規模災害等対策マニュアル」で大規模災害発生時の会社の意思決定・事務遂行能力維持のための体制・手順等を規定しています。また、本社機能が停止する等、通常の方法では保険金の支払等の重要業務の継続が困難となった場合に備えて、「業務継続計画（ＢＣＰ）」を定めており、具体的な対応を「業務継続マニュアル」に規定しております。

実際に、東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症においては、発生後迅速に危機対策本部を立ち上げ、社内外の被害状況の確認や、お客さまへのご連絡・お見舞い訪問、保険金等のお支払いなど、迅速かつ適切な対応を実施しました。

毎年計画に基づいて訓練を実施し、その結果から随時マニュアルを見直し・改定する等、維持・向上に努めていきます。

しかし、住友生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、リスク許容度を超えたリスク性資産への投資による資産運用損の発生、大規模なコンピュータシステムのダウンなどのリスクが顕在化した場合には、住友生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

⑩　ＥＲＭ経営の推進

ＥＲＭの考え方

住友生命では、「ＥＲＭの高度化」等を「経営基盤」における取組項目の一つと位置付けています。

具体的には、ＥＲＭ（及びリスク管理）の高度化等に取り組み、リターン・リスク・資本についてより一体的な管理を進めることで、事業の持続可能性を確保していくとともに、お客さま（社員）への安定した配当還元を推進していきます。

ＥＲＭの経営への活用

上記ＥＲＭの考え方に基づき、「資本を有効活用して、どのようなリスクをどの程度のリスク量まで取ってリターンを獲得するのか」という経営上のリスク選好（定性面・定量面）を明確化した「リスクアペタイト・ステートメント」を策定した上で、「リスク選好と整合的な経営計画の策定(Plan)→経営

施策の執行（Do）→計画の進捗状況のモニタリング（Check）→必要に応じた計画等の見直し(Action)」という「PDCAサイクル」を通じて、ＥＲＭの更なる高度化を図っています。

⑪　個人情報の保護について

住友生命は、お客さまの個人情報は、住友生命が業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して、適正に取り扱っています。

具体的には、まず、「住友生命グループ行動規範」において、お客さま情報を厳正に管理することを定め、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報等管理方針」「セキュリティポリシー」等に明確に定めています。

また、個人情報を適正に収集させていただくことや、住友生命における個人情報の利用目的を特定し、この利用目的を達成するために必要な範囲に限って個人情報を取り扱うことを徹底するなど、「個人情報の保護に関する法律」にも確実に対応しています。

これらの個人情報保護に関する方針や取組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、住友生命ホームページ等で公表しています。

住友生命では、雇用契約時等において個人情報に関する非開示契約を締結する等、役職員の守秘義務を明確にした上で、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲の者に限定して、個人情報の漏えい等を防止するために各種のセキュリティ対策を講じています。例えば、営業職員が使用する営業用携帯端末（Sumisei Lief）や個人情報を管理するオンラインシステム等について、ＩＤ・パスワード等による本人識別・認証を確実に実施するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しています。

また、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

これらの取組みにもかかわらず、個人情報が漏洩した場合は住友生命への信頼が損なわれ、新契約の減少や解約の増加等により、住友生命の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

⑫　保険財務力格付

本届出書提出日現在において、住友生命は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・ジャパン株式会社（Moody’s）及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（S&P）に依頼し、保険財務力格付等の格付を取得しています。この他、住友生命の依頼に基づかない、いわゆる勝手格付も存在します。

今後、住友生命の支払余力、収益力、資産の質などの悪化により格付が引き下げられた場合、新契約の減少や解約の増加等により、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、住友生命では、中長期的な収支及び健全性の向上に向けた取組みを行っています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、住友生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険財務力格付等は、本社債に関する利息の利払期日における支払と元金の償還日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

６【住友生命2019年度決算及び2020年度第1四半期報告】

住友生命の2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の決算及び住友生命の2020年度第1四半期（2020年4月1日から2020年6月30日まで）報告は以下のとおりです。なお、以下に掲げられた「2019年度決算のお知らせ」「2019年度決算補足資料」「2020年度第1四半期報告」の全部又は一部については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。

次へ